

する旨添記する所あつた。而して尙ほ追て通知することあるべき分を外にし、右二回の公文に於て通知ありたる損害の件数を合すると、掠奪に由る損害二十四件、掠奪以外の行動に由る損害同じく二十四件とあつた。その後尙ほ或は追加のあつたことかとも思ふ。

右は英國人に關するものであるが、米獨その他の外國人にして各自領事官を経て損害賠償方を帝國總領事に申出でたるものも既に少なからざるやに承知する。

掠奪に由る損害の責任

これ等賠償要求の當否は、各案件毎に當該損害財産の性質、所在地點、環境、損害事情等を詳細に覈査した上に於て、之を國際法上の原則及び現實交戦法規の條文に照し始めて判斷すべきで、概括的に是非することは不可能である。而して我方に於て取扱上最も煩はしき問題たるものは、掠奪に由る損害の要償案件であらう。

右の英國總領事の照會には掠奪に由る損害二十四件とあるが、今後或は同種の案件が他の外國官憲からも尙ほ提起せらるゝかも知れない。謂ふ所の損害が果して掠奪に由れるものか、由るとして誰が掠奪したかは、嚴密に調査して見ねば輕しくは言へないが、孰れにしても掠奪が交戦法規の嚴禁する所であることは言を俟たない。隨つて掠奪の事實が確と立證せられたるものに對しては、賠償の責任あることも當然の歸着である。

然しながら之に關しては、考慮すべきことが二點ある。一は占領軍隊の目前に必要な日常必需品、即ちそれが無ければ軍の生活が能きぬといふ物品（例へば糧食、燃料、馬匹飼養料、屋舎等）に就て住民の逃走等のため適法の方法に依る徵發を行ふに由なき場合には、臨機それ等の物件を押收使用するに妨げないのである。陸戦法規慣例規則はこの點に關し明規を缺くも、同規則第五十二條の精神に於て之を妨ぐる理由を見出し得ない。勿論之には相當金額の補償を要する。相當金額とは必しも當該所有主の申出價格に従ふを要せず、軍隊指揮官に於て相當と認むる金額を成るべく速に支拂へば可なりで、たゞ不相當な廉價を強制するといふことを爲せぬば可いのである。これは補償を爲すのであるから、掠奪を以て論ずべからざることは勿論である。

第二は、物件の所有主が現場に居らずとの故を以て、その所有權を侵すことを寬恕すべき理由は無く、掠奪は所有主の現場に居ると否とに拘らず之を嚴禁すべきことは論なきことであるが、しかも所有主にして任意去りて現場に居らざりしといふことは、彼れ自身適法の條件に依る所の徵發を受くるの機會を拋棄したものと看做すを得べく、隨つて不在中に掠奪を受くことあるも、そのリスクの一半は所有主自身之を負はねばならぬものと云へる。軍の指揮官は部下の掠奪者を取締るに方り、當該物件の所有主が現場に居りしと否とに依りて輕重の斟酌を爲すの理由は無い



が、所有者の賠償要求を審査するに方りては、所有主の任意の不在に由りて起れる掠奪の損害は所有主に於てリスクの幾分を負担すべきものと論ずるに相当理由ありと信ずる。

非常収用  
に伴ふ賠  
償義務

次には非常収用に由る損害である。

前項に述べたる非常収用権を行使するに就ては、如何なる場合に於ても相當の賠償を爲すべきを條件としてのみそれが認められる。敵人の財産の現品徴發には代價の仕拂を要し、敵人の私有財産に屬する貯藏兵器その他の軍需品は、之を差押ふるを得ると雖も平和克復後之を還附し、且損害に對し賠償すべきものであるから（陸戦法規慣例規則第五十二條及び第五十三條）、況して第三國人のそれに對しては賠償を爲すは當然のことと云ふべきである。米國海軍省編纂の一九〇〇年に制定せる（後に廢止等となつた）『海戦の法規慣例』(The Laws and Usages of War at Sea, 1900) 第六條に『軍事的必要の要求する場合には、交戰國の境内に在る中立國の船舶も之を差押、破壊、又は軍事上の用途に使用することを得、但し斯かる場合に於て、該船舶の所有者に對しては充分の賠償を爲すを要す。賠償金額は能ふべくんば豫め該船舶の所有者又は船長と協定すべし。これ等の取扱方に就ては關係諸條約の規定に相當留意するを要す』とあるが、事は第三國の船舶に係る規定であるけれども、理は移して以て陸上に於ける第三國人の他の財産にも論じ得ら

る。

保險に關  
する賠償  
問題

上海戰關係の賠償要求案件中に果して既にあるか否か、又將來あるべきか否かは確と承知せざるも、ともすれば起り得るかと思はるゝのは、戰亂に由りて生命なり家屋家財なりを失へるに對し保險會社は被保人に保險金を仕拂ふと共に、將來取るを得ざるに至つた特定額の保險掛金の賠償を更に加害者に向つて要求し得るかの問題である。それよりも先づ、抑も保險會社は戰亂に由る損害に對し保險金を仕拂はざる可らざるものなるや否やの先決問題もある。これは停戰後間もなく起つた實際問題である。租界の内外に於ける各種の損害物件で保險に附したるその額を合算すると大約一千萬弗、之を取扱へる保險會社約百五十とある。上海の中華商務會は被保人側を代表し、三月十四日在上海外國保險組合に照會を發し、それ等の保險金仕拂方を要求に及んだ。保險會社側には果してその仕拂義務があるものか、火災は砲火に由るものをも含むべきか、今次の上海事變は法律的に戰亂を以て目すべきものであるが、戰亂と不可抗力の關係は如何、といふやうな保險約款に關する法律的研究事項は隨分ある。大概の火災保險證書には『戰爭、暴動、一揆その他の事變、竝に地震又は噴火のために生じたる火災及びその延焼の損害に對しては會社その責に任ぜず』といふやうな文句があり、即ち斯かる事由の損害に對しては保險金仕拂の義務



が無いやうに書いてあるが、實際問題に當ると、その各免責事由の解釋上に疑義の生ずることもある。そこで上海の場合に、關係保險會社側に於て仕拂義務の有無如何は當然研究問題となつたことであらう。

さて假に保險會社にその仕拂義務あるものとなり、會社が契約の保險金を仕拂ふとする。然る場合に會社は、前に述べた順序でその仕拂金額の賠償方を別に加害國に向つて要求するありとせば、そは如何に見るべきか。

例へば生命保險に就て云ふ。保險會社に於ては被保人の掛金の未拂分は會社の收入豫算の上に於ける一の財産なりと解し、而して被保人が戦亂の飛ばツ尻を受けて豫期以上に早死したる場合に、保險會社にては契約に従つて保險金を仕拂ふべきものならば仕拂ふが、同時に被保人にして若し豫期の壽命——それは保險統計の上から割出されてある——を完うしたとしたならば、その間に保險會社が引續いて受くるを得べかりし掛金、それは會社の財産で、被保人の不慮の死のため會社は之を失つた譯である、のみならず保險金は掛金の累積した勘定から仕拂ふ理であるが、この場合に於て保險金の仕拂は將來收得すべかりし掛金勘定から仕拂ふのでなく、他の科目から仕拂はざる可らざることもあるから、その科目に喰込んだゞけは會社の損失となるものである。

故に該被保人から將來收入あるべきものと會社に於て豫算しありたる其の掛金額の賠償をば、會社から損害の責任者即ち被保人に對する加害者に向つて要求するの權あり、といふやうな説は立たぬでもあるまい。この説必しも理ありとは云はず、殊に戦亂の巷に在住若くは出入する被保人に特別の割増掛金を仕拂はしめたとすれば、會社側に於てそのリスクを豫め承認したことにもなるから、賠償要求の論據は薄弱とならう。故に右の議論に輕しくは肯否の批判を下し得ないが、理論としては學問的に研究に値する問題であらう。

けれども、それ等技術的の微細な法律問題は暫く措き、凡そ個々の賠償要求案件に對し、その財産の性質、損害の事情等を審査して要求の當否を決定するに就ても、以て裁定の標準と爲すべき幾多の根本的の原則がある。それを豫め研究して一定の規矩準繩を立つるに非ずんば、事毎に尺度が異なりて考査に統齊を缺くの憾を生ずる。この關係に顧み、著者は豫て敵地所在各種財産の所有者、利害關係者、殊に第三國人より、その受けたりと稱する損害の救濟方に關する要求案件が事變終結に伴ひ或は簇出すべきかを慮り、政府として豫め賠償責任の有無及び歸着を裁斷すべき根本方針を決定し置くを極めて必要なりと思惟した。殊にその根本方針が決定されてない、軍部なり外務官憲なりに於て特定賠償要求案件を考量するに方り、前述の如く取捨の標準に統一

賠償問題  
賠償要求  
案件の査  
根本方針  
の針



を缺き、或は甲に薄くして乙に厚いといふ偏枯を取扱上に示すことなきを保し難い。この弊を未前に防ぐためには、先づ以て在上海關係諸官憲（陸海軍の當該係官及び公使館又は領事館員）の間に一の共同委員會を組織することが望ましい。而してその委員會に於ては、一面には賠償を考慮すべき損害と否らざるものを取捨するに就ての根本方針を研究し、他面には交戦に依りて直接相當程度以上の損害を受け、而して苦情の必然起るべきを豫想し得る所の重なる造營物その他の財産竝に利益を能き得る範圍に於て慎重に調査し、その調査の結果に意見を附し、委員會の報告書として政府の参考に供し、政府之を採擇するに於ては之に基いて一切の案件を處理することにしてはどうか。當時著者はこの見地からして右委員會設置の意見書を草し、三月中旬之を上司に稟議してその考慮を求め、殊に委員會を設置するとせば、一日早ければ損害の程度を的確に査定するを得、且直接の關係者に就ての調査も容易であるから、その設置は一日も速なるに利あることを申添へた。

當局官憲は之に對し主義に於ては孰れも賛意を表したけれども、爾來月餘に及んで委員會設置のことは實現せず、僅に豫備的の非公式顔合せ會を一再行つた折に著者は御用濟みにて歸京したので、その後の成行は承知しない。

## 第六章 實行に至らざりし平時封鎖案

敵の水路に依る軍用品の需給

上海戰發生以來、閩北に蟠據する支那兵は、兵器彈藥その他の軍用品の供給を管に滬甯鐵道その他諸陸路に依りて受くるのみならず、揚子江口を経て水面より受くる數量も累日少なくなかつた。故に陸上からの供給に對しては我方に於て當坐奈何とも爲し難いが、せめては水面からのそれを杜絶せしめ、幾分にも敵の勢力の増大するのを喰止めたい、といふことは我が艦隊當局者の當然要望する所であつた。そこで事變勃發の直後、在上海の我が艦隊にては上海に平時封鎖を行つてはどうかといふ議を政府に稟申したのであるが、我が海軍本部當局者は種々の見地から、その稟議を採用しなかつたやうに聞及んだ。

程なく新編成の第三艦隊は上海に着し、その部署に着くや、當時前述の水面よりする兵器彈藥類の供給が日に激甚を加へつゝあるの状況を目撃し、乃ち糧道の一部を絶つには斷然平時封鎖を實行するに若くはなしといふ意見が出た。元來平時封鎖なるものは、主として對手國の不法又は不當行爲に對する一の報復手段として、又は或要求を貫徹せしむる強要方法として、之を實行するのが古來最も多くの場合に見る例である。碩學ホルランドは平時封鎖の事由を報復、干涉、及び

平時封鎖の目的



鎮壓の三種に分類せるが (Reprisal, Intervention, and Suppression—T. E. Holland, *Studies in International Law*, p. 132)。その中で報復として行ふのが古來最も多い。随つて平時封鎖の名に於て戦時封鎖と同様の趣旨たる兵器彈藥その他謂ゆる禁制品を遮斷するの目的でやるのは、本來の使命としては稍々縁の遠い観がある。元來禁制品なるものは、戦時となりて中立關係が交戦國と第三國との間に生ずるに至りて始めて起るものであり、その供給を遮斷することも、交戦關係が正式に成立して始めて適法に認めらるゝのである。それが即ち封鎖で、そういふ目的のためにする封鎖は戦時以外に於て想像し得られず、随つて右の目的に係る平時の封鎖なるものは、その觀念に於て矛盾の感なきを得ないのである。

けれども、これは戦時若くは戦争なるものを本式に成立つた所のそれに視界を限つた上の話である。然るに戦争は必しも特定の方式を経ることに於てのみ成立つとは限らず、今次の上海戦の如く、國交は依然存続して而も事實的且地方的の戦争となるものもある。今後とても、國際聯盟規約や不戦條約にて開戦の手續や原因が小笠しく規定せらるゝ限り、法定以外の事實的且地方的の戦争が屢次起ることあるを豫想せねばならぬ。随つて戦時封鎖の實が——但し第三國の船舶及び人民の上に效力なしとする限りに於て——平時封鎖の名に於て行はるゝことあるべきを想像し得る

事實的戦争でも行ひ得ざるに非ず

のである。故に上海戦に際し、右の目的の下に平時封鎖を行ふことは、その軍事若くは外交上の利害得失は別とし、理論上に於ては之を行はんとすれば行ふに妨げなきものと云へる。

平時封鎖に紛はしき類似のものに通商封鎖 (Commercial blockade) といふのがある。通商封鎖は戰略封鎖 (Strategic blockade) に對する語であること猶ほ平時封鎖が戦時封鎖 (War blockade) に對する語たるに類する。平時封鎖はその名の示す如く平時に限るのであるが、通商封鎖は主として戦時に於ける經濟戦の作用で、その目的は敢て攻圍の一部としてに非ず、又専ら禁制品の出入を取締るがためと限らず、乃ち攻圍作戦の行はれざる通商沿岸に於て、且啻に禁制品のみならず總ての交通及び貨物出入を遮斷し、以て敵の資源を封鎖し、資力を弱めるといふ目的に於て行ふものである。一説に、米國は曾て通商封鎖を違法と爲すの見解を執り、一八五六年の巴里宣言に加入方を慫慂せらるゝや、通商封鎖廢止のことを加入の一條件としたとある (Pitt Cobbett, *Leading Cases on Intern'l Law*, II, p. 539 参照)。米國は豫て海上私有財産の免除を要求し、随つてこの要求に合致するやう私艦廢止に關する原則を改正すること、且何をか以て被封鎖港の有効的包圍 (effectual investment) と爲すかの定義を明確にすることを條件として巴里宣言に加入すべく、封鎖そのものに關しては何等異議なしと宣明したること當年の大統領の議會教書に載つ

平時封鎖と通商封鎖の異同



であるから (Moore, *A Digest of Intern'l Law*, VII, pp. 564-5 参照)、通商封鎖廢止を巴里宣言加入の一條件としたといふのは疑はしい。現に米國はその後南北戦争の際に、南方側の全沿岸二百五十哩に亙りて通商封鎖を行つたものである。

平時封鎖  
の是非

由來平時封鎖の當否に就ては、國際法學者中にも所説必しも一ならずで、或は紛争の平和的解決の一段として行はるべき平時封鎖は却つて戦争を誘促するの虞ありとか、戦時封鎖と紛はしとか、その他種々の見地から之を非難する學者もあるが、多數學者は之を適法視する。平時封鎖の研究に於て一頭地を抽んづるホーガンは

『國際法上唯一の制裁として知らるゝものは力である。國にして尋常の慣例及び禮儀に従つて事件を處理するに意なき場合には、力に依る強制手段に訴ふるは已むを得ない。世界の總ての國々の間に存在すべき法なるものを勵行するに必要な警察的義務を遂行するに就ては、戦争に比して嚴酷のヨリ淺き或種の方法を必要とするが、平時封鎖はこの目的に向つて有效なる一手段であること過去の證する所である。被封鎖國の住民が蒙るべき影響は戦争に比すればヨリ薄く、隨つて之に訴ふる場合に、その適用範圍を努めて限局するに於て、確に賢明の方法たるべきものである』 (A. E. Hogan, *Pacific Blockade*, p. 2.)

と云へるが、その論據に就ては或は異説あらんも、之を適法と認むるの點に於ては多數學者の贊する所である。殊に國際法の諸原則を立つるに就て有力の一權威たる萬國國際法協會にては、一八八五年に委員會を設けて平時封鎖の法的研究に着手し、委員會は二ヶ年に亙る調査討議の末、同八七年ハイデルベルヒの總會に於てその結果を報告した。即ち結論は、特定の條件の下に行ふ平時封鎖は國際法上容認せらるべきものといふにある。その條件とは

一八八七  
年のハイ  
デルベル  
ヒの決議

第一 外國旗を掲ぐる船舶は封鎖に拘らず自由航行を爲すを得ること。  
第二 公式の宣言且通牒を爲すを要すること、且戦時封鎖と同様に實力に依りて維持するを要すること。

第三 被封鎖國の船舶にして封鎖を破らんとするものは之を抑留するを得ること。該船舶は封鎖解除の上は、その積荷と共に之を當該船主に還附すべきこと。但し何等名義の損害賠償を爲すに及ばざること。

以上の三條件である。この報告は全會一致を以て可決せられ、乃ち斯道學者の大多數の裏書したる國際法上の一の原則となるに至つたものと見て可い。

戦時封鎖  
と異なる  
要點

平時封鎖の戦時封鎖と異なる要點は殊に右の第一と第三で、即ち平時封鎖に於ては、先づ以て



第三國の船舶の出入の自由

第三國の船舶の出入に對しては何等妨礙を加ふるを得ない。昔は平時封鎖に於て第三國の船舶を捕獲且沒收するのも珍しくなかつた。

一八八四年の佛國の臺灣平時封鎖

『一八二七年より一八四八年に至る間に於ての封鎖は、孰れも各國の船舶に對し一樣に仕向けられたるが如し。：：その後には於ても、特に一八八四年の佛國の臺灣封鎖、一八九三年の同じく佛國の暹羅メナムの封鎖、將た又本年（一八九八年）の列強のクリート島に對する封鎖、孰れも然らざるはなし』（Holland, *Studies in International Law*, p. 142）

その宣言  
戦時のそ  
れと擇ば  
ず

と記せるのがあるが、特に近代史上に於ける稍々著名の一例は、右にある一八八四年に佛國艦隊が臺灣に平時封鎖を行つた際である。その際佛國艦隊司令長官クルールベールの爲したる封鎖の宣言は、内容まさしく戦時封鎖のそれと擇ぶ所なく、その効果を第三國の船舶の上にも及ぼすの意が謳はれてあつた。且その封鎖區域は、啻に臺灣の西岸のみならず、その北端より蘇灣灣に至る東岸に亘つた。即ち宣言の文句は左の如くである。

『在極東佛國海軍司令長官中將たる下名は、その有する權能に依り茲に左の宣言を爲す。

『一八八四年十月二十三日以降、臺灣島にありて南岬即ち南社岬と蘇灣灣の間に位する西面及び北面（即ち第一には、北緯二十一度五十五分及び巴里東經百十八度三十分、第二には北緯二

十四度三十分、巴里東經百十九度三十三分の間に位置する所）の一切の港及び錨地は、予の麾下に屬する海軍に依りて實力的封鎖の状態に置かるべく、且友國の船舶は三日間を限りて荷積を了へ封鎖區域より離去すべし。

『前記の封鎖を侵犯せんとする船舶は總て國際法及び現行法規に照して處分すべし。

一八八四年十月二十日

佛國甲鐵艦バイヤールにて

クルールベール（手署）』

今参照のため、右の原文を左に掲げる。

“Nous, soussigné, vice-amiral commandant en chef les forces navales françaises dans l'Extrême-Orient, agissant en vertu des pouvoirs qui nous appartiennent, déclarons :

“Qu'à partir du 23 octobre 1884 tous les ports et rades de l'île Formose, compris entre le cap Sud ou cap Nan-Sha et la baie Soo-Au, en passant par l'Ouest et le Nord (ces points placés : le premier, par 21° 55' latitude nord et 118° 30' longitude est de Paris : le second, par 24° 30' latitude nord et 119° 33' longitude est de Paris), seront tenus en état de blocus effectif



par les forces navales placées sous notre commandement, et que les bâtiments amis auront un délai de trois jours pour achever leur chargement et quitter les lieux bloqués.

“Il sera procédé contre tout bâtiment qui tenterait de violer ledit blocus conformément aux lois internationales et aux lois en vigueur.

“A bord du cuirassé français Bayard,

“le 20 octobre 1884.

“(signé) Courbet.”

この宣言に依り佛國の封鎖艦隊は、臺灣に近寄らんとする第三國殊に英國の船舶を拿捕せんとした。英國は之に抗議した。英國は一八五〇年、英國の國籍を有する葡萄牙生れの猶太人ドン・パシフ・ヒコが希臘の暴民に襲はれて家財を奪はれ、又英國船ファン・トームの乗組員が希臘兵より侮辱を受けたる事件に關し、希臘政府に向つて損害賠償の談判を持ち込みたるに、その抄取らざるを見、希臘の船舶を公海に於て抑留<sup>エン・レウ</sup>せる外、ピレウス港に平時封鎖を行つた。けれども封鎖侵犯の船舶を取押へたのは希臘のそれのみで、第三國の船舶には之を及ぼさなかつた。のみならず取押へた船舶も、事件解決後之を希臘に還附した。これは平時封鎖の以て第三國の利益を害する

之に對する英國の抗議と佛國の釋明

ことなかるべきの現代の原則の先例を作つたものである。されば英國は佛國艦隊の臺灣封鎖の效力に對して抗議し、佛國にしてその方針を改めずんば、英國は佛支兩國が交戦状態に入りたるものと認め、英國の諸港に中立法規を厲行すべしと聲明した。(佛國が本式の宣戦を敢てせざりし理由は多々あつたが、香港及び新嘉坡から平時通り石炭の供給を受けんとすることもその一であつたと云はれてある)。

之に對し佛國は、今次の封鎖が單に支那をして外交的交渉に由る解決を促すためのリプライザルに過ぎずと辯じ、首相兼外相のフーリーは同八四年十一月二十六日、下院に於ける事件報告演説中に於て平時封鎖の幾多の實例を挙げ、その決して違法に非ざる所以を力説した。けれども平時封鎖を第三國に及ぼすを得と爲す見解の説明に至りては、聊か不充分であつたやうである。兎に角英國は右の抗議を徹底せしめんとて、香港及び新嘉坡に於ける佛國軍艦の碇泊に制限を附し、又採炭を禁止した。その内に清佛葛籐が收まつたので、問題もその以上に發展するに至らずして済んだのである。

平時封鎖に際し外國船舶は自由航行を妨げられずといふハイデルベルヒの原則が立つて後、その自由航行權が多少妨げらるゝ嫌ありし平時封鎖の實例は、一八九七年(明治三十年)歐洲六大

一八九七年のクリフト封鎖



國の聯合艦隊がクリート島に實行した封鎖である。同年三月十八日、在クリート列強艦隊司令官の爲したる同島封鎖の共同宣言に曰く。

『クリート島は三月二十一日午前八時以降封鎖の状態に置かるべし。封鎖は希臘の國旗を掲ぐる總ての船舶に對して一般的なるべし。六國及び中立國の船舶は、その載貨にして希臘軍隊に仕向けられず、又は内地に向ふものに非ざる限り、列強占領の諸港に入り且荷揚げすることを得。國際艦隊の艦船は該船舶に對し臨檢を行ふことを得。』

(“L’île de Crète sera mise en état de blocus à partir du 21 Mars à huit heures du matin. Le blocus sera général à l’égard de tous les bâtimens portant pavillon grec. Les navires des six puissances ou neutres pourront venir dans les ports occupés par les puissances et y débarquer leurs marchandises pourvu qu’elle ne soient ni destinées aux troupes grecques ni dirigées vers l’intérieur. Les navires pourront être visités par les bâtimens de la flotte internationale.”)

即ち第三國(及び各自國)の船舶にしても、希臘軍隊又はクリート内地に仕向けらるべき貨物を搭載するものありては入港は許されずとしてあつた。當年のクリート島の封鎖は報復の趣旨ではなくして、同島の内訌に止めを刺し且希臘軍隊の同島よりの撤退を促すにあつた。そつといふ目的

列強艦隊  
の共同封  
鎖宣言

封鎖の原  
因と對三  
國効力

の平時封鎖であらば以て特定貨物搭載の第三國の船舶にも干涉するを得るか。一説に「報復のためにする平時封鎖は被鎖封國の通商にのみ指すべきものたること、學界の輿論に由りて近代の既成慣行と大體認められ得べきも、他の目的に於て行ふ封鎖にありては、その果して第三國の通商に對しても之を指す能はざるものなりや、これは今尙ほ一の公開問題なり」といふのがある(Holland, *Studies etc.*, pp. 145-6)けれども原因の如何に依りて平時封鎖の第三國に對する効力を是非すべき理由は考へられない。恰も一たび開戦となつた以上は、開戦の原因如何を問はず第三國に對するその効果が一樣に中立法規に依りて律せらるべきと均しく、苟も平時封鎖を行ふ限り、その原因の如何に論なく、第三國船舶の自由航行を妨げざる原則を以て一貫せしむることが合理的であるやうに思ふ。

平時封鎖は以てその効力を第三國の船舶に及ぼすを得ずといふのは、今日確定的の原則となつてあるが、對手國の船舶が第三國の國旗を掲げて封鎖を破るの虞もあるから、通過船舶の國籍を確むるの目的にて第三國の國旗を掲ぐる船舶に對して臨檢を行ふは妨げない。けれども臨檢の目的は右の目的に外ならぬから、事實第三國の船舶である以上は、之を抑留するを得ざるは勿論、たとひ兵器彈藥等を搭載するも、戦時でないから未だ戦時禁制品なるものは成立せず、隨つて之

第三國船  
舶の臨檢



を沒收するを得ないのである。

對手國の  
船舶の處  
分

對手國の船舶に對する處分に就ても亦同様である。戰時封鎖にありては、封鎖を破らんとする現行犯の對手國及び中立國の船舶及び載貨は、戰時公法殊に一九〇九年の倫敦宣言の趣旨に則りて拿捕沒收等の處分を爲すを得るが(帝國海戰法規も亦之を認める、第五十四條)、平時封鎖にありては、第三國の船舶及び載貨に干涉するを得ざるは前述の如く、而して對手國のそれ等に對しても、一時之を抑留するを得るに止まる。隨つて封鎖解除の上は、之を持主に還附せねばならぬ。尤も之に就て損害賠償を爲すには及ばずとしてある。

平時封鎖  
中に交戦  
状態に移  
つた場合

平時封鎖の下に斯く一時抑留したる船舶及び載貨は、平時封鎖を解除せざる中にその儘交戦状態即ち戰時に移つた場合にはどうするか。之に就ては學者の未だ定解を下せるものあるを聞かぬが、古い先例としては、一八三八年に佛國が墨西哥沿岸に平時封鎖を行ひ、次で墨國の宣戰にて本式の戰爭となつたが、佛國艦隊が平時封鎖中に抑留したる四隻の墨國船は、平和克復後に各船主に返還せられた。ホーガンは、平時封鎖に引續いて戰爭となつた場合には、平時封鎖中に抑留したる船舶は開戦前の船舶抑留に擬して取扱ふを得べしと説き (*Ibid.*, p. 46)、即ち開戦と共に沒收し得るものとの見解であるが、彼の『平時封鎖』の名著が世に出で、から間もなく開戦の

海牙第二回平和會議に於て成れる『開戦ノ際ニ於ケル敵ノ商船取扱ニ關スル條約』には、開戦の際の抑留船舶は戦後に無賠償にて還附すること、及び徵發に賠償を要することの規定(第四條)を見るに至りし以來、エムバルゴでも沒收は能きぬこととなつたのである。想ふに封鎖侵犯は一に現行犯に限るの性質に鑑み、戰時現に封鎖を侵犯せんとするものに限りて加ふべき制裁を交戦状態成立以前に溯りて效力を及ぼせしむるは穩當でないやうである。隨つて開戦前に於て平時封鎖に依り一時抑留したる船舶は宜しく之を別扱ひとし、交戦中は抑留を繼續するも、平和克復後現物又は代償を以て船主に還附すべきものと解するのが至當であらうと思ふ。

机上の研  
究に終る

假に帝國艦隊に於て上海の水面に對し平時封鎖を行つたとしたならば、これ等諸原則はその儘若くは多少の取捨を加へて當然活用せられた譯であるが、遂にその實行を見るに至らなかつたので、平時封鎖に關する諸研究も結局机上のそれに止まつた。



## 第七章 敵の潰走及び停戦宣明

### 第一項 閘北及び吳淞の掃蕩

上海の戦闘経過を語るのは本論の目的でないが、叙事の順序として、必要の範囲に限り極めて簡単にその一斑を記すれば。

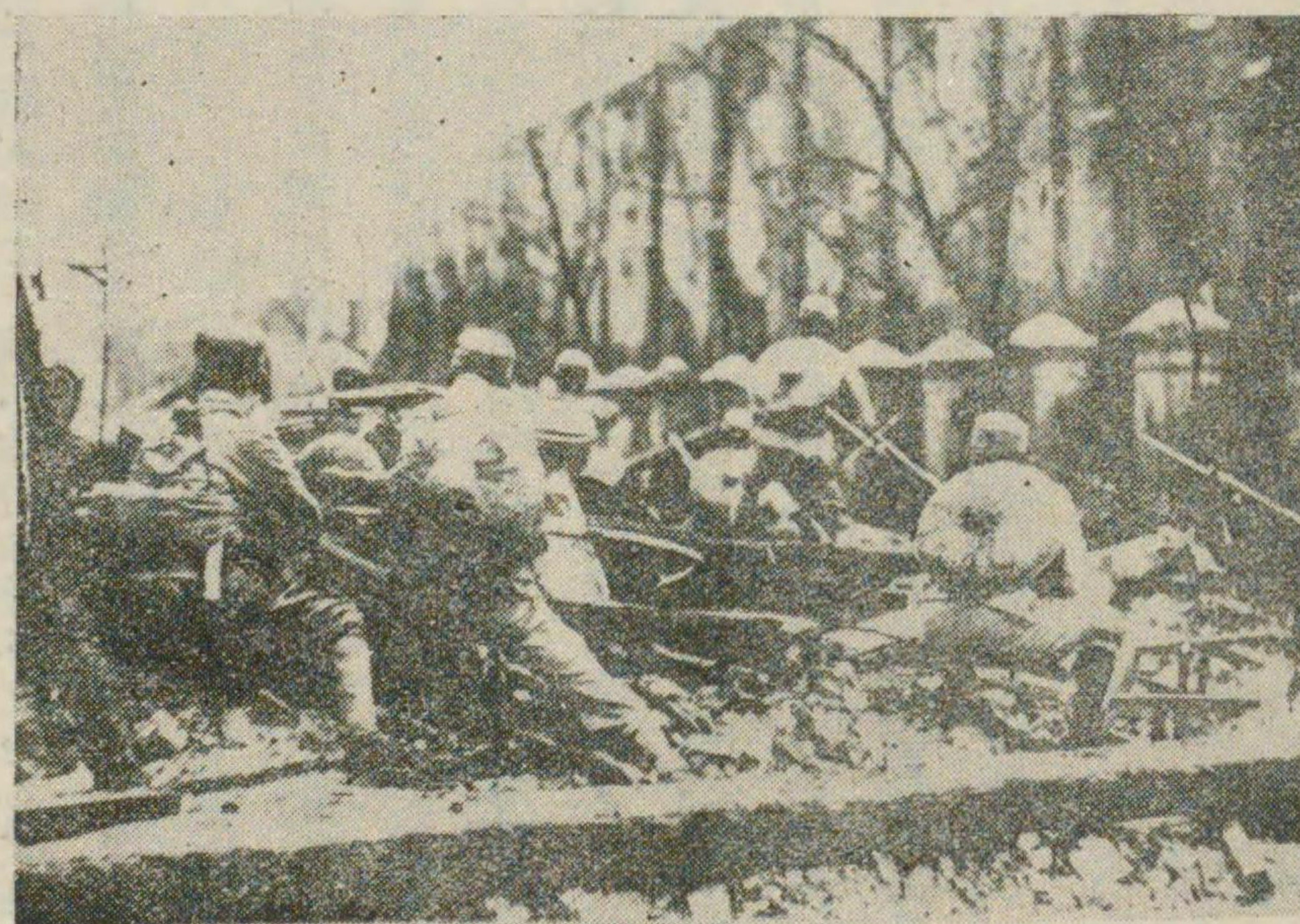
陸戦隊の奮闘

是より先き陸戦隊は、一月二十八日の夜半、三千に足らざる寡兵を以て三萬を超ゆる衆敵の挑戦に應じ、奮闘五時間にして先づ三義里の敵陣地を占領し、全警備区域の掃蕩を了へ、淞滬鐵路を隔て、敵と相對峙するに至つた。翌二十九日午後十時、支那側の申出に基き英米兩國總領事の斡旋に依り戦闘中止の約成りたるも、翌朝敵は約に反して攻撃し來つたので、再び交戦状態に入つた。

この間にありて、日支兩軍の間に第三國の軍隊を介在せしめ、兩軍共一定距離まで後退すること、將た日本陸戦隊の現在の警備區域より全部撤退し、之に代へて第三國の軍隊を配置すること、の諸案が在上海英國總領事及び先任英國指揮官に依りて交々提唱せられたること、次では兩



我が陸戦隊の三義里突撃



敵の防戦



軍の敵對行動の即時停止の勸告案が在本邦英米佛三國大使より我が政府に致されたる次第は前に述べた(第一章第三項參照)。これ等は孰れも我が政府の顧みる所とならずして交戦の進行となつた。

戦況膠着  
状態とな  
る

斯くして陸戦隊は、一方には虹口及び北四川路以東に盛に出没する支那便衣隊の掃蕩に骨折りつゝ、他方二月四五日の交、全線に亘りて前進攻撃を敢行した。殊に四日の寶興路の激戦にては、中隊長土山中尉は重傷を負ひ、天通菴路にても同池田中尉、横濱路に於ては戦車隊部長笠川大尉等亦孰れも傷き、死傷合計七十三名に上り(内戦死十三名、重傷十八名)、事變以來の最多の損害を出した。陸戦隊は屈せず、五日を以て敵を寶山路及び寶興路の線以西に驅逐し去りて同線までを完全に占領するの計畫の下に猛進し、左翼は商務印書館、右翼は虹口クリークの線まで進出した。けれども現有兵力にては之を完全に支持するに難く、遂に左翼は五日夕刻松滬線の陣地まで引下り、爾來我方よりは進撃を強行せず、専ら敵の銃撃に對し反撃を加ふるに止め、戦況は漸く膠着状態に化した。

二月十二  
日の一時  
的休闘

二月十二日午前、彼我の間に一時的休闘が行はれた。當時敵の蟠據する閘北にありて日夜砲火に脅され、或は残燒家屋にて僅に露命を繋ぎ、いつ生命財産を失ふやも測り知れざる修羅の巷に



寶興路の我が陸戦隊最前線

戦々恟々として日を送れる支那及び外國の私人を救出して之を安全の地域に移さしめんとて、上海の加特利教會の長老ジャキノ師(Father Jaquinot)及び共同租界義勇兵團の隊長ベル少佐(Major F. H. Bell)の兩人發起し、在上海英米兩國總領事の仲介にて二月十一日之を我が第三艦隊司令長官及び支那十九路軍總司令に提議した。即ち交戦地帯に於ける難民救出のためにする一時的休闘である。艦隊司令長官は、支那の從來累次の不信行為に鑑み、長時間に互る休闘には應諾し難きも、日本軍の精神たる人道的見地に於て短時間ならば同意すべしと答へ、又支那側にも之に異議なかつたので、乃ち翌十二日午前八時より十二時に至る四時間を右の目的のための休闘時間と爲すことに協議が出来た。



敵の背信



避難民に道路を塞がる

同日この休闘期間に於て、ジャキノ一師及びベ  
ル少佐に依りて交戦地帯より救出せられたる難民  
約二百五十名、多くは半ば飢餓に瀕せる婦女及び  
少年少女であつた。その如何に人道上尊き義舉で  
あつたかは言を俟たない。

然るにこの休闘中に於ても、支那側は約を破り、  
その期間を利用して陣地を増築し、避難民に紛は  
して多少の便衣隊を本邦人居住区域に潜入せし  
め、剩さへ陸戦隊の各守備方面に對し二十四發に  
互る射撃を行つた。我方は隠忍して之に應ぜず、  
ひたすら難民の救出に便を與ふることを顧慮し  
た。されば休闘期の盡きんとする頃、支那軍側よ  
りその延長の提議があつたけれども、我方にては  
延長は禍根を残すの虞ありと認めて之を承諾しな

敵の勢力  
日に増大

かつた。

是より先き支那の増援軍は次第に上海附近に集中し、我が限りある陸戦隊にて之を撃攘するに  
は、敵の實勢力は事實聊か過大となつた。十九路軍の第一線は沈光漢の第六十師（兵數約一萬一  
千）、第二線は毛維壽の第六十一師（同じく約一萬一千）、第三線は區壽年の第七十八師（約一萬）  
で、交戦以來の日々の損害を控除するも尙ほ三萬内外の兵力を擁する。加ふるに眞茹蘇州間には  
京衛第三師、南京附近には同第一師が集中し、外に新編成の抗日決死隊、二十二隊及び飛行隊の  
若干も既に戦線に参加しつゝあつた。而して内實は兎に角、表面には我軍に對する戰意頗る強硬  
を示した。故に彼等の脅威を能ふ限り速に除去し、時局の收拾を早むるには、別に陸軍の兵力を  
迅速に上海に派遣し、從來の海軍力と協同して迅速に敵を掃攘するの舉に出づべきの要あること  
論を俟たない。この見地に於て政府は二月上旬相當の陸軍派遣のことに一決した。

陸軍諸部  
隊の上海  
着

去程に混成第二十四旅團は二月七日吳淞鎮附近に上陸し、第九師團長の到着まで第三艦隊司令  
長官の區處の下にありて時々支那軍と銃砲火を交へつゝ諸偵察に従事したが、次で第九師團も九  
日より二梯團に分れて宇品を發し、十四日より十六日までに上海に着して租界碼頭に上陸した。  
師團長植田中將も十四日上陸し、之と共に陸海軍指揮協定に基き、陸戦隊指揮官は陸上の用兵作



戦の關する限り同師團長の指揮を受くることとなつた。(但し租界内の警備に關しては依然第三艦隊司令長官の指揮に屬する。)

## 開北一帯の占領

第九師團長は後に述ぶる如く、二月十八日支那十九路軍司令に對し支那兵の租界外二十軒以外への撤退方を要求したるも、同司令之に應じなかつたので、二十一日より十九路軍に對する陸軍の總攻撃となつた。陸戦隊の前面に於ても、敵の抵抗は依然強烈であつた。陸戦隊は敵彈を浴びつゝ連日勇戦し、殊に二十九日には四明公所方面より突撃を試み、奮闘五時間にして八字橋より日本人墓地の線を陥れた。翌三月一日、敵は開北各方面の未焼建物に火を放ち、且盛に掠奪を行ひつゝ潰走し始めた。陸戦隊は二日の午後にかけて追撃し、その一隊は開北最右翼の大場鎮に通ずる道路に達し、一隊は青雲路、天通庵路の敵を掃蕩しつゝ共和路に進み、又一隊は中山路を西に残敵を掃蕩し、次で北停車場を占領した。之と前後し商務印書館も我手に落ち、陸戦隊の前進本部は此に移された。斯くして二日の夕刻、開北方面には最早や敵の隻兵を見ず、同地一帯は完全に陸戦隊の占領に歸し、茲に陸軍と共に戰鬪に一段落を告げしむるを得た。

## 吳淞の占領

他方吳淞方面にありては、二月三日我が驅逐隊の一部隊が黃浦江を下りつゝ吳淞の前を過ぎし折、突如同地砲臺より射撃を受けた。之を發端に爾來三日間に互る戰鬪に於て、我が海軍諸隊は

砲撃及び空中爆撃に依り敵砲の大半及び兵舎等を破壊し、多大の損害を與へたるも、殘敵約三千尙ほ塹壕に據り依然頑強なる抵抗を已めず、二月七日、横須賀特別陸戦隊及び混成旅團は吳淞鐵道棧橋より上陸し、徹宵吳淞クリーク南岸の敵を撃攘し、河を隔てゝ對峙したるが、我方渡河材料に乏しく、攻略の強行困難なるに顧み、旅團は後續師團の到着を俟つて攻略に移ることとし、特別陸戦隊は開北の戰線に加入した。

やがて第九師團が全部の上陸を終ゆるや、植田師團長はその作戰計畫上先づ江灣鎮以西の敵に大打撃を與ふるを急務とし、吳淞攻略のために兵力を割くを不利と見、吳淞方面には歩兵二箇中隊より成る一箇大隊と附屬隊を以て敵を監視するの程度に止め、その間海軍は吳淞水道の交通確保のため、砲撃及び空中爆撃を不斷に行ふこと約半ヶ月。斯くして三月一日、上海北方に於ける陸軍正面總攻撃その功を奏すると共に、吳淞の敵兵にも退却の色あり、海軍は之を機とし、三日未明に陸戦隊を更に上陸せしめ、別に陸軍と相謀り、三日午後到着の第四十四聯隊を豫備隊として急速攻撃に移ることにし、乃ち同日早朝より吳淞砲臺に向つて攻撃を開始し、遂に之を占領し、之に依り吳淞水道は安全となり、燈臺も復舊して夜間の通過亦安全となつた。

## 海軍の人的損害

以上開北及び吳淞の掃蕩その他空戰に於て、事變發生以來三月三日に至る三十有五日間の海軍



の人的損害は戦死者百三十二名(内准士官以上の者九名)、負傷者六百七十八名(内准士官以上四十七名)、合計死傷八百十名とある。

### 第二項 陸軍の作戦経過一斑

植田第九師團長は上海着後、吳淞方面には少部隊を止めて敵を監視するの外、大部隊は滿を持して發せず、徐ろに作戦計畫を練るの風で、その動作は内外注視の焦點となつた。斯くして上陸後四日間を経たる二月十八日、參謀長田代少將は佛國租界の某所に於て十九路軍參謀長范其務と相會し、支那軍の特定地域以外への撤退要求に關する重要な豫備商議を試みた。けれども妥結を得ず、不調の儘で相別れた。是に於てか師團長は右要求を公然提出することに決し、同夜九時十九路軍司令蔡廷鍇に對し、大日本帝國軍司令官の名に於て左の通告を發した。(同じ趣旨を敷衍したる別の通告は帝國總領事よりも上海市長へ發送せられた。)

「本職は平和友好的手段に依り任務を達せんとする切なる希望に基き、茲に貴軍司令に對し左の件を通告す。

一。貴軍は速に戦闘行爲を中止し、二月二十日午後五時迄に黃浦江西岸地區に於ては租界西北

植田師團  
長の支那  
兵撤退要  
求

端、曹家渡鎮、周家橋鎮、及び蒲淞鎮を連ぬる線以北、黃浦江東岸地區に於ては瀾泥渡及び張家樓鎮を連ぬる線以北各租界線より各二十軒の地域(獅子林砲臺を含む)の外に撤退を完了し、且右地域内に於て砲臺その他の軍事施設を撤去し、新に之を設けざること。

二。日本軍は貴軍の撤退開始後射撃、爆撃、及び追撃動作を行はず、但し飛行機に依る偵察はこの限にあらず。又貴軍撤退後に於ては、日本軍は虹口附近に於ける工部局道路地域(虹口公園の周圍を含む)を保持するに止むべし。

三。貴軍第一線撤退完了後、日本軍はその實行を確認するため護衛兵を有する調査員を撤退地域に派遣す。右調査員は日本國旗を携へ、識別に便にす。

四。貴軍は右撤退地域以外、上海附近に在る日本人の生命財産を完全に保護すべく、右保護完全ならざるときは日本側に於て適當の手段を執るべし。又便衣隊は一切有効に之を禁止すること。

五。上海附近(撤兵區域を含む)に在る外國人の保護に關しては追て商議を行ふこと。

六。排日運動の禁止に關しては、一月二十八日吳市長の村井總領事に爲したる約束を嚴重に實行すること。



本項に關しては帝國外務官憲より貴國上海行政長官に對し別に交渉する所あるべし。以上の諸項にして實行せられざる場合には、日本軍は貴軍に對し自由行動を執るの已むを得ざるに至るべく、その結果生ずる一切の責任は貴軍に在り。』

この撤退要求區域は、大體に於て共同租界の背面に位する上海の北部一帯の地である。當時十九路軍の主力は、租界の米國兵の警備區域を背にして北停車場附近に集中されてあつた。若しこれが共同租界の西南部即ち英兵の警備區域及び佛國租界の方面に走りて更に陣地を構へ、我軍已むを得ず之を撃攘するの舉に出づるとならば、英佛側より利益侵害の苦情出でぬとも限らない。この機微なる關係を顧念し、支那軍の撤退區域を上海の北部に取りて之を要求したのは、我が軍事當局者の外交的愼慮の結果で、一説に野村第三艦隊司令長官の意見が之を決定するに就て相當重きを成したやに聞いた。

中に排日  
運動禁止  
の要求も  
ある

右要求の第六には排日運動禁止に關する件がある。軍隊撤退の要求にこの一項を挿加することの當否又は適否は自ら議論もあらんが、しかも之を挿加したるに就ては、我が軍事當局者に於て兩者を不可分的のものと認めたと推定すべきであらう。若し然らば、五月五日成立の停戦協定に於てこの一項の削除となりし首尾不一貫を當局者は何と説明するか。

支那軍撤  
退の要求  
はこれ  
三回目

我方が支那兵の撤退方を要求したのは、敢てこれが始めてではなく、既に一再之を直接間接に要求したことがある。第一回は事變勃發當夜の十一時前後、鹽澤遣外艦隊司令官に依り上海市長及び市政府公安局に向つて致された。(同司令官の一月二十九日發海軍省の報告には「二十八日午後三時十五分上海市長は漸く要求全部を容るゝに至れるが、總領事より吳市長に對し附帶條件として不慮の衝突を避くるため日本軍附近の支那軍の撤退を要求し云々」とありて、即ち撤兵要求は總領事提出の附帶條件なりしが如くに讀まれる)。次には、芳澤外相は一月三十一日に英米佛三國大使を引見せる際、支那兵撤退の要求は日本のみにて爲さば支那は之を拒絶するやも知れざるが、三國協同にて爲さば必然應諾すべしと信ぜらるゝが故に、三國政府に於てその取計方に付必要の訓令を在上海三國代表者に發せんことの要望を披陳した。この要望に對し三國公使が如何なる挨拶を以て答へたか、更にその報告に接したる三國政府が之に就て如何なる措置に出でたかは詳でない。植田師團長の右要求は、我方にて直接間接に支那軍の撤退を促せる三回目の試みである。しかも單なる口舌の要求でなく、實力を擁してのそれであるから、一段の威力と重力が備つたものであること論を俟たない。

米英兩國

植田師團長の要求は支那側に於て到底容諾せざるべし、といふのが少なくとも在留外國人の觀測



民の避難であつた。されば米英兩國總領事は、次で來るべき戦闘の及ぼす危険を慮り、十九日各自國民に對しこの意味を警告し、能ふ限り安全地帯への避難方を告諭した。米國總領事の告諭文を邦譯すると左の如くである。

『日支兩國軍事官憲間の最近の交渉は、只今までの處成功を見ず。若し交戦とならば、戦闘は従前以上に大規模に行はるべく、且砲彈の租界殊に蘇州河以南の虹口及び楊樹浦、並に黃浦江附近一帯の地に落下するの危険なしとせず。故に米國總領事は同地域に於ける米國市民に對し交戦の進行中能ふ限り難を遠く避け、一層安全の場所を求むべく、又婦女及び幼者は本日午後又は明朝一層安全の場所に移轉すべきことを茲に告諭す。』

英國總領事のそれも亦大同小異のものであつた。

翌十九日夜、植田師團長は十九路軍の蔡司令より左の意味の回答に接した。

『二月十八日午後九時付貴翰閱悉。本軍は中華民國國民政府の統轄する所の軍隊の一部にして、その行動は一に同政府の命令に遵ふべきものとす。仍て予は貴翰各節を國民政府に移してその考量に供せり。民國外交部長は相當の期間に於て本件に關し民國駐劄日本帝國公使に覆牒する所あるべく、本職よりは別に答へず。』

十九路軍  
我が要求  
の核心に  
答へず

支那外交  
部の拒絶  
回答

つまり拒絶である。國民政府外交部は次で右拒絶の公文を帝國公使館に發送した。要は滿洲に於て不法の攻撃を開始したる日本は今や重ねて上海に事を構へ、尙ほ之を以て足れりとせず、更に不可能的要求數項を提出せりと記して忿言娓娓、結ぶに『日本軍にして攻撃を再開せんと試むるに於ては、中華軍はその最能力を盡して之に對抗するに躊躇せざるべく、日本政府は總ての結果に對し充分その責に任ぜざるべからず』の文字を以てしたものである。上海市長も帝國總領事に宛て回答を寄せたるが、要は縷々右の趣旨を反覆したものに過ぎない。

十九路軍  
の態度の  
強硬たる  
理由

十九路軍は何故に我が要求を拒絶し、飽くまで抗戦の強硬態度を示したるか。蓋し第一は彼等將卒の素質である。彼等の大部分は廣東人で、支那人中にありて特別に排他的性質を有し、隨つて自然に排日の念が強い。且彼等は自己の優越感に妨げられ、我軍の實力を解しないで、兎角に之を輕視し、我軍の行動の慎重なるを見ては怯懦の致す所と誤想する。第二には一部軍權の彼等に對する煽動もある。即ち蔣介石や汪精衛と議合はないで南京を去れる陳友仁、孫科等の輩は、事端を上海に滋蔓せしめて蔣汪等を苦めんと魂膽から、荐りに十九路軍を教唆し、而して暗愚なる將卒は之に乗ぜられて向ふ見ずに抗日戦に熱中する。第三には、無知蒙昧の民衆の阿附雷同が更に彼等に鞭撻を加へる。一部の民衆は、一は不純の軍權に強制せられ、又一は輕佻なる新聞



紙の荒誕無稽の捷報に鼓舞せられ、來りて彼等の軍門に金穀を献納するので、彼等は益々増長慢心して戦意を固める。第四には、共産黨の潜行的策謀も少なからず手傳ふやうである。共産黨は上海戦に乗じて長江一帯を赤化せしめんとし、陰に十九路軍を鼓吹して禍亂の擴大を計らんとす。彼等將卒の多數は之を解せず、漫然その鼓吹に乗つて共産黨すら然り、華民悉く己れの後援に立つと誤算し、愈々以て戦意を固むるといふ始末である。その他彼等の背後には蔣介石直屬の顧祝同の京衛軍が眼を光らかして監視し、その退路を扼しつゝあるので、退却せんとしても退路が無く、勢ひ現陣地にこびりつかざるを得ざる境遇にあること、又若し萬一戦運不利とならば己れ等の地盤は失はれ、糊口にも窮すべしとの思惑から、飽くまで頑張つて現地歩を死守せざる可らずといふ決心も少なからず手傳つたであらう。これ等種々の事情よりして、彼等は結局我が要求を鼻の先きであしらつたのである。

植田師團長の聲明

是に於てか植田師團長は二十日を以て左の聲明を公にした。

『本職は最近の情勢に鑑み、二月十八日午後九時第十九路軍に對し通告を發し、事態を收拾すべき最小限度の要求を爲せり。然るに昨十九日夜、第十九路軍軍長よりは本職宛、右通告に對せる一切の回答は直接國民政府より帝國公使に對し發送せらるべき旨通知ありたるも、本朝に

至る迄國民政府よりは直接間接終に何等の回答に接せず。一方支那軍第一線は各方面共撤退せず、その敵對行爲は依然として繼續せらる。今や事態を平和的に解決せむとせる本職の切なる希望は已に水泡に歸し、軍は最後の手段に訴へ要求を貫徹するの已むなきに至れり。然れども軍は本來の目的に稽へ、勉めて軍事行動の範圍を縮小し、その擴大を避け、速に租界の危急を救ひ、在留民保護の實を全ふせむことを期す。』

我軍攻撃前進に移る

この聲明を發すると共に、軍は愈々戦闘行動に移つた。乃ち第九師團は歩兵二箇中隊を基幹とする吳淞枝隊をして海軍と協力し吳淞の敵に對し師團の右側を援護せしめ、海軍陸戰隊は左翼隊として現陣地にありて當面の敵を監視し、師團主力は混成第二十四旅團（久留米）を以て最右翼に、歩兵第六旅團（金澤）を右翼隊に、第十八旅團（敦賀）の主力を中央隊として廟行鎮東方及び江灣鎮附近の敵陣地を攻撃し、混成旅團は金馮宅天主堂の線に、師團主力は白楊村の西南端顧家宅、江灣鎮の東端方濱の線に進出した。同夜、師團は中央隊の主力を右翼と混成旅團との中間に位置する白楊村孫家宅の線に轉用し、改めて之を右翼隊と爲し、舊右翼隊の一部を中央隊と爲し、翌拂曉、重點を江灣の北方に置いて攻撃を開始し、逐次敵を壓迫したるも、江灣鎮市街の敵は頑強に抗戦し、進撃かなり苦難であつた。空閑大隊の惡戦苦闘は實にこの時からのことである。



廟行鎮の  
肉弾三勇士

二十二日の拂曉、混成第二十四旅團は東部廟行鎮の敵陣地を襲ふて之を奪取した。謂ゆる三十  
六勇士、特に肉弾三勇士のその際に於ける壯烈の犠牲的動作は、餘りに有名であるから叙するを  
須ゐない。

江灣鎮の  
占領

二十五日、師團主力は郭家屯を奪ひ、翌二十六日嚴家楷を占領するや、江灣鎮の内部及び南方  
一帯の敵は漸次西方に退却した。二十七日午後二時、左翼隊の一部は江灣西端を確實に占領し、  
次で廟行鎮、江灣鎮、及び閘北を連ぬる線に堅固に築造せられたる敵の第一線陣地をも完全に占  
領し、師團は爾後大場鎮を中心とする敵の第二線陣地に對する攻撃の準備に移つた。當時蔣介石  
は戦線に於ける數日來の莫大なる損害を補充し且第二防禦線を固むるため、新に第九（師長蔣鼎  
文）、第六（師長趙觀濤）、第十四（師長陳誠）の三師に動員令を下し、その先頭部隊は既に續々前  
線に到着しつゝあつた。

上海派遣  
軍司令官  
の作戦準備

この時に方り、上海既遣の部隊に新に第十一及び第十四の兩師團を加へて編成せる上海派遣軍  
の司令官白川大將は、二月二十九日軍艦にて楊子江口に着し、陸海軍首腦者と凝議の末、三月一  
日を以て軍を廟行鎮西方の張家橋附近より大行橋（江灣鎮の西方約二軒）を経て夏馬灣（江灣鎮  
の西南方約二軒）附近に互る線に前進せしめ、尙ほ新到着の第十一師團主力を同日早朝より劉河

我軍の總  
攻撃と敵  
の退却

鎮の西北方の楊子江本流沿岸に上陸せしめ、且速に劉河鎮を占領して大場眞茹方面に對する攻撃  
方を準備せしめた。

他方、第九師團（混成旅團の外二月二十九日上陸の第十一師團の一部之に加はる）は同三月一  
日早朝より攻撃を再始し、その主力は夕刻西部廟行鎮、田園、周家宅の各西端、廿三圓の東端、  
楊家宅、張三橋の線に進出し、混成旅團は夕刻胡家灣、朱家宅の線を占領した。更に第十一師團  
の大部隊搭載の輸送船は、二十九日夜半、暗に乗じ舳艫相啣んで獅子林砲臺下を通過し、三月一  
日拂曉、主力は海軍の掩護の下に敵前上陸を七了口附近に敢行し、直ちに南進し、茜涇營の敵を  
破つて夕刻之を占領した。二日、各隊共に攻撃前進を續け、三日には第九師團は主力を南翔に、  
一部を眞茹に集結し、第十一師團は主力を以て婁塘方面より、一部（第九師團に屬せし松山部隊）  
を以て南翔より、孰れも進んで嘉定の敵を挾撃し、夕刻同地を占領した。又同日吳淞に上陸した  
る第十一師團の高知部隊も、直ちに前進して寶山城、獅子林砲臺を占領した。是に至りて敵は支  
ふるに術なく、遠く租界外二十軒以西に一齊潰走した。

戦闘中止  
の發令

是に於てか戦局は大段落を告げたので、白川軍司令官は三月三日全軍に戦闘中止を令し、別に  
同日午後、左の聲明書を發して之を内外に宣明した。



「帝國陸軍は上海附近に派遣せられたる以來、帝國海軍と共に平和的手段を以て帝國居留民保護の任務を達成せむことに努力したるも、この見地に據れる我軍の要望不幸にして支那第十九路軍の容るゝ所とならず、遂に戦闘行爲を惹起するに至れり。今や支那軍は帝國陸軍當初の要求したる距離以外に退却し、帝國臣民の安全と上海租界の平和回復の兆を認めらるゝに至れるを以て、本職は支那軍にして敵對行動を執らざる限り、暫く軍を現在地に留めて戦闘行動を中止せんとす。」

又野村第三艦隊司令長官も、大體同様の聲明書を以て戦闘中止の旨を公表した。

上海戦に於ける彼我兵員の死傷

斯の如くにして上海戦は事實的に終焉を告げた。この上海戦に於ける皇軍の人的損害として海軍のそれは前に掲げたが、陸軍は三月十七日調査として戦死五百九十一名（内第九師團四百二十三名、第十一師團三十名、混成第二十四旅團百三十四名、その他四名）、負傷者千七百七十三名と公表した。故に陸海軍を合し死者七百五十五名、負傷者二千四百五十一名となる。支那軍の人的損害は、支那側の三月上旬發表せる所で見ると、將校下士卒を通じ死傷總數大約九千（死と傷との内譯の記載が無い）、その内損害の最も多かりしは廟行鎮に防戦したる第八十八師で、死傷約三千三百、即ち全師の三分の一を失ひ、次は第八十七師の約二千で、十九路軍直屬の第六十、第六

十一及び第七十八の三師の死傷は合して大約二千と報ぜられてある（三月十一日の *The Shanghai Evening Post* 所載）。これは過少に失すること問はずして明かである。現に三月三日の停戦後、我軍の戦場掃除隊の手に依りて埋葬したる支那正規兵の屍體は三千百八十一とある。しかも廟行鎮附近の屍體はこの中に含まれてない。のみならず支那兵の屍體は、我軍の手にて埋葬したる右の數以外に、支那軍の陣地内で支那兵に依り、又支那軍潰走後支那の慈善團體等に依りて埋葬せられたものも多數にあらうから、支那軍の總損害の遙に前掲の數字以上であること推知すべきである。その後五月二十八日に蘇州にて十九路軍戦歿將士の盛大なる追悼會が開かれた際、公式に發表せられた所といふのを見るに、十九路軍にありては戦死將校百十七名、同士卒千三百三十二名、負傷將校四百一名、同士卒五千四十二名、又五路軍にありては戦死將校九十七名、同士卒八百二十八名、負傷將校二百七十六名、同士卒四千百一十一名、合計死傷者一萬二千二百四名とある。これとても當てにはならぬが、少なく見積るもこの位は無論あつたのであらう。



## 第八章 占領地の暫行的行政

占領の意義

交戦國の一方の軍隊が他方の一地方に侵入し、敵軍の權力を排斥して之を自軍のその下に置くに至れば、その事態を占領と稱する。占領は必しも斯かる軍事的行動に由るものと限らず、平時或は特定條約の履行を確保するため當該條約の規定に依り、或は特定談判の開始を促すための保障手段として臨機的に、對手國の領土の一部を占領することもある。故に占領をば軍事的占領と外交的占領とに別つても可い。本項にて論ずるのは専ら軍事的占領のことである。

占領は敵地が我軍の權力の下に置かるゝといふを主要の條件とするが、その權力は如何なる程度のものの意味するかは古來議論のあつた所である。陸戦法規慣例規則案を討議せる海牙の平和會議にては、之に關し廣狹の兩主義が盛に闘はされた。英國及び歐大陸諸小國は、侵入軍隊が治くその地域に屯し、住民の如何なる抵抗にても現場にて即座に彈壓し得る位地に立つに於て始めてそこをば占領地と稱すべしと論じ、之に對し大陸軍を有する歐大陸の諸大國は、既に敵兵の大部隊にして潰走し、大體に於て敵の權力が挫折されたならば、以て占領は成立したものと爲して可なりと駁し、かなり討論に花が咲いたものである。而して採決に至り前者が勝を占め、即ち陸

戦法規慣例規則の現行條文「一地方ニシテ事實上敵軍ノ權力内ニ歸シタルトキハ占領セラレタルモノトス。占領ハ右權力ヲ樹立シタル且之ヲ行使シ得ル地域ヲ以テ限トス」(第四十二條)を見るに至つたものである。右條文の前半は占領開始の時期を示し、その後段は占領地域の範圍を示すものであるが、たゞ如何なる事實を以て事實上敵軍の權力内に歸したるものとし、如何なる權力を以てそこに樹立且行使し得る權力と認むべきかは、實際の問題としてその都度之を判定するの外ない。

占據の語

滿洲及び上海事變に於て我軍の支那領土の一部を占領したることを陸軍では特に占據と稱するが、これは蓋し本式の戦争に非ざるを慮つての語であらんも、謂ふ所の占據も占領と同じく敵の領土の一部を軍事的に occupy することであるから、その occupation に伴ふ權利義務關係は、國際法上の謂ゆる占領に關する原則を離れて存在せず、隨つて故さら占據といふ別語を用ゆるにも當ざらるのみならず、用語を異にすれば恰も權利義務關係に相違あるが如くに感ぜられて却つて妙でない。本來占據の語は、寧ろ敵が自身の城砦に立籠る所の情勢を言表はすに適する。我方から云へば、敵地へ侵入した上は軍は侵入に止むるか進んで占領を行ふかの二者以外に、その間に占據といふ特別の軍事行動の存することを想像し得られない。殊に事實的戦争であらう



と法的戦争であらうと、既に交戦する以上は一に交戦法規に準據すべきである、交戦法規の用語たる占領の言葉を用ゆるに憚るべき理なく、之を用ひずして故さら占據の新語を用ゆるのは、交戦法規所定の義務を避くるが如くにも見へ、聞えは却つて悪くもなる。占領の實あらば宜しく占領と稱すべく、その實なければ宜しく單に侵入と稱するのが名實相副ふ所以であるまいか。

占領軍は占領地に於て一面には軍の安全及び利益を計り、他面には住民の安寧福祉を期するため、そこに何等かの形式に於ける行政を施行せざるを得ない。この行政は多くは民政の名に於て行ふも、時には軍政の名に於てする。明治二十七八年の日清戦役の際には、占領地の行政は民政の名に於てせしも、三十七八年の日露戦争の際には、占領期間の大部分軍政の名に於てし、僅に占領の末期に於て民政と改稱した。軍政といふも軍事行政のことではなく、要は軍人が主腦者となつてやるが故に軍政と稱したに過ぎない。

行政は權利よりも義務

占領地に行政を施行するのは、占領軍の權利と云はんよりは住民の公益のためにする一の義務である。殊にその行政の方法としては、『絶対的ノ支障ナキ限り占領地ノ現行法律ヲ尊重シテ成ルベク公共ノ秩序及生活ヲ回復スル爲施シ得ベキ一切ノ手段ヲ盡ス』べく（陸戦法規慣例規則第四十三條）、又租税公課の徴收は『成ルベク現行ノ賦課規則ニ依リ之ヲ徴收スベシ』とある（同第四

十八條）。即ち占領軍は、軍の必要に鑑みて現に住民を支配する法令及び租税規定を改廢するを得るも、これは謂ゆる權道で、正道としては土地の現行法令及び税則を尊重せねばらぬ。これは占領軍の重要な一義務に屬するものである。

軍律の性質

占領地の現行法令を改廢するには特定の方式なきも、概して軍律を發して軍の必要とする取締事項を指示し、附するに嚴重なる罰則を以てするのが普通である。軍律は英語にては Military law としひ、或は Military order としひ、用例必しも一でなし。多くは Martial law の語を見るが、この語は時に戒嚴令といふことにも用ひられる。Military law 又は order は軍令を言ひ表はすことあれど、軍令には別に Army order の語もある。要するに軍律とは占領軍司令官に於て、軍の安全及び秩序の維持のため、軍事上及び行政上必要と認むる事項を己れの裁量にて隨時制定し、住民をして遵由せしむる所の布令である。

軍律は軍令若くは軍事刑法とはその性質を異にする。軍令は陸海軍の統帥に關し勅定を経たる規程で、公示を要するものは特定の方式を履みたる上官報にて公示する（明治四十年九月軍令第一號、第一條乃至第三條）。軍事刑法即ち陸軍刑法、海軍刑法、陸海軍軍法會議法等は、憲法上の手續を経て制定公布する國家の法律で、本國及び占領地を通じ専ら軍人軍屬（及び特定の場合に



於ける軍人軍屬以外の者)に限りて之を適用し、その裁判機關は法律を以て構成せられたる軍法會議 (Court martial) である。然るに軍律は憲法上に謂ふ法律ではなく、占領軍司令官が己れの便宜と欲する所に従つて制定布告する軍の命令で、その裁判機關は軍法會議でなくして、占領軍司令官に於て任意に構成せしむる軍事法廷である (英語では多く之を Military Court under Martial Law と稱する)。占領軍司令官は前述の如く能ふ限り占領地の現行法令を尊重すべきを本體とするが、已むを得ずと認めたる場合には之を顧慮することなく、軍の安全及び秩序の維持のため必要と認むる別種の命令を軍律として制定布告するに妨げない。勿論その制定事項は無制限ではなく、交戦法規の禁止する特定條項は之を守らねばならぬ。例へば軍律に於て占領地人民を強制して自國の軍又はその防禦手段に付情報を我方に供與せしむることを命じたり、我方に對し忠誠の誓を爲さしめたりすることは許されない。たゞ斯かる禁止事項に觸れざる限りに於ては、その内容は一に占領軍司令官の裁量に屬する。これが軍律なるものゝ大體の性質である。

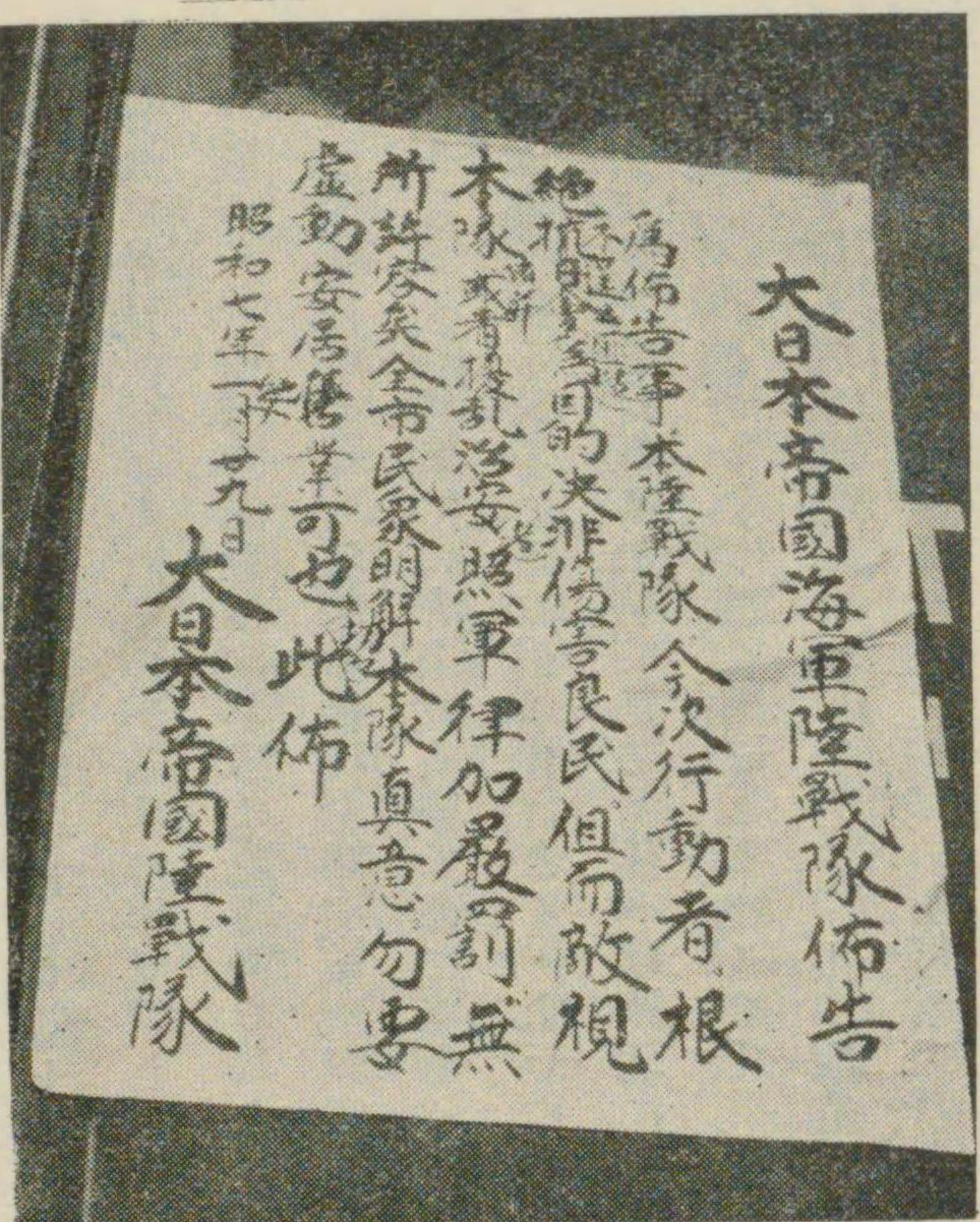
海軍陸戰隊の軍律

我が海軍陸戰隊にては、事變發生の翌日、左の布告を閩北の要所に貼出し、同隊行動の目的を明かにすると共に支那民衆の妄動を戒め、安居樂業を促した。

大日本帝國海軍陸戰隊佈告

爲佈告事、本陸戰隊今次行動者、根絶不逞之匪徒爲目的、決非傷害良民、但而敵視本隊者、並擾亂治安者、照軍律加嚴罰、無所許容矣、全市民衆明解本隊眞意、勿要虛動、安居樂業可也。

切々此佈。



その準據する所頗る曖昧

右の布告には「何々する者は軍律に照して嚴罰を加ふ」とあるが、その照すべき軍律とは何か、誰が何の資格に於て制定し、且それに如何なる簡條があるのかと試に問はゞ、何等本體を備へたるものありしと思へない。漢と軍の掟則を意味したものであるとしても、その掟則にどんなものがあるのかと尋ねれば、やはり答へに惑ふであらう。外國の領土に於て外國人

たる土地住民に向つて罰則附の命令を下すには、成るべく斯かる曖昧を避け、宜しく準據すべき基礎法の何たるべきかを豫め研究し置くを要する。



占領地行政は前にも述べた如く、占領軍の権利と云はんよりは寧ろ義務と云ふべきものであるから、占領軍は特定の敵地を占領せば、その占領が如何に暫定的のものなるにせよ、行政は一日も躊躇せしむべきに非ざるに顧み、宜しく領土國官憲に代りて能ふ限り速に行政を施き、土地の安寧及び住民の公益を計るのが當然の要求であり任務であると云はねばならぬ。領土國官憲なり第三國がその占領を猜疑の眼を以て見るやうならば、その決して然らざる所以と占領地行政の趣旨を懇切に説明して、彼等の納得を期するのが宜しく則るべきの常道である。たとひ正式の法的戦争ではなく、事實的の非公式交戦であつても、その事實的たり非公式的たるの範圍内に於て同じく安寧公益を計ることは何等妨げなく、ないのみならず苟も住民の利益を慮るならば、當然その方針に出でねばならぬ筈である。例へば開北にしても、皇軍にして同地の敵兵を掃蕩し、そこを占領——占據といふも實質的には同じである——して暫定的にも警備に當る以上は、たとひ民政と名を附した行政機關を設けずとも、この殷盛なる地域に對し何等かの形式に依る行政を施行するに非ずんば、生民その堵に安ずるを得ない。

開北の治  
安維持

陸戦隊にては三月二日開北を占領するや、同隊指揮官植松少將は翌三日、同地方の交通に關し左の布告を發した。

第一 占領開北地區は内外人を問はず一切出入を禁ず。

第二 靶子路以北警備區域にして延長道路及び其附近

イ、邦人及び外人の出入は自由とす（但し午前四時より午後十時迄とす）。

ロ、支那人の左記に該當する者は出入を許す（但し午前六時より午後六時迄とす）。

一、工部局のパスを所持する者。

一、邦人主人の帶同する者。

一、後方警備司令のパスを有する者。

一、公用工夫其他確實なる證明を有する者。

但し舉動疑はしき者は適宜處置す。

第三 第二項以外の地區の警備は従前通。

本則は明三月四日より施行す

備考

第一 第二項地區は家屋の内外を問はず點燈することを得。

第二 避難民の復歸に際し盜難其他事故發生の憂あるを以て、復歸者の家屋進入に關しては各



町内會長に充分の注意を爲す様傳へあるも、尙嚴重なる監視を必要とす。

第三 後方平和となりしに付ては、一方警戒を怠らざると共に他方成るべく早く居住民に安心と居住の便を與へ、保護の目的を達する様心掛くるを要す。

追加

靶子路以內虹口地區に於て支那人の出入は、明日以後内外人同様午前四時より午後十時迄とす。

この布告の本文及び追加は専ら交通に關する制限で、備考は點燈、盜難、その他の事故豫防及び居住上の便宜供與に關する心得の一端を示したものである。當時開北には手榴彈その他の危險物が各所に散在し、又店舗の内外に商品の取散された所もありて、漫に人の出入を許さば危険でもあり、又掠奪を促すことにもなるので、交通の取締は最も急であり、隨つて右の布告の極めて適切であつたことは勿論である。けれども、これ未だ固より以て占領地民政の要項を盡したものである。支那行政機關の復活するに至るまで暫定的にでも眞個民政の代行を爲すには、更に規定を要すべき事項の多々ありしは論を俟たない。

住民安意す

由來開北は北市と稱し（往昔蘇州河に開門ありて、その北に位する所より自然開北の俗稱ある

に至つた）、面積は確知し得ざるも、共同租界の少なくとも三分の一はあるべく、その西端の一角は工場地、北部一帯は未開拓地で、住宅地及び營業地は淞滬鐵道を挾んで東南に互る區域である。その中の南部は今次大半兵燹に罹りて復興何れの日なるか知らず、たゞ禍亂の巷にして比較的破壊を免れたのは西南部の支那街である。開北の人口は百二三十萬ならんが、中にありて右の西南部一帯は三四十萬を算すべく、一時は住民殆んど擧げて難を他に避けしも、交戦熄んで弗々歸來し、四月の末に四五萬の支那住民を見るに至つた。この西南部一角の治安維持のため我が海軍は三箇大隊の陸戰隊を屯せしめ、警備を主たる任務とする傍に一種消極的の行政類似のことをやつた。その廳舎は、當初は北停車場内に設けたが、後に之を開北新民路の新民小學校内に移した。住民逐日我が行政に安んじて店を開き、又哨兵の居る所の附近に屋臺店を出すものも續出した。若し夫れ北四川路及び狄思威路方面の謂ゆる延長道路區域は、租界工部局主として之が治安維持に當るに就て陸戰隊は之を補佐することにしたが、この任務は秩序回復と共に之を全然工部局に移した。この消極的行政を司掌する係官としては、第三艦隊司令部附の一大佐専ら之に當り、少佐一名、通譯若干名の補助員を指揮して百事を處理するといふ至つて簡單な制であつた。

占領地行

占領地行政の第一の仕事は、何を措いても衛生のことであらねばならぬ。即ち諸般の公共衛生



政の第一  
項は衛生事

第八章 占領地の暫行的行政

施設と住民の疾患の救済が最も急務である。その前者は莫大の経費を要し、計畫に相當の準備を要するが、後者は醫員さへあらば即日からも能きることであるから、能ふ限り速に着手するのが望ましい。我が閩北占領軍は種々の見地から民政らしき民政は態と之を行はず、公共衛生施設も積極的に計畫するには至らなかつたけれども、敵兵掃蕩後閩北の衛生には甚大の注意を拂ひ、殊に住民の疾患を治療し、仁術を施して彼等を苦痛呻吟より救ふに就ては、海軍に於て十二分の努力を盡した。

海軍醫務  
隊の閩北  
巡回治療

その好成績

初め閩北の占領と共に、第三艦隊にては同地残留住民のため人道的見地よりして赤十字社、同仁會、對支文化會、その他の有力團體に依りて慈惠的施設を行ふの利を認め、特に對外關係に鑑みてその緊要なるを顧念し、野村司令長官は三月四日之に關し政府に稟議する所あつた。之に對する政府の回訓如何は承知せざるも、陸戦隊の醫務隊にては旗艦出雲の醫務科と協力し、三月五日以降日々午前九時より午後四時に至る間、二班に分れて閩北一帶の巡回治療に當つた。第一班は陸戦隊勤務の軍醫官、看護兵曹、看護兵、及び通譯兼任の看護婦各一名、患者運搬用自動車を使用して出動し、第二班は出雲より派遣の軍醫官、看護兵曹、及び看護兵各一名にて、乗用自動車を使用して之に當つた。治療患者は初日五名、次日十五名なりしも、三日日には六十六名、四



海軍南生班の活動  
眼藥注しつゝ出る雲軍醫長山岸軍醫大尉

日目には百四十九名、五日目には二百名といふが如く、巡回治療の趣旨が漸次徹底するに連れ逐日激増し、四月四日に五百七十名、同十九日の如きは六百六十九名の多きを示し、斯くして三月五日より巡回治療を打止めたる四月二十日に至る四十七日間の患者数は、延人員累計實に一萬六千五百九十七名の多きを算するの好成績を示した。その最も多い病症は、主として不潔に起因する皮膚病、衛生思想の不足から傳染するトラホーム等とある。治療者には一日分の藥劑を與へ、臥床患者へは醫務官親しく往診するの親切を盡すので、患者中には文字通り感泣する者もある。これは確に好い企であつたと内外均しく認めた所である。

右の巡回治療は四月二十日限りにて止めとなつ

第八章 占領地の暫行的行政



地方顔役  
の素質

たが、施療はその後も引續き開北の藍十字病院の建家にて行ひつゝあつた。

凡そ民政の施行には、概してその地方の有力なる顔役をして直接住民に臨ましめ、軍は間接に之を監視するといふ建前に利ありて、軍自ら百事に當ることは、土地の人情風俗に疎なる軍當局者として得策に非ず、と説くのが普通である。この説は一應理あるに相違ないが、問題は要するに地方顔役の素質如何にある。彼等にして誠心誠意以て土地の公益、住民の福祉を計るものであらば、萬事につけて便宜多きを確に認むべきが、不幸にして彼等その位地職權を利用して私利を計るといふが如き輩であると、名を公益に藉りて徒らに誅求を行ふの機關たるに止まり、住民の迷惑實に計り知れない。

北市人民  
地方維持  
會の解散

我が海軍の開北行政當局者は、この點に於て短少期間に大なる實物教訓を得たやうである。土地の民政仲介機關としては、初め開北の支那有力者の團體と稱する北市人民地方維持會をして之に當らしむることにして見た。そこで同會は紅帮の巨頭胡立、青帮の領袖注度などの采配の下に總務、財務、警務、調解等の諸課を設け、之に六十餘名の職員を配屬し、外に巡捕五十名、探偵吏二十名、衛生吏二百餘名を置き、やゝ大袈裟のお膳立で自治行政なるものをやり始めた。知らずその金は誰が出すか。自治行政機關といふその名は頗る美であり結構であるけれども、迷惑な

のは疲弊せる一般住民で、折角従前の軍權からの誅求を免かれ得たる彼等は、名を地方自治行政に藉られて復た少なからざる負擔に苦まざるを得ない。のみならず、同會の設立は支那政府筋の甚しき猜疑を招き、累を善意の我が軍憲に及ぼすことも少なくなかつた。殊にその他の點に於ても、同會頭目連の間に不都合の行爲あるを認められたとかで、創立後十日にして我が軍憲から解散を命ぜられた。

その後類似の民政仲介機關を設置するの運動は支那人側の二三の方面より起りたるも、我方に於てその一を許可すれば忽ち他の數者との間に排擠運動起り、再び累を我方に及ぼすあるべきを慮り、陸戦隊に於ては彼等各方面の間に充分の諒解成立するまでは、その一者に對し特に許可するを爲さず、隊に於て直接治安維持に當る傍ら必要の民政的措施を講ずるに止める、といふ方針を執つて居つたやうである。



## 第九章 停戦協定の成立及び我軍の撤退

## 第一項 撤兵期間問題にて坐礁

上海戦の  
停戦の  
性質

陸戦法規慣例規則には、その第二款第五章に休戦に關し六ヶ條の規定がある。その表題の『休戦』は原語にて De l'armistice であり、而して『休戦ハ交戦当事者ノ合意ヲ以テ作戦動作ヲ停止ス』(第三十六條)とありて、即ち交戦当事者の合意をばその成立の要素としてある。然るに上海戦は三月三日の白川派遣軍司令官及び野村第三艦隊司令長官の各自發的の聲明に由り、又支那側にありても、同じ三日の十九路軍總司令蔣光鼎の名を以てせる自發的——勿論敗勢支へ得ざるに至つた結果ではあるが、兎に角形式に於ては自發的——の停戦命令に由り、同日以降の全般的戦闘停止を見るに至つたものであるから、交戦当事者の合意を以て作戦動作を停止するといふ休戦には、きちんと當嵌まらない。英國の用語例では Truce と Armistice と Suspension of arms の三者間に何等意味の相違は無しと説かれてあるが(Holland, *The Laws of War on Land*, p. 50)獨逸派の國際法學者の多くは、戦闘休止を Waffenstillstand 即ち休戦と Waffenruhe 即ち停戦と

に殊別する。これは觀念上善い殊別と思はるゝが、彼等の謂ふ前者は概して講和の前提として交戦國各政府の裁可の下に兩軍司令官が取結ぶ所の普く全局的に互る作戦動作の停止、後者は概して兩軍各指揮官間限りにて取結ぶ特定戦場の部分的のそれを意味するやうに説くから、その兩者孰れも亦上海戦の停止には確と合格しない。上海の停戦は、追て本式の休戦を見るに至るまで、兩軍司令官の各自發的の命令に依りて豫備的に成立したる一種特別の休戦である。之を俗に停戦と稱し、五月五日調印の協定を停戦協定と稱するは、特に休戦の語に對して意義を殊別するがためであつたとも思へない。

休戦及び  
停戦の  
語

序でながら、邦語の休戦も停戦も、國際法上の正確なる觀念を言ひ表はす語としては、聊か言葉尻の論ではあるが、實は的確でないことを知らねばならぬ。抑も休戦若くは停戦といへば戦が休停することとなるが、法的に云へば、その間にありても交戦状態は依然存続するのである。戦は講和成立の日までは依然存続して隣時も休停しないのである。たゞ現實の敵抗行爲即ち闘のみが休停するに止まるのである。休戦若くは停戦の繼續中に於ても、交戦國間には交戦状態は引續き實在し、中立國との間には中立に伴ふ權利義務が依然行はれるのであるから、稱して休戦若くは停戦といふは實は當らずで、宜しく休闘若くは停闘といふべきである。この關係は本式の戦争



に非ざる上海戦に於ても理は同じである。五月五日調印の協定中には Cessation of hostilities 即ち敵對行動の停止といふ字が用ひられてある。これは右の意味からして適切の語である。けれども本章には暫く俗用に從つて停戦の語を用ゆる。

## 停戦協定の締結の要

日支兩軍間の停戦は前述の如く兩軍司令官の各一方的命令にて事實的に行はるゝに至つたけれども、この停戦は亦均しく一方的命令にて何時にても廢棄し、直ちに戦闘を再開せしめ得るものであるから、兩國間に眞個に和平の回復を期せんとするは、別に兩軍司令官に於て双方を拘束すべき正式の停戦協定を取結び、以て所期の目的を達成するの道に出でねばならぬこと論を俟たな

## 停戦促進の動き

停戦促進の動きは、兩軍司令官の各一方的發令に先だつ數日前よりして既に現はれた。英艦ケントの秘密會見として傳へられたる二月二十八日の夜、同艦内に於ける我が野村第三艦隊司令長官と英國東洋艦隊司令長官ケリー中將、外關係二三子を交へたる停戦交渉の瀕踏の内會議は、蓋しその魁を作せるものであつた。その内會議の結果を支那側では五ヶ條に纏め、之を基礎案として日英各艦隊司令長官に翌日試提せるものもあるも、内容には前夜交換せる意見と相違せる點もありて、權威ある文書としては引抄するにも値しない。

## 二月廿九日の聯盟理事會提案

恰も二月二十九日の國際聯盟理事會に於ては、日支間に停戦に關する地方的協定の取結ばるゝことを前提とし日支兩國及び上海に特別の利害關係を有する重なる諸國の代表者を以て圓卓會議を開催し、事件の解決を齎さんことを希望するといふ議長ボンクルの提案が可決せられた。この提案は停戦交渉促進の上にも、又後日の圓卓會議案の成行を論評する上にも、關係極めて大なるものであるから、その全文を左に掲げて置きたい。

一。上海地方に於て日支軍の間に極めて大規模なる交戦切迫し、その結果は必然多大の人命を喪失し、感情を更に悪化せんとするものあるべき處、この危機に際し二聯盟國間に於けるこの悲むべき武力抗争を中止し、和平の手段を發見し、之を遂行すべき方法を探究するため、如何なる機會をも逸せざることは吾人の義務なり。英國代表の齎せる報道に依るに、現に昨日上海に於て戦闘中止の取極を爲すための會談行はれ、取極案は各政府に稟申せられたる趣なるが、右は吾人の歓迎する所にして、聯盟理事會は和平狀態確立のため最有益なる方法及び時期を擇んで貢獻を爲すの用意あり。

二。依て議長は、上記目的に資することあるべき提案を開示するため、理事會同僚を招集したり。該提案を有効に實行するためには獨り日支兩國政府の受諾を必要とするのみならず、上



第九章 停戦協定の成立及び我軍の撤退

四二四

海租界に特別利害關係を有し、従つてその代表者が容易に地方的に友好的援助（斯かる援助の必要なることは日支兩國當局の該提案に對する積極的且誠實なる同意に劣るものに非ず）を與へ得べき他の主要諸國の現地に於ける協力を必要とす。

三。提案次の如し。

(一) 決定的終局を招來するため、速に上海に於て日支兩國政府代表並に上記諸國代表より成る會議を成立せしむ。

(二) 該會議は

(イ) 日本は何等の政治的又は領土的企圖を有せず、又上海に於て日本租界を設置し、又はその他日本の獨占的利益を伸長するの意思なきこと、並に

(ロ) 支那は共同租界及び佛租界の地域及び住民を危険より防護すべき取極に依り、租界の安全及び保全が維持せられざる可らずとする基礎の上に會議に加入すること  
の基礎の上に行はるべし。

(三) 本會議の開催は勿論戰闘中止に關する地方的取極を爲すことを條件とす。理事會は右の速なる成立を期待し、且上海に代表者を有する他の主要諸國の陸海軍及び文官たる當局が、

右取極を確實にするため能ふ限りの援助を與ふべきことを提案す。

四。本提案は從來國際聯盟又は各國が日支事件に關し取れる立場を何等阻害し又は制限することなきを前提とし、上海地域に於ける速なる和平確立を目的とするものにして、議長は自ら及び同僚の名に於て日支兩國並に武力抗爭の終止及び平和回復の共同目的のため、地方的地位上特殊の貢獻を爲し得る上記諸國の參加協力を要望す。

程なく三月三日、前述の日支兩軍司令官の各一方的命令にて事實的停戦の成立を見るに及び、曩に在デューネーヴ支那代表の要求に由りて同じく三月三日開會となれる臨時聯盟總會は、翌三月四日委員會の起草に係る左の決議案を上程した。

本總會は二月二十九日理事會に依りて爲されたる提示を想起し、且その中に豫定せられたる他の措置を害することなく、

第一 双方の軍隊司令官に依り敵對行爲停止のため發せられたる（本總會が通報を受けたるが如き）命令を有效ならしむるに必要な措置を直ちに執らんことを日支兩國政府に勸告す。

第二 上海に於て特別の利害關係を有する他の諸國に對し、前項所定の勸告の實行せらるゝ方法を總會に通告せられんことを要求す。

第一項 撤兵問題にて坐礁

四二五

三月四日  
の聯盟總  
會決議



第三 敵對行爲の停止を決定的ならしめ且日本軍隊の撤退を規定 (regulate) する諸取極 (arrangements) 締結のため、前項所載の諸國の陸海軍官憲及び文官の援助を以て日支兩國代表に依り商議の開始せらるべきことを勧告す。總會は前記の諸國に依り右商議の進行振りを不斷に通知せられんことを希望す。

右の決議案の提出に次ぎ、その第三項にある regulate 及び arrangements の語に就て我國代表者と起草委員との間に多少の議論もあつたが、結局我方は之に關する修正動議を撤回し、支那代表は双方の無條件的撤退といふ留保附にて賛成し、結局右決議案は本會議に於て満場一致にて可決せられた。

停戦協定の豫議の豫議

右聯盟總會の決議に鑑み、帝國公使は政府の訓令の下に三月八日英國公使に對し、日本は右決議に従つて何時にても停戦會議の開催に應ずるの用意ある旨支那政府に傳達方を依頼した。之に對し支那外交次長郭泰祺は四月十日付覺書を以て英國公使を通じ、中國政府は三月四日の聯盟總會の決議條項に基き日本官憲と交渉を爲すの用意あるも、右交渉は聯盟總會に於て中國代表顏惠慶の述べたる如く、(一)交渉は敵對行爲の決定的終結及び日本軍の完全なる撤退に限らるゝこと、(二)右撤退は無條件なるべきこと、この二つの了解の下に交渉に入らんと欲すと述べた。抑

も三月四日の聯盟理事會の決議第三項には、單に『日本軍隊の撤退』とあるのみにて、何時且何處に撤退すべきかには言及してない。随つて支那側の『完全なる撤退』とか『無條件』とか云へることが一兵を留めずして即時上海以外若くは上海租界以内に撤退せよといふを意味すとせば、そは聯盟の決議の文字及び精神以外に走れる要求であること論を俟たない。この點に於て日支の交渉は、その發端に於て一條の暗影があつた。

討論の基礎案

その後三月十四日、在上海英國總領事館に於ける英國公使主催の茶會に於て同公使を始め我が重光公使、支那外交次長郭泰祺、及び米佛伊各代表者相會して熟議を遂げ、その結果英國公使は聯盟總會の決議及び日支双方の主張を參酌して停戦會議に於ける討論の基礎案を立てた。同月十一日國際聯盟總會の設置したる十九國繼續委員會の第一回會合(三月十七日)に於て、之に出席の我が佐藤代表は右十四日の上海に於ける停戦豫備會合のことを報告し、但し交渉の内容は當分秘密に附することの申合ありたるに由り今説明するを得ずと附言した。支那の顏代表は次で起ち、十四日の上海會合の内容は敢て秘密にするの要なしと述べて之を同委員會の前に披露した。之に依れば、停戦會議の議題は(一)支那兵の後日の決定あるまで現地より進出せざること、(二)日本軍の撤收のこと、(三)以上の實行を認證すべき共同委員會設置のこと、以上の三件とし、別に覺書



に於て、他の原則問題は提起せざることを明かにし、更に別個の覺書に於て、支那側より一月二十八日付吳上海市長の日本總領事宛回答（排日貨運取締のこと）の效力を確認する旨の獨立的宣明を自發的に行ふべきを約さしむるものである。顔代表は右議題の内容に對する支那政府の所見の一端を述べ、特に上海市長の回答の效力確認に關する別個覺書に就ては、その政治的問題に屬するに鑑み、之を停戰の一條件とするは二月二十九日の理事會の提議に反すと論じた。

我が佐藤代表は、日本は排日貨運取締を極めて重大視するが、しかも敢て之をば停戰の條件とする意思あるに非ず、たゞ二月二十九日の理事會提議に於て豫定せられたる上海圓卓會議に於て本問題を提起するの意思あるのみと答へた。支那代表は重ねて之に論及し、排日貨問題は地方的問題に非ずして支那全體の問題なるが故に、停戰會議にてこの問題を議するも問題の解決に役立たざることを、日本軍にして撤退し、日支間に友好關係回復するに至らば自然に解決を見るべきものなること等を述べ、委員長は上海會議にては排日貨問題が平和状態の回復の一要素なるや否やの問題を研究することはあらんも、本委員會としては停戰、撤兵、及び撤收地帯の秩序維持を期するのが唯一の目的で、排日貨問題は關係事項に非ず、本問題は上海圓卓會議の範圍に入るべきものと述べて十九國委員會に於ける討議を避けしめた。故に排日貨問題は、我方に於ては當初

別個覺書案を立てたものゝ、敢て之を停戰會議の一問題と爲すの強い意思があつたのではなく、之を他日の圓卓會議に譲るも可なりとの意思であつたものと解し得られる。

帝國公使及び支那外交次長は十九日相會して右の討議基礎案に就て尙ほ熟議を遂げ、その結果大要左の如き出先き限りの協定草案を作りて各本國政府に請訓した。

- 一。支那軍は一切の軍事行動を中止し、曩に白川軍司令官に依り提示せられたる駐兵線より進出せざるべき旨の取極を爲すこと。
- 二。日本軍隊は現在の駐兵線を縮小し、租界及び租界延長区域内並にその隣接地點に速に集結を終了し、日本軍はその駐屯地點を明示すべく、明示せられたる駐屯地點に集結を履行したるや否やに付疑義の生ずる場合には第三國の武官を以て監視せしむること。
- 三。日本軍の撤退後の撤收區域には撤兵状況を監視する目的を以て、日支英米佛伊の六國委員より成る混成委員會を設置し、撤收區域の治安維持は優良なる支那警察隊を以て之を確保すること。

之に對し芳澤外相は軍部と協議の末、大要左の回訓を發した由である。

- 一。協定草案第一項には異議なきこと。



二。第二項の日本軍の集結區域設定に關しては依然政府の三月十八日付の電訓通り之を上海吳淞間の線とし、協定草案に於けるが如き縮小を認めざること。且日本軍の行動に關しては第三國の監視若くは批評を許さざる十二月十日付聯盟理事會決議以來の留保を極力支持すること。

三。日本軍の撤退狀況監視のため撤收區域に混成委員會を設定することには異議なきも、日本軍の撤退後撤收區域に支那警察隊のみを以て治安維持に當らしむるが如きは、租界安全のため不安且危険性多き虞あるを以て、日支兩國の共同警察隊を設置するか又は支那警察隊に純然たる第三國の國際警察隊若くは國際軍を混合して共同警備に當らしむること。

四。日本軍の撤退區域に支那警察隊を配置せしむべきことを原則上認めたるは我方の最大讓歩なるが、右警備問題は上海の恒久的安全保障問題と極めて密接不可分の關係にあることを考慮し、且二月二十九日付聯盟理事會決議を想起し、支那側は停戦協定成立し引續き租界の安全保障を始め上海事件の善後措置を清算する目的を以て、速に上海圓卓會議開催に應じ、代表者を列席せしむべきを誓約すること。

五。支那側は依然日本軍の内地歸還と停戦のみに必要な前線撤退とを混同しつゝあるが、日

本軍の内地歸還始終自主的判斷に依り履行せらるべく、但し最小限度の先決條件として、圓卓會議に於ける租界及び租界住民の安固に必要な協定の調印せられたる後始めて日本軍の完全且全面的内地歸還を終了を告ぐるものなることを了解すること。

帝國公使はこの訓令の下に郭外交次長と豫備交渉を開き、正式の停戦會議に際して討議すべき大綱を協議し、而して關係諸方面との間に打合せを遂げたる末、正式會議は三月二十三日より開催することとなつた。然るに同日の朝に至り郭外交次長より、主席代表蔣光鼎の出席急に不能となりしが故に一日の延會を請ふ旨我方に通知せられた。内面の理由は、或は支那の軍部と外交部との間に意見の一致を得ざるがためといひ、或は支那代表の有力なる一人戴戟が突然咯血して病に臥したが故といひ、或は日本の主席代表が植田中將で軍司令官白川大將が之に當らないから、蔣光鼎が之に不満を抱いたがためだとも傳へられた。支那外交部駐滬辦事處の當日の聲明に『日本側は當初白川軍司令官を停戦會議主席代表に擬したるが故に、中國も第十九路軍總司令蔣光鼎を主席代表として會議に出席せしむべく決定し居りたるが、白川軍司令官が正式會議に出席せざるを以て、蔣光鼎も出席を見合はすこととなり、二十三日の正式會議は遂に開會不能となれり』とありしに照し、右の最後説が眞の理由であつたと見るべきであらう。



支那代表  
決定す

第九章 停戦協定の成立及び我軍の撤退

四三二

斯くして蔣光鼎は主席を辭して南京に去つたので、四國公使は郭外交次長と善後の協議を盡し、その結果支那側にては淞滬警備司令戴戟を主席代表、十九路軍參謀長黃強及び郭外交次長を次席代表とし、正式會議を豫定通り開催することに決した。

會議開か  
る

三月二十四日、第一回の正式會議は豫定の如くに英國總領事館に於て開催せられた。我方代表は植田第九師團長、田代軍參謀長、島田第三艦隊參謀長、それに重光公使竝に諸隨員、支那側は前述の戴、黃、郭、及びその他諸隨員、外に英、米、佛、伊の公使及び書記官である。(第二回以下亦大體同じであつたと承知する。)

討議事項  
の大綱

停戦會議に於ける討議事項の大綱は左の諸點を出でない。

第一 敵對行爲停止の確認を規定すること。

第二 支那軍は後日の取極成立するに至るまで現位置に留まり進出せざること。

第三 日本軍の撤退のプログラムを定むること。

第四 右の諸項の遂行を確認すべき混成委員會の組織を規定すること。

これ等諸項の討議の本會議及び小委員會に於ける細かな経過は繁に亘るから略するとし、

會議の最  
難關

停戦會議の最難關は日本軍隊の撤退の地域とその時期の問題で、會議の發端よりして既に開き

があつた。而してその開きは、先づ撤收の語の適用に關する双方見解の相違の上に現はれた。我方は、撤收は一月二十八日以前の位地即ち租界及び延長道路地域内への撤收と解するに對し、支那側では之を日本への撤收と解し、そこに見解の重大な相違があつた。けれども、この點は彼等結局我方の主張を認めて收まつた。次に我方は、五萬の大兵及び之に伴ふ馬匹輜重を撤收するのであるから、撤收の順序として先づ之を租界附近に撤收するに就ても、その附近にかなり廣大の地積を要求せざるを得ないが、支那側はその附近を眞に租界に接續する猫額大の地に限らしめんとし、之に關する意見も容易に一致しない。更に撤收完了の時期に至りては一層の難關で、日支双方當初より各主張を固執して相譲らず、數回の討議も發展を見ないで、會議は殆んど決裂状態に陥つた。

そこで英國公使ラムプソンは同二十八日、その同日までに一通り討議を経たる事項を取纏めて五ヶ條より成る一の協定草案と爲し、添ゆるに之に附帶せしむべき四ヶ條の附屬書案及び支那側の聲明案を以てし、討議を更に之に依りて逐條的に進めては如何と提議した。その案文の要旨左の如くである。

英國公使  
の三月廿  
八日の調  
停案

協定草案

第一項 撤兵期間問題にて坐礁

四三三



- 第一條 日支兩國は即時總ての形式に於ける一切の敵對行爲を停止すること。
- 第二條 支那軍隊は後日の取極あるまで附屬書第一規定の不進出地點に止まること、但し右不進出は支那領土内に於ける支那軍隊の行動を恒久的に制限するものに非ざること。
- 第三條 日本軍隊は附屬書第二に規定する所に従つて撤退すること。
- 第四條 日本軍撤退後の同地域の警備を監視するの目的を以て混合委員會を設置すること。
- 第五條 本協定は調印の日より效力を發生し、且日支英三通の公文を以て調製し、疑義を生じたる場合には英文に照して解決をすること。
- 本協定は三月四日附聯盟總會決議に於て共助を約されたる關係國代表の面前に於て署名捺印すべきこと。

附屬書案

- 第一 支那の不進出地點を規定す。
- 第二 日本軍の撤收期間を規定す。即ち調印の日より一週間以内に撤收を開始したる後、六週間以内に附屬書第三に規定する地點に撤退を完了し、且地方的安寧の許す限り更に減兵すること。但し右は病兵若くは病馬の善後處理のために存置すべきことに制限を加ふるものに非ざること。

ざること。

- 第三 日本軍の撤收地點に關しては小委員會に於て決定すること。
- 第四 撤收地域を監視するの目的を以て偵察飛行機を殘留せしむること。

支那側聲明案

撤收地域の治安維持に關し支那側は全責任を以て之に當り、治安確保を完全ならしむるために支那特別警察隊を組織設置すべきことを一方的に聲明すること。

即ち右の五ヶ條の協定案は、我方原案七ヶ條の中の第五、第六、第七の三ヶ條を第五條に一括して稍々簡略にしたもので、格別異議を挾むにも及ばず、その他の點に於ても之を討議の基礎案とするに妨げなしといふことにて、之に依り會議を繼續することになつた。

右の第一條に就ては、初め我方は支那の敵對行爲停止に關聯し、便衣隊その他日本軍侮辱及び挑戰的宣傳等の取締を要求したるに、支那代表は中國軍隊に便衣隊の存在なしと稱して我方の要求を拒絶した。支那側のこの非認の餘りに空々しき妄誕なるは論を俟たぬが、結局我方は特に便衣隊の文字を表面に現はさざること譲歩し、右條文の『總ての形式に於ける一切の敵對行爲を停止すること』とあるは便衣隊等の行爲をもその中に含蓄する、といふ了解の下に意見の一致を

敵對行爲  
停止の妥  
結  
便衣隊の  
行動取締  
をも含蓄  
す



見、即ち第一條は妥結を得て確定となつた。

支那軍隊  
不進出の  
決定

次に第二條の前段「支那軍隊は後日の取極あるまで附屬書第一規定の不進出地點に止まること」に對しては、支那側にては、領土主權が支那にある以上、支那は事態平常に復せば當然行動の自由を有し、何等拘束を受くる理なしと論じ、將來の行動自由の意味の留保を爲さんことを強く主張した。蓋し支那は、將來の圓卓會議に於てその自由を永遠に拘束せらるゝを恐れたのである。けれども、これは元々豫備會議に於ける既決のことであるのみならず、支那は日本軍隊を撤退せしめて了へば後日の圓卓會議の成否などはどうでも可い、支那軍は日本軍隊撤退地域に續々這り込んでやる、といふ肚であつたから、我方としては是非共支那軍不進出の保障を握り置くの要がある。第三國の諸公使も之を認め、支那側に勸説する所もあつたので、結局我方の要求通りに決定となつた。然るにその但書の留保事項、即ち「右不進出は支那領土内に於ける支那軍隊の行動を恒久的に制限するものに非ざること」は、元來停戦協定は斯かる將來の約定を取極むべき性質のものに非ざるは勿論なるに、今特に斯かる留保を支那に認むるに於ては、追て開催せらるべき圓卓會議に於て重要の一議題となるの可能性ある中立地帯設置案の成立を妨げるが如き行動の自由を支那に豫約する懸念もあり、隨つて我方に於ては、右留保は之を削除するか又は右の留

保條件が追て開かるべき圓卓會議の議題に何等の拘束若くは影響を及ぼすものに非ざることをも更に再留保すべきであるとの見地から、この點に於て先方の注意を促した。

日本軍隊  
撤收の地  
點問題

しかもヨリ以上の難關は第三條の日本軍隊の撤收問題であつた。この問題は、撤收の地點と時期の二つに別れる。撤收の地點としては、我方は當初眞茹、大場鎮、廟行鎮、獅子林砲臺の線を主張したが、後に之を閘北、江灣鎮、吳淞の線まで讓歩し、又更に讓歩して閘北は全部とせず、北四川路より滬淞鐵道線路を越えて突出の部分、即ち六三園より寶山玻璃廠一帶の虹口クリーク以東、それから江灣鎮、更に東部にありては租界の東部境界に接續する地點（即ち公大紗廠に續く地點）、竝に吳淞附近の諸地點とし、線を畫せずして指定の各地點に駐屯する、といふことにまで折れ、結局（一）閘北鐵道東側及び寶興路より以東、六三園及び日本人墓地を含む一帶の地、（二）楊樹浦、公大紗廠地域、（三）江灣鎮の鐵道東側、江灣競馬場、日本人ゴルフリングを含む一帶の地、（四）吳淞クリーク南岸の蘆藻濱、張華濱一帶の地、（五）吳淞鎮の郵船敷地より日華紡績工場を含む方形の地域（但しこの地域内に包含せらるゝ吳淞ホテル、吳淞停車場、及び附近學校を兵員收容に使用せざる了解があつたやうである）、以上が撤收地域として妥協せられた。吳淞鎮は支那側に於て疾く既に承認したるも、四月二日の會議に於て南京政府よりの訓令と稱して右承



認を取消した。されど我方は、吳淞鎮には日華紡績もあり、吳淞の砲臺は必しも含ましむるの要なきも、吳淞クリーク棧橋を中心とし吳淞鎮を含める二料の地域は必要なりとして強く主張し、結局六日に至りて先方之を承認したものである。

撤収の時  
期問題

斯く我方は、撤収の地點に就ては讓歩に讓歩を重ね、漸く妥協の曙光を認め得るに至つたけれども、撤収の時期の問題に至りて交渉は遂に明礁に乗上げた。我方は撤収には自ら順序あり、事態平靜に復し、排日取締の實が認められ、出兵の目的が達成せられたる上は、何時にても全部撤兵すべく、その目極めつかざるに豫め期日を約束するが如きは、出兵の根本精神に顧みて到底不可能のことに屬す、現在の最前線より撤収地點への第一期に屬する撤退の時期は明示し能はぬではなく、即ち本協定調印後一週間以内之を開始し、遅くも六週間にて終了すべきことを言明し得るも、その最終に屬すべき分即ち租界外より完全に撤退するの時期に就ては、將來の情勢を見極むるの必要上、到底豫言し能はざる所であると主張するに對し、日本は辭を當分に藉りて事實永遠に軍を上海附近に駐屯するものと猜疑する支那側にありては、日本の撤兵を見ざる限り支那民衆の敵愾心は鎮靜せず、事態は平靜に復する能はず、撤兵期限の明示なき協定は支那として絶對に承認する能はず、故に是非共日本軍隊の全部撤退して一月二十八日以前の舊態に還元せしむべきその時期を明示せよと迫り、この點に於て會議は一步も進捗しない。

幾多の妥  
協案執れ  
得ず

この間にありて、妥協案の檢出に妙を得たる英國公使は、累次幾多の妥協案を試提した。その重なるもの第一は、大要『地方の治安状態にして日本軍の減兵を許し、且租界内への撤収を許すべき状態とならば、日本軍隊は直ちに租界内に撤収すべきことを附屬書第二の中に記入すること』といふのである。けれども支那側は之を承諾しなかつた。第二は、『日本軍の租界内撤収は三月四日の聯盟總會の決議及び右決議の成立に至るまでの討議の精神に基き、成るべく速に之を實行すること』といふにあつた。之に對しては我方は、租界内撤収のことは停戦に必要な撤収實行後の行動に係るもので、聯盟總會の討議及び三月四日の決議とは何等關係なく、隨つて之を援用して租界内撤収のことを云爲するは見當違ひなり、との論據で同意しなかつた。第三は、最終の撤退期を日本の主張通り明規せざる代りに、日本の撤兵條件とする事態の平靜に復したと認むべきその時期をば混成委員會をして監査せしむるといふ新案である。之に對しても我方は同意しなかつた。第四は、日本が事態の平靜に復したと認めたる場合に共同租界及び延長道路區域に撤収すと單獨に聲明する場合に、その末尾に何月何日以内に最終の撤収を完全に爲し得ると期待すとの一句を加ふることである。これも我が政府に於て不同意を表したと承知する。



更に四月四日の第十一回本會議に於て、我方は日本は時局が常態に復し、且日本人の生命財産の安全に對する保障の充分に立つ曉に於ては、能ふ限り速に最後の撤兵を行ふべしとのことを支那の政府及び國民に向つて證言する所の聲明を爲すを辭せずと述べ、之に對し支那側にては、最後の撤兵の時期を該聲明中に明示するに於ては之を受諾すべしと答へ、議は矢張り撤兵時期の明示問題に戻りて依然行詰りを脱しない。

斯の如くにして日本軍隊撤退の地點と時期は容易に打開し得ざる難關であつたが、四月四日の第十一回本會議に於て、日本側より支那は浦東及び蘇州河以南にその軍隊を駐屯せしむべからざることを一條を要求するに至り、新なる一難關は更に加はつた。我方のこの要求は、支那軍隊の同方面に於ける出現は日本人の生命財産に對する一の脅威で、ために時局の常態への回復を遅らすものであり、日本軍隊との萬一の衝突を避けんがためには、支那軍隊の同方面よりの撤退を望ましとする、といふ理由に基いたものである。支那側は本會議の豫定討議事項の以外に屬する斯かる提案を見るのは意外なりとし、主義上に於ても討議するを欲せずと爲し、日本軍隊さへ浦東に上陸せず、又蘇州河を南に渡らざる限り、兩軍の衝突の懸念は斷じて無しと論じた。我方は、停戦協定の精神は上海の安全を確保するにある、支那軍の現駐地停止は決して蘇州河以北即ち我

浦東及び  
蘇州河以  
南の支那  
兵不駐屯

が第一線と相對峙する部隊のみに適用すべきでなく、苟も蘇州河以南及び浦東に於て支那軍が自由集結行動するに於ては、上海の平和は決して確保せらるべきでないと駁したが、支那側は、支那軍は當分の間現駐地に留まるとの原則協定の意味は交戦地域を指すもので、若し同地域以外の支那軍の行動をも束縛するものなりとせば、それは支那の主權を侵すものである、日本にしてこの新規の要求を持出して之を固執する以上は、會議繼續の可能を疑はざるを得ずとまで述べて之を峻拒し、討議二時間に亘りて決しない。英國公使は調停的に「原則協定の「日支兩軍は凡ゆる戦闘行爲を停止す」の字句に「上海及びその附近に於て」の一句を加へ、その中に蘇州河以南及び浦東を含ませることにしては如何」との新案を試提したが、我方は既に原則協定にその字句を入るゝを得るならば、細目を決定すべき本會議に於て何故に蘇州河以南及び浦東のことを審議し得ざるか、と論じてこの調停案を容認せず、斯くして本問題は、撤收時期問題と共に難關の双壁となつた。けれども九日の日支軍事専門委員會に於て支那側は大體日本の主張を容れ、國民政府へ請訓の上尙ほ軍事専門家會議に於て詳細を討議すべきことを濫々承諾した。

撤收時期  
に關する  
三新案

斯くて四月七日の第十三回本會議に於ては、大勢殆んど決裂かと豫想されたが、妥協案の捻出に特得の技能を有する英國公使ラムプソンは米佛伊佛の同僚と相諮り、更に三種の新案を試提し



て一條の活路を日支の前に與へた。即ち

(甲案)日本委員に於て單獨に左のことを聲明する。『日本政府は、上海及びその附近の状況が著しく改善せられ、事態の平常に復するに至らば、直ちに日本軍を一月二十八日以前の地點即ち租界及び延長道路區域内に撤收するの用意あることをこの機會に於て聲明す、而して日本政府は地方の事態が六ヶ月以内に於て右の如き改善を見んことを希望す。』

(乙案)日支双方にて各左の聲明を發する。即ち日本は『日本政府は上海及びその附近の状況が著しく改善せられ、事態の平常に復するに至らば、日本軍は直ちに一月二十八日以前の地域即ち上海共同租界及び租界延長道路區域内に撤收するの用意あることを言明す』と聲明し、支那側は『日本は前記の如き聲明を爲したるが、中國政府は本協定の諸條項は日本軍が租界並に租界延長道路區域に撤收せざるに於ては完全に實行せられたるものと看做すを得ず』と聲明する。(即ち六ヶ月等の期限を附さず、その代り支那の主張を記録に留むるの案である。)

(丙案)支那側に於て單獨に左のことを聲明する。即ち『中國政府は本協定を締結するに方り、日本軍が一月廿八日以前の地點に撤收するに非ずんば三月四日の聯盟總會決議の精神及び本

協定諸條項は最終的に實行せられざるものとの了解を記録に留む。』

初め右の甲案にある『事態の平常に復するに至らば』の一句は『上海在留日本臣民の生命財産及び營業の保護に關し安全が完全に保障され得るの状況に至らば』となつてあつたが、將來便衣隊その他不逞の徒が僅少の危害を在留日本人に加ふることあるが如き場合に日本に對し依然駐兵の口實を與ふるなきを保せずとの懸念から、之を『事態の平常に復するに至らば』と修正したしとの要望が支那側より出でたので、我方及び四國公使側に於て之を容れたものである。又支那側よりは末段の『六ヶ月』を『四ヶ月』と修正したしと提議したが、これは我方及び四國公使側の反對に遭ふて消滅した。

日支兩國代表はこれ等三案の取捨に就て各本國政府に請訓したるに、我が政府にありては、乙丙の兩案は停戦協定が完全に實行せられざるに於ては支那側に圓卓會議開催回避の口實を與ふる虞あるに鑑み、寧ろ甲案の趣旨を採るべく、但し甲案の末尾に『日本政府は六ヶ月以内に右の如き事態の改善を見んことを希望す』とあるは、六ヶ月以内に租界及び延長道路區域内に軍を撤收するを約束するのではなくして、地方状態が改善せられ撤收の可能となるを單に希望するの意に止まるものなること、及び圓卓會議は飽くまで右日本側の聲明に關聯して確保せらるべきこと、



この二點を明確且有効に表示するを必要なりとし、その旨を回訓する所あつた。

斯くて九日の本會議に於て、我方は甲案にある『六ヶ月以内に右の如き事態の改善を見んことを希望す』とあるは、單に右期間に租界及び延長道路區域に撤收の可能を希望するに止まり、決して撤收の期限を約束するものに非ざること、且日本が同地域に撤收するまでに圓卓會議の開催せられて事態の改善が國際的に確認せらるべきを了解すること、この解釋の下に甲案に賛すべしと述べたるに、支那側は之に對し、日本の單獨聲明には反對せざるも、單に事態が六ヶ月以内に平靜に復することを希望若くは期待すといふが如き漠然たる文句には同意し得ずと稱し、飽くまで六ヶ月以内に撤兵すべきを期待するの文字に改むべきことを要望し、四月十日の會議に於て之に關する修正を求めた。之に對し我方は考慮の末、妥協の精神から支那側と同様に今一應政府に請訓することを承諾した。

停戦會議  
無期延期  
となる

然るに四月十一日の豫定會議に先だち、支那側は訓令未到着を理由に會議の無期延期方を申出で、次で十三日の夕刻、郭外交部長は外交部情報司長張祥麟をして帝國公使を訪問せしめ、『支那政府はデューネーヴに於ける支那代表顏惠慶に國際聯盟に對して日本軍の撤兵時期問題に關し説明を爲すべく電訓したるに由り、之に對する回答あるまで支那政府は次回の停戦會議を延期せんこ

とを希望すとの旨を傳達せしめた。

斯の如くにして三月二十四日より四月十四日まで十四回を重ねたる停戦會議は、最後の大詰に至り遽に停頓を告ぐるに至つたのである。

軍事專門  
家會議も  
亦同様

この間に於て日支の軍事專門家會議は繼續して行はれつゝあつたが、これも四月十四日の同會議に於て、浦東及び蘇州河以南の支那兵駐屯問題に關し依然一進一退の狀を呈し、殊に我方は浦東の西側碼頭より兵を上陸せしめんとするに際して對岸より射撃を受くるが如き場合あらんことを慮り、支那兵の行動の上に相當制限を加ふることとするの要ありと力説せるに對し、支那は依然之を以て討議の範圍以外に屬すと爲して同意せず、遂に專門家會議も本會議の延期中延期するといふことになり、乃ち兩者相共に無期延期となるに至つた。

## 第二項 この間に於ける國際聯盟の行動

我が政府  
の對十二  
國通告

在デューネーヴ支那代表が上海の事態に關して臨時國際聯盟總會の召集方を聯盟理事會に向つて要請し、理事會はこの要請に基き、二月十九日の會議に於て三月三日を總會の開會日と決定したる次第は前に述べた。その開會に先だつ數日前、即ち二月二十八日、在内地帝國代表は訓令に依

第二項 この間に於ける國際聯盟の行動



第九章 停戦協定の成立及び我軍の撤退  
り十二理事國に對し

四四六

- (一) 上海に於ける日本の行動は共同租界及び居留民の保護を目的とするものなるが故に、十九路軍にして撤退すれば満足するものなること。
- (二) 十九路軍は南京政府の統制を離れたる危険な軍隊であること。
- (三) 支那軍にして一定地域に撤退せば日本政府は各國と協調し、各國と共に上海事件の善後策を講ずるため圓卓會議を開くの用意を有すること。更に日本政府は上海に專管居留地を作り又は日本のみの利益を計らんとする意圖は毛頭なく、上海發展を期する英米佛三國に敬意を表し、工部局を尊重し、上海の國際的都市たる面目を發揮せしめんとするものなること。
- (四) 日本陸兵の増派は第一回の派兵と全然同一目的に出でたるもので、全く他意なきこと。
- (五) 日本政府が支那に關する華府九國條約を無視して支那の主要都市の周邊に中立地帯を造らんとする意思を有すと傳へらるゝも、それは全然日本政府の意思に非ざること。

の五趣旨を通告した。

壽府の空  
氣の好轉  
換

この時に方り上海に於ては停戦運動の内交渉が關係國文武官憲間に行はれ、二十八日には英艦ケントにて日支英の有力者の内會議があり、英艦隊司令長官ケリー提督の停戦條件試案も出たと

の報道がデ・ネーヴに達するや、同地の空氣も何程か好轉換を示し、二十九日の聯盟理事會に於ける議長ボンクルの上海圓卓會議開催に關する提案となり、それが可決せられた。この重要な提案の内容は既に述べたが、尙詳細は末章の圓卓會議の見込を語る所に譲る。

臨時聯盟  
總會開か  
る

間もなく三月三日、豫定の如く臨時聯盟總會は開かれた。理事會議長ボンクルは先づ日支紛争の爾後の經過を略述し、理事會は決して本紛争處理に關し悠長の態度を持するに非ざる所以を辯じ、次で總會議長の選舉に移り、白耳義代表イーマンは之に推され、やがて本議會に入るや、支那の顔代表は上海事變の始末、英艦ケントの内交渉に於ける日本側提案の不當要求、日本の行動の聯盟規約違反、支那の總會要請理由等を一時間以上に亘りて論述した。我が松平代表は起つて之を駁したる末、大要「日本政府が上海事變に關して有する精神は要するに(一)日本人の危険が除去せらるゝに於ては直ちに敵對行爲を停止するの用意あること、(二)將來列國の權益を保護すべき方法を商議するため關係國代表者と圓卓會議を開くの用意あること、(三)日本政府は現狀を利用して上海地方に政治的又は領土的野心を遂行するの意思なく、又上海に日本租界を設置し若くは日本の獨占的利益を獲得せんとするの意思なきこと、以上の三點に盡きる。右は日本の方針にして、これ即ち二月二十九日の聯盟理事會議長の提案を受諾したる所以なるが、たゞ大軍の

第二項 この間に於ける國際聯盟の行動

四四七



對峙し居れる關係上、軍當局者が現地に於て合意に至らざる限り停戦は不可能で、随つて實際の停戦が前記理事會の案に於ける地方的協定に委ねられた所以である』と辯じた。

翌四日の引續ける總會に於ては、停戦及び日本軍撤退を要求する決議案の可決あり、爾後數日に亘る數回の討議を経、十一日の會議に於て更に日支紛争に關する聯盟規約適用の見解、十九名にて組織する繼續委員會の設置等に關する左の重要な決議を可決した。

三月十一日  
の總會  
決議

第一 聯盟總會は

聯盟規約の條項は特に左の諸點即ち(一)條約の嚴密なる尊重の原則、(二)外部の侵略に對し聯盟各國の領土保全及び現在の政治的獨立を擁護する旨の聯盟國の誓約、(三)聯盟國間に發生することあるべき一切の紛争を平和的解決手段に附すべき聯盟國の義務、に關し現紛争に全般的に適用し得べきものと思し、

一九三一年十二月十日理事會現任議長ブリアン氏の宣言に於て表明せられたる原則を採擇し、

更に聯盟規約第十條に違反して行はるゝ聯盟國の領土保全に對する侵害及び政治的獨立の改變は、聯盟各國に依り正當且有效と認めらるゝことを得ざる旨の一九三二年二月十六日付日

本政府に宛てたる申入れ中に十二國理事が重ねて本原則を引用したる事實を想起し、

國際關係を支配し且聯盟國間の紛争の平和的處理に關する前記原則は世界平和組織の支柱たり且その第二條に於て『締約國ハ相互間ニ起ルコトアルベキ一切ノ紛争又ハ紛議ハ、其ノ性質又ハ起因ノ如何ヲ問ハズ、平和的手段ニ依ルノ外之ガ處理又ハ解決ヲ求メザルコトヲ約ス』と規定する不戰條約と完全に調和するものなることを思考し、

總會に附議せられたる本紛争の解決に關し最後に爲さるべき措置は暫く措き、前記の原則及び條項の拘束あることを宣言し、且國際聯盟規約及び不戰條約に反する手段に依り成立せしめらるゝことあるべき一切の状態、條約、又は協定を承認せざるは聯盟國に課せられたる義務なることを聲明す。

第二 總會は

紛争當事國の孰れか一方に於ける武力的壓迫の脅威の下に日支紛争の解決が求めらるゝことは聯盟規約の精神に反することを確言し、一九三一年九月三十日及び同年十二月十日の理事會に於て兩當事國の同意を得て採擇せられたる決議を想起し、

更に敵對行爲の確定的停止及び日本軍の撤退の目的とし、同じく兩當事國の合意を得たる一

第二項 この間に於ける國際聯盟の行動



九三二年三月四日の總會決議を想起し、且上海租界に特殊利害關係を有する聯盟諸國がこの目的のため凡ゆる助力を提供するの用意あることを了知し、且撤收地帯の治安維持のため必要あらば協力せらるゝやう右諸國に要請す。

第三 總會は

聯盟規約第十五條所定の手續を本紛争に適用することに關し一月二十九日付支那政府よりの要請に鑑み、

又紛争を聯盟規約第十五條第九項に依り總會に移すべき旨の二月十二日付支那政府の爲せる要請及び二月十九日の理事會の決議に鑑み、

更に支那政府の要請の主題を形成する紛争の全般が總會に附議せられ、且規約第十五條第三項所定の和解手續及び必要の場合には同條第四項所定の勸告手續を適用するの義務あることを思考し、十九人委員會、即ち委員長たるべき總會議長、紛争當事國を除く理事國、及び秘密投票に依り選舉せらるべき他の六名より成る一委員會を設置すべきことを決定す。

該委員會は總會の名に於て且その統制の下に於てその職務を遂行するものにして、左の任務を有す。

(一)能ふ限り速に敵對行爲に關し報告し、又三月四日の總會決議に従ひ前記敵對行爲の停止を確定的ならしめ、且日本軍の撤退を規定すべき協定の締結に關し報告すること。

(二)一九三一年九月三十日及び十二月十日の理事會に於て採擇せられたる決議の實行を監視すること。

(三)規約第十五條第三項に依り兩當事國の合意の下に紛争解決を準備し、且總會に對し陳述書を提出するに努むること。

(四)必要の場合には常設國際司法裁判所に對し勸告的意見の請求を提出することを提案すること。

(五)必要の場合には聯盟規約第十五條第四項所定の報告案を用意すること。

(六)必要と認めらるゝ一切の緊急措置を提案すること。

(七)能ふ限り速に、且遅くも一九三二年五月一日迄に、第一回報告を總會に提出すること。

總會は委員會に對し必要と認むる意見及び總會に通告するに適當なる文書を送附せんことを理事會に要求す。

總會は會期を繼續し、議長は必要と認むる場合會議を招集することを得るものとす。



十九國繼續委員會の成立

この決議中には滿洲問題をも包含し、之に聯盟規約第十五條を適用するといふことであるから、我が代表は之に賛成するを得ざるものと爲し、採決の際に投票を棄權した。(支那代表も訓令未到着の故を以て、即ち決議そのものに反対の故には非ずと説明して棄權したが、十四日訓令到着と共に賛成の旨を通告した)。議長は棄權は議事規則に依り缺席と看做すと述べ、全會一致可決の旨を宣し、次で右決議に基き十九國繼續委員會は設けられ、決議の實行を監視することゝなつた。右委員會は白耳義代表イーマンを委員長とし、委員には英、佛、伊、獨、西、諾、波蘭、愛蘭、ユーゴスラヴィア、巴奈馬、秘露、グアテマラ(以上理事國)、葡、匈、瑞西、瑞典、チヱツコス、ロヅキア、哥倫比亞の十八ヶ國の代表者之に當ることゝなつた。斯くして嘗に上海事變のみならず滿洲問題をも含む所の日支紛争は、聯盟理事會の手を離れて十九國繼續委員會を通ずる聯盟總會に移るに至つた。

米國政府も協力す

尙ほ右決議は聯盟事務總長より米國政府へも移牒せられ、特に決議第二項に就て注意を喚起する所ありたるに、在ベルン米國公使は訓令に依り米國政府の協力を覆牒し、その中に於て『米國政府は上海租界に特殊の利害關係を有する國の一として、在上海米國代表者に對し他國の諸同僚と協力すべき旨を既に訓令したり』と聲明した。

支那尙ほ聯盟に續りつく

十九國委員會の三月十七日の第一回會合の次第、竝にその後上海に於ける停戦會議の開會及び頓挫の始末は前項述ぶる如くであるが、その無期休會となるに至れる少し前の四月十一日、支那政府は在デューネーヴ代表をして國際聯盟に對し、上海の停戦交渉は日本の不當なる要求に依り決裂状態に陥りたるが故に、曩の理事會決議の精神に基き、聯盟に於て裁決を計られんことを希望する旨を通ぜしめ、十九國繼續委員會開催の要求を爲さしめた。之に對し聯盟事務局にては、停戦交渉は現地に於て進行中であるから、現下聯盟の問題と爲すべき要を認めざること、且聯盟としては上海に於て交渉が繼續せられ、妥結に達せんことを希望するものなる旨を答へ、支那の提訴を受理せざるの意を示した。けれども支那は尙ほ聯盟に向つて繼續委員會の開催を要請し、同委員會に於て討議の基礎となるべき上海協定に關する覺書を同委員會に向つて提出するの用意あることを述べ、本協定の再審議方を主張して已まない。そこで聯盟事務局は多少態度を改め、上海交渉にして果して支那の稱するが如くに決裂に瀕し、且その危険性あるに於ては、近く本件を十九國委員會に附議すべしといふことにした。

我が政府再審議案を拒く

我が政府はこの報道に接するや、上海停戦會議は既に最後の妥協案を調製し、最早や之に對し再審議を行ふの餘地なく、殊にその内容を變更するの目的を以て再審議を行はんとするが如く



は帝國政府は斷然之に反對し、十九國委員會への出席をも拒絶すべしとの方針を決し、その旨を代表の長岡大使に訓令した。

十九國委員  
會と日本軍  
撤收時期  
問題

十九國委員會は四月十五日を以て再び會合し、同月二十九日に至るまでに數回の會議を重ねたが、その當初の會議に於て議論の中心となつたのは日本軍撤收時期の問題で、殊に日本側の主張する『正常状態の回復時期』といふその正常状態とは意味餘りに茫漠であり、且その判定を日本軍に任ずるのは當を得ないから、之を在上海英米佛伊の四國委員に委ぬべしとの論が西班牙代表に依りて唱へられ、佛國代表も之に賛した。けれども結局聯盟自身としては、上海交渉の細目には觸れずに混成委員會の權限を擴張して之に判定權を委ぬることゝいふに大體決定し、十九國委員長より日支兩國代表に交渉の上決議案を作成することゝなり、次で之に關する承認方を聯盟事務總長を経て我が長岡代表に求むる所あつた。

長岡代表は之に關し政府に向つて大要左の如くに報告し、之に就て請訓する所あつた。

十九國繼續委員會は在上海四國公使の提出したる協定案文を討議の末、我が主張の正當なるを認め、撤收時期に關し日本側の讓歩を求めたる上支那側を承服せしむべく左の如き決議案を作成せんとす。

一。十九國委員會は停戦協定案が聯盟總會決議の趣旨を逸脱し居らざることを認め、上海に於ける討議再開を望む。

二。撤收時期に關しては、日本政府の單獨聲明案を削除し、ラムプソン案本文三條に止め、正常状態の回復に關し第四條に依り混成委員會をして一ヶ月一回聯盟に報告を提出せしむ。

三。十九國委員會は英米佛伊四國政府に對し在上海代表者をして交渉再開を斡旋せしむるやうに勧告す。

四。十九國委員會は聯盟として停戦問題に關しこれ以上の措置を執るを得ずとして支那側に交渉促進を勧告す。

之に對する芳澤外相の回訓は左の如くに報ぜられた。

一。帝國政府は十九國委員會が停戦協定の妥當且合理なるを認め、現地交渉方を支持せることに深く満足す。

二。日本の撤收時期問題の協定案第三條のみに依りて解決し、日本の單獨聲明案を撤回することに異議なし。且混成委員會をして毎月一回聯盟に上海地方の状況を報告せしむることに異議なし。但し地方状況の改善せられたるや否やを最後のに判定するものは日本で、混成委



員會の報告はこの點に關し日本の立場を拘束するものに非ずと帝國政府は了解す。

三。帝國政府は十九國委員會がその決議を作成するに方り、之を日支兩國に強制するが如き形式に出でず、四國政府をして停戦問題解決に斡旋せしむる形式を執られたることを諒とす。

依て帝國政府は、十九國委員會の決議は日本にて受諾すべき性質のものとは信ぜざるも、之に何等の反對を唱ふるものに非ず、十九國委員會會議がその權限に關しても慎重なる考慮を拂はれ、政治的斡旋に出でられしことを満足とす。

十九國委員會は更に十八日、日支代表を交へずして開かれた。而して委員長イーマンの提出したる聯盟事務局案とチヅコ代表たる同國首相ベネス案とが討議に上つた。イーマン案の要點は、停戦協定案第三條にある日本軍の共同租界及び延長道路區域内への撤收は、地方の治安回復と共に能ふ限り速に之を實行し、而して正常状態の回復に就ては混成委員會は之を特別聯盟總會に報告すべしといふにありて、即ち混成委員會の權限は單に總會の繼續委員會への報告に止めしむるものである。之に反して小國側の意見を代表するベネス案の要旨は、混成委員會をして日本軍の共同租界及び延長道路區域内撤收時期を決定せしむべく、且この混成委員會には日支代表を交へざるを可とすといふものである。この兩案の調和を計らんがために設けられし十名より成る起草

の十四ヶ項  
決議案

委員會は之を審査し、その報告は翌四月十九日の十九國委員會にて採擇せられた。全文十四項で、即ち左の如くである。

本委員會は

- 一。三月四日及び三月十一日の聯盟總會の決議が上海租界に於て特別利害關係を有する各國官憲の協力の下に日支兩國代表に依りて交渉が行はれ、戦闘行爲の停止を確定ならしめ、且日本軍の撤收を規制すべきことを勧告せる事實を考慮し、
- 二。三月四日及び三月三十一日の總會の決議に依り發見せられたる諸協定は現地に於て締結せらるべきものなるが故に、本委員會に於て右の商議者に代ることを得ざるも、右商議に代表せらるる各國は該交渉の進行中又は成立せる協定執行のため重大なる障礙を來したるときは、聯盟總會の名に於て若くは總會の監督の下に職務を執行する本委員會に對しそれ等の困難を報告するの權限あることを考慮し、
- 三。孰れの當事國も上述總會決議に一致せざる條件を強要することを得ずして、該商議は總會決議に準據し進捗せらるべきものなることを考慮し、
- 四。委員會に通告されたる休戦協定案の諸條項は兩當事國に依り承諾せられたることを諒知



- 五。右諸條項は總會決議の精神に副ふものなることを認め、
- 六。就中該協定案の第三條に依り、日本政府は自國軍の撤收を一九三二年一月二十八日以前にありたる位置に於て共同租界内虹口地方に於ける延長道路區域内に撤收することを約せることを認め、
- 七。右撤收が近き將來に行はるべきことは總會決議の精神に適合するものなることを宣言し、
- 八。三月四日の議決は日本軍の完全なる撤收に依りてのみ全體的に執行さるべきものなることを宣言し、
- 九。協定案に於て相互的撤兵を確認し、竝に日本軍の撤收後直ちに該地域に於て警察の任に當るべき支那警察に對する日本側の撤退地域引渡しに協力することを任務とする混成委員會の組織を規定し居ることを了承し、
- 十。該混成委員會はその最も適當と認むる方法に依り協定第一條、第二條、第三條の規定の執行を監視するの任務を有すること、殊に第三條は一月二十八日事件前にありたる地點に日本軍が完全に撤收せらるゝことを豫見せるものなることに満足し、

十一。右委員會の權限は、當事國の一方の要求に依り日本軍の完全なる撤收が合理的に執行し得らるべき時期に到來せることを判定する權限を含むものと認め、右混成委員會の一切の決議は全會一致を以てせらるべきことを希望するも、尙ほ全會一致を缺きたる場合は、協定附屬書第四に従ひ議長の決定權に基く多數決に依り採用せられたる一切の決議が有效なるべきことを認め、

十二。現在停止中の商議を速に完結せしむべく再開せられんことを兩當事國に懇請し、且上海租界に特別の利害を有する諸政府に對し、右に關し引續き協力を與へられんことを要請し、

十三。三月四日及び三月十一日の決議中に豫見せられたるが如き結果に到達し得ざる場合には本問題は必然的に總會に復歸し來るべきことを明瞭に注意し、

十四。上海租界に特別の利害を有する諸國政府に對し混成委員會がその職權上取得すべく且混成委員會に於ける各自國の代表者に依り提供せらるべき諸報道を國際聯盟に傳達すべきことを要請す。

我が政府  
第十一項  
に絶對不  
同意

この決議案に對し支那は直ちに受諾したが、我が政府は右の第十一項にあるが如き混成委員會が多數決を以て日本軍の撤收時期を判定するが如きことには絶對反對で、之を決議案中より全然削



除するか又は適當に修正して日本軍の自主的撤收を認めしむるに非ずんば到底同意する能はずと爲し、長岡代表をしてこの旨を通告せしめた。之がため日本對聯盟の關係は正面衝突の危機に瀕した。聯盟幹部にては之を憂慮し、在支英國公使の妥協案を容れて多少の緩和を試みんとし、二十六日の十九國委員會に於て委員長は『決議案第十一項は到底日本の承諾を得る見込みないので、ラムプソン公使の妥協案を參酌して之に修正を加へたい、即ち混成委員會の權能に就て協定案の第一條乃至第三條の一切の規定を怠るものある場合には、之に關し注意を喚起すべきことを附加するにある』との意見を述べ、小國側から種々異論も出たが、結局日本政府の回答を俟つて決定的修正案を作ることにした。而してその後彼我意見交換の末、二十八日開會の十九國委員會に於て決議案第十一項は

十九國委  
員會の修  
正案

『總會は停戦協定第一條及び第三條の履行を監視すべき混成委員會が同協定第四附屬書の規定する方法に依り前掲諸條項の實施を怠りたる一切の場合に對し注意を喚起することを許されることを考慮す』

と修正することに決定した。

聯盟總會

斯くして十九國繼續委員會の決議案を討議すべき聯盟總會は四月三十日開會せられ、その際右

の可決

の修正案も併せて報告せられた。支那代表は『本決議案は支那に對して必しも公正妥當の解決案とは思惟せざるも、支那は平和状態の回復を希望するが故に、實際的方法として之を採擇するに決意した。支那は日本軍の駐屯が支那の領土主權の侵害で、如何なる事情の下に於ても許さるべきに非ずとの從來の見解を依然棄てず、隨つて聯盟規約及び一般國際法に依りて與へられたる一切の權利を留保する。支那は本決議案を全體として受諾し、總ての項目に對し同一の重要性を認むるが、特に第六、第七、第八、第十、第十三の各項の重要性を強調する』と述べ、我が代表も本決議案に賛意を表し、『但し日本代表は之に對し投票するを得ないから之を留保する、何となれば、日本政府は聯盟規約第十五條を日支紛争に適用する問題に關しては從來の留保の態度を維持するの已むを得ないからである。然しながら投票の留保は、日本が上海に於ける現交渉を成功せしむるための努力を緩むるの意味でないこと勿論である』と辯じた。

斯くして決議案は投票に附せられ、極めて微小なる一二文字の修正ありたる外、その全部が可決せられた。議長イーマンは、日本の棄權は三月十一日通り全會一致を妨げずして決議は成立せりと宣言し、更に語を繼ぎ、日支停戦協定は近日中に調印せらるべく、各國代表は今後とも貴重なる協力を續けられたしと希望し、十九國委員がこの難事業に對し凡ゆる努力を吝まざりしこと



に向つて感謝し、これにて本件に關する總會は休會となつた。

### 第三項 一大不祥事件の突發

兇漢爆彈  
を佳節式  
壇に擲つ

恰もヂュネーヴに於て國際聯盟總會が右の修正決議案を可決せる前日、即ち四月二十九日、上海に於ては霹靂一聲、一大不祥事件が突如として起つた。共同租界延長道路区域内なる虹口公園（一名新公園）に於ける帝國官民の天長佳節祝賀會々場の爆彈投擲事件がそれである。この事件に關しては、新聞紙の記事は直ちに差止めとなつたが、爾後一週日を経たる五月六日、上海の軍務官憲に於て事件の要領を左の如く發表した由である。

軍務官憲  
發表の事  
件要領

本籍 朝鮮忠清南道禮山郡德山面柿梁里  
現住所 上海佛租界具勒路東方公寓三〇

尹 奉 吉

明治四十年五月十九日生

本名は四月二十九日午前七時四十五分虹口公園に至り、官民共同の祝賀會の將に終らんとして君が代合唱せられつゝある時、午前十一時四十分頃、式臺後方群集中より現はれ、所持の

爆彈を式臺に投擲し、白川軍司令官、野村司令長官、植田師團長、重光公使、村井總領事、河端行政委員長、友野民團書記長に重輕傷を負はしめ、その中河端行政委員長をして遂に死に至らしめたるものなり。

犯人は警備軍憲に於て即坐に捕縛、之を憲兵隊に留置し、一應訊問の上既に軍法會議に豫審を請求せり。

使用爆彈は二箇にして、一は水筒形、他は辨當形なり。投擲したるは水筒形のものにして、辨當形のもの之を地上に置き、その儘投擲するに至らず。

本名供述の模様依り佛租界居住多數朝鮮人の團體的背景あるものと認められたるを以て、直ちに佛租界警察當局に要求し、その手配に依り二十九日より三十日に亘り一大捜査を實行し、容疑者安昌浩以下十二名を捕縛し、その引渡を受けたり。依て目下嚴重取調中。

その後本件に就ては、其筋より何等發表されたるものなく、又新聞記事の解禁となつたことも聞かない。しかも豫審は疾く濟んで、犯人は既に銃殺の宣告を受け、たゞ未だ執行せられずにあるやに聞く。審理終了後は事實の詳細を公表するに格別害は無かるべきのみならず、世人をして事の真相を誤解するなからしむるに却つて益こそあらんかと思はるゝが、何となく闇から闇に葬



られたる観あるは解し難い。

然しながら犯人の素性、兇行の動機、交遊の範囲、事前の舉動等を徒らに揣摩して記述することは、當局有司の連累關係者等に係るこの上の調査に迷惑を及ぼしても相濟まずと考へ、態と遠慮して差控ゆべきが、著者の當日現場にありて親しく目撃したる兇行前後の客觀的状況は、事實の單なる一記事として之を叙するに格別の支障もなかるべしと信ずる。

當日午前、現場たる虹口公園の内外に於て陸軍觀兵式の盛儀が行はれた。乗馬及び車輛の陸軍諸部隊（機關銃隊、山砲隊、重砲隊、騎兵隊、兵站自動車隊等）、次では海軍戰車隊の分列式が先づ同公園の牆外に沿ふ江灣路の街道にて行はれ、終つて公園内に於ける陸軍徒步部隊の閱兵式及び分列式に移つた。當日の警備は、公園外の道路面は陸軍主として之に當り、道路の片側に沿へる家屋内及び屋上は海軍陸戰隊に於て警備を加へたるも、公園内は全部陸軍憲兵及び總領事館警察官吏のみ之が警備に當れるものなりと聞く。本來共同租界は租界警察の專管に屬するが、公園所在地たる謂ゆる延長道路區域は租界警察を本體とするも、該區域中の或部分には支那警察も喰込み、即ち延長道路區域中の或方面に於ては租界と支那公安局の二重警察の行はるゝ所もある。けれども日本警察權は全然此に及ばない。たゞ上海事變勃發前の各國司令官間の協定に由り、北

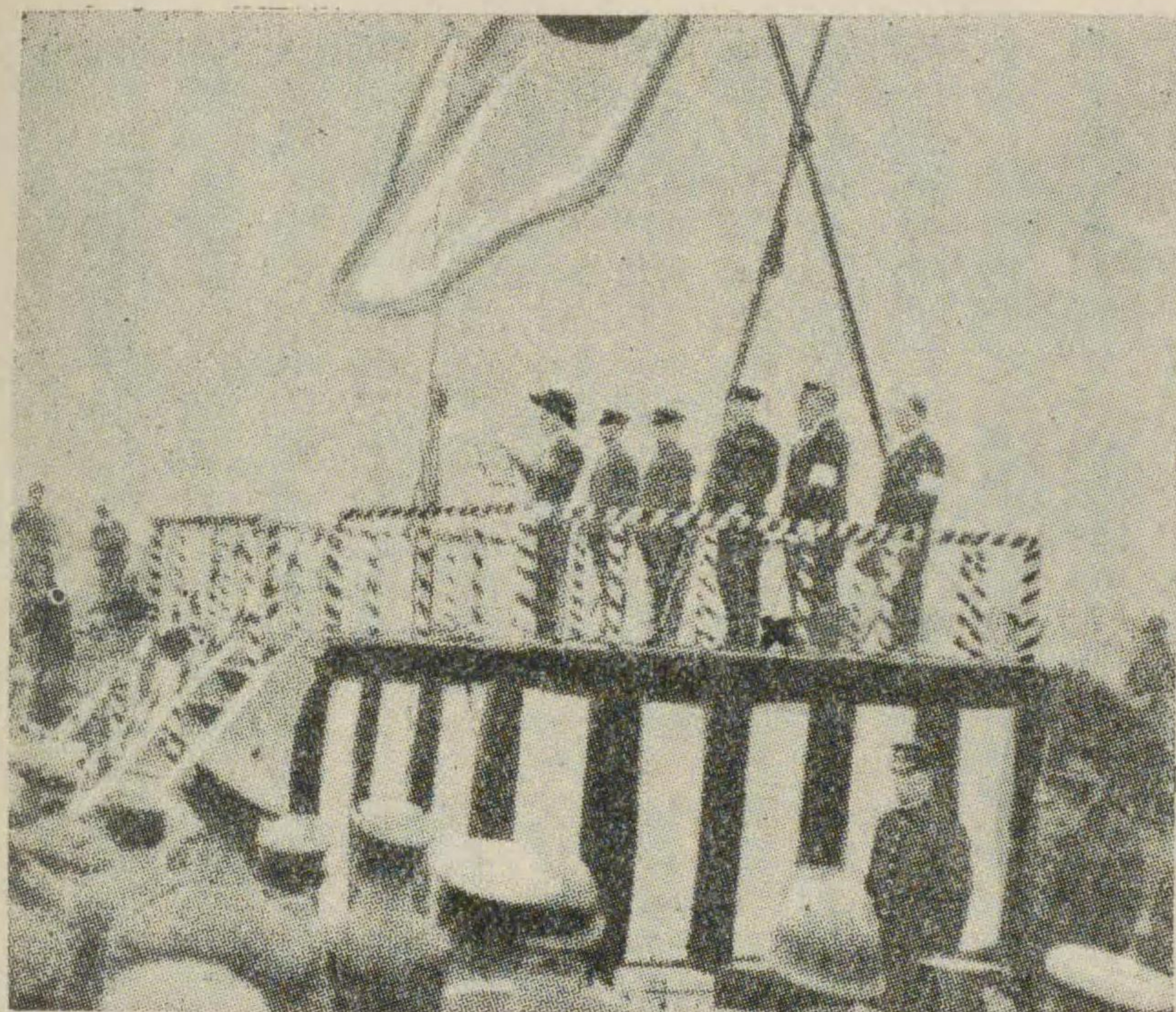
目撃したる客觀的状況

部の延長道路區域は日本兵の警備區域に割當てられたる結果として、日本の兵士は租界警察と共にその警備に當り得るといふ法的建前になつてある。尤も當日は、公園の内外舉げて日本軍憲その警備に當るといふので、自然之に遠慮したのか、將た豫め當日に限り警備委任の話し合ひもあつたものか、兎に角事實に於て租界警察は警備上から手を引いたやうで、隨つて公園の入口の門衛中に平日通り二三名の租界警吏（支那人）の佇立せるの見たる外、公園の内外には全然彼等の警備に立ちしものあるを認めなかつた。

公園内に於ける陸軍徒步部隊の分列式は午前十一時三十分を以て終り、直ちに官民合同祝賀會に移つた。乃ち一畫の芝生に臨時設備したる奉祝臺（二間に三間、高さは十尺内外であつたかと思ふ）の上に白川軍司令官、野村第三艦隊司令長官、植田師團長、重光公使、村井總領事、及び河端行政委員會會長の六氏相次で登り、友野民團書記長も行政委員會會長に隨歩して登臺した。朝來曇天であつたが、この頃から雨が降り出した。

やがて河端祝賀會委員長及び村井祝賀會會長の祝辭朗讀あり、終つて會衆一同恭しく國歌を合唱すること二回、その二回目が將に終らんとし、次では萬歳の唱和に移らんとする。その刹那、時はまさに十一時四十分、奉祝臺の左後方、數脚の腰掛に沿ふて佇立する觀衆の中より約十米突





(兇變直前の天長節奉祝臺) 兇變直前の奉祝文朗讀(村井總領事) 點下落彈爆の後分數は×

(精々その位であつたと思ふ)を隔てて一爆弾を臺上に投擲した者がある。弾は重光公使と野村司令長官の間に落下した。一説に、臺上の友野書記長はその落下せる圓形状の物を爆弾とは氣付かなかつたやうで、足で蹴飛ばさんとした。それを野村司令長官は『危ない!』と云つて制止せんとしたる其の瞬間、弾は轟然炸裂したとある。(野村長官はその制止の際身を左方に向けたがため、右眼に破片が當つたのであらう)。臺上の諸士孰れも重輕傷を負はざるはなく、殊に河端氏は最重傷で、十數時間後遂に落命した。彈の落下した



引致さる兇漢

る床上には直径尺餘の大穴が穿たれた。犯人は爆弾を奉祝臺上に投擲すると共に急ぎ逃去らんとしたのを、彼の背後に在りし一水兵は即坐に彼に組付き、折柄そこに驚飛せる一警吏も亦之に組付き、諸共に地上に撲伏せて之を取押えた。周圍の群衆は昂奮の餘り彼の頭となぐ肢となく亂打を加へたが、引摺り行ける兵士等辛らじて之を制止しつゝ、犯人を憲兵隊本部に押送した。當初犯人に組付きたる一水兵は植松陸戦隊指揮官の護衛たる一等兵曹後本武彦、助けて組付き共に犯人を撲伏せたのは總領事館警察署員高柳吉衛と云へる人と聞いた。犯人の兇行演出までの徑路は今略し、又爆弾の構造や出所の想像談なども態と差控ゆるが、



兎に角爆弾はかなり精巧の作で、即ち一は一見普通の水筒形、他の一は辨當箱形であるから、之を公然携帯するも格別怪しまれもしなかつた。彼の投擲したのは水筒形の方で、若し辨當箱形のを先づ投擲したならば、それは數倍の強烈な破壊力を爲すものとあるから、災禍の如何にヨリ激烈であつたか測り知れない。

犯人の朝鮮人といふことは直ぐ判つた。そして彼の共犯嫌疑者を搜索逮捕することの極めて緊切なりしは論を俟たない。而してそれが佛租界内に潜在すと推定するに十二分の理由はある。由來上海在住の鮮人は約一千名で、中七百名内外は佛租界内に居住し、その中には注意人物も少なからずある。故に彼に共犯者ありとせば、九分九厘まで隠れて佛租界内に在りと想像すべきは當然である。果して然らば如何にして之を逮捕すべきか。

之に關しては、この機會に於て租界と警察權との關係を明かにして置きたい

共犯嫌疑  
者の逮捕  
と外國租  
界の關係

由來外國人の租界なるものに就ては、その專管たると共同たるとを問はず、世に一の大なる誤解がある。即ち恰も之をば外國の領土に擬想し、租界に踏入るのは恰も外國の領土主權を侵害するものなるかの如くに考ふる所の思想がそれである。この思想は殊に上海の佛國租界當局の間に強いやうである。『租界は永代租借地であり、隨つて恰も華府の佛國大使館の敷地及び建物が佛

國の領土であるといふのと同じ意味に於て佛國租界は佛國の領土なり、といふのが佛國政府の理論である。上海佛國租界の設定以來同國の方針は、租界はその存續期間事實的に佛國領土の延長で、支那の法律及び權力は如何なる場合にも此に及ばざるものと主張するにあつた』(T. F. Millard, *China, Where it is Today and Why*, p. 261)。これは啻に佛國人自身の租界觀である許りでなく、各國人共に動もすれば租界を斯く視るの風が過去にも現在にも無いではない。

然しながら租界なるものは、決してそんな性質のものではない。租界は要するに當該外國人の便を計りて條約にて特に設定したるその居住營業區域たるに過ぎない。而して租界の居住營業者は専ら當該外國人である所から(領土國民たる例へば支那人の租界内に居住營業するのは、便宜上租界の承認に基づく一の慣習である)、彼等は自然租界内の土木衛生等を經營管理し、その必要上から独自の行政警察を有するに至つた。それが租界警察の本體である。勿論租界に依りては一種の司法警察權を有するものもある。けれども、これは自然に馴致せられたる慣習か又は領土國との特別の取極に由るので、租界の本來の權能に出づるのではない。よく世間では、外國人は支那に於て治外法權を有する結果として當然租界なり當該外國領事館なりは警察權を行使するの權利あり、といふ風に見るものもあるが、これは治外法權なるものゝ性質を誤解するに基く一の謬見で



ある。(その詳細は拙著『滿蒙特殊權益論』第四三八頁以下を参照ありたい)。

租界は犯罪の庇護所と爲すを得ず

けれども兎に角租界は租界で独自の警察機關を有するのであるから、その租界以外の他の警察權をその上に及ぼさしめんとするの穩當でないのは勿論である。然しながら租界はその独自の警察機關を利用し、租界をば普通犯の犯人若くは嫌疑者の庇護所と爲さしむるが如きことは許すべきでない。今本件の場合に於て、犯人の共犯嫌疑者を迅速に逮捕することを緊急なりとし、而して佛租界の警察機關に之を依頼するに於ては彼等が不法に庇護せられ、若くは機宜を失して逮捕の目的を達し得られないといふ虞あるに於ては、一應先方の諒解を求めて然る上直接我が警察權を一時そこに行使するも國際法上何等妨げなく、何等租界の權利を侵害するものではない。而して事の極めて緊急を要し、瞬時の猶豫をも許さずといふが如き場合には、先づ之を行使して事後に之を釋明するの手續を執るも亦妨げない。租界を以て恰も治外法權を有する使臣館と同様に視るのは大なる謬見である。さりながら右は純理論である。斯かる場合に於ても、事情之を許すならば先づ佛租界當局者の諒解を求めて然る後事に着手するの穩當なるは論を俟たない。我が官憲はこの順序を履み、その結果四月三十日の未明、我軍の憲兵及び總領事館警察官數十名は佛國警察吏の共助の下に嫌疑鮮人十數名を佛租界の某所に逮捕した。仄聞するに、直接の共犯嫌疑者は

網に掛らなかつたけれども、豫期せざりし意外の副産物が手に入つた由である。

本件に關する外字新聞論調

本件に關する内外諸外字新聞、殊に上海のそれは、孰れも兇行を極度に憎み、遭難者に甚大の同情を表するに於て殆んど異口同音であつた。且上海の支那文の重なる二三紙及び支那識者の意見を代表する英字新聞の論調も、概して兇犯人を非難するに於て一致した。實を云へば、當日の陸軍觀兵式に就ては、事前より租界の有力なる外國人側の評判は餘り香しくなかつた。現に觀兵式の前日であつたかと覺ゆ、英米獨佛の各商業會議所の主幹は相會し、今日の事態の下に於て日本が大規模の觀兵式を舉行するが如きは甚だ面白からず、特に租界内に屬する虹口公園に於て之を舉行するのは頗る穩當を缺く、この見解を宜しく日本人側の有力者に通すべし、といふ意見が一致したと聞及んだ。この意見が果して何等かの徑路に由りて我方に通ぜられたるか否かは承知せざるも、且當日の椿事は觀兵式に對する何等反感の結果ではなくして、之と全然無關係なる別種の動機に出で、たゞこの機會を利用したに過ぎないものと聞及んだが、兎に角外國人側では、日本の觀兵式をば多少示威的のものと視、勿論式場に於ける何等不祥事を豫測したのではなかつたけれども、その結果を面白からずと見た者は外人有力者中に確にあつたやうである。椿事の翌日たる四月三十日の『上海イヴニングポスト』紙上に於けるウードヘッド氏が前日の該事件を



痛歎せる論文中の左の一節は、何程か右の意見を代表したるものと思はれた。

この評論は先づ事件の發生を痛切に慨歎し、兇行を最大の罪惡として非難し、日本國內を通ずる憤慨を以て當然の歸結なりと爲し、しかも日支兩國人のこの際留意せねばならぬ若干の點ありとして論じて曰く、

『第一に、若し支那政府の責任者にして今回の兇變を事前に知り且承認したりとの動かすべからざる確證が擧がらば別なるも、その然らざる限りは、日本の軍務官憲彼等自身兇變の責任を負はざるを得まい。彼等は觀兵式の間虹口公園を全然支配し、何人の入園を許可し又は拒否するも彼等のみの專權に屬した。當日の規定にては、何れの國人たるを問はず、特別のパスを有せざる者は總て入園を拒否するものとしてある。乃ち斯かるパスの兇漢の手に渡ること勿らしむるの責任は主として日本の軍務官憲その人にあつた。随つて刺客に與ふるに爆彈投擲の機會を以てしたことの不幸なる一過失は、彼等その責に任ぜざる可らざるを知らねばならぬ。』

『次には、あの大袈裟の規模に係る昨日の觀兵式は、支那人の思想の現狀に鑑みれば、まさに挑發的のものたりし事實を否み得ない。觀兵式の舉行は大なる心配を外國人側に與へた。必しも斯かる種類の何等兇行の起るべきを豫想したが故ではなきも、畢竟は最近の交戦の影響から

漸く正に回復し掛け來りたる地域に對し、更に不安定の影響を與ふることあるべきを慮つたが故である。日本皇帝陛下の御誕辰を奉祝すべき或儀式を行ふのは、事固より當然に屬する。然れども、今日の事態の下にありて斯かる大計畫の儀式を行ふの必要なり得策なりが果してあつたか。當日内外各國人の斯かる大群集を引寄せたることの一事、これ既に或不幸なる出來事のリスクを作爲したものである。』

斯く論じ一轉して支那に對する忠言として、支那諸新聞紙のこの際兇漢に何等同情を表したり兇行を讚美したりすることなきやう極度の自制を自身加ふることの極めて大切なる所以を諄々説く所あつた。

軍法會議  
に移さる

犯人は憲兵官憲に於て一應の審理を終へた後、上海派遣軍の陸軍軍法會議の管轄に移された。陸軍當局が之を軍法會議の管轄と爲したるその心情には著者十二分の同情を傾倒するに躊躇せざるも、情と理とを別つて極めて冷靜にこの決定を批判するに於ては、多少の疑義を之に挾まざるを得ない。

その裁判  
管轄に關  
する疑義

案するに軍法會議は、大體に於て軍人軍屬（及び俘虜）の犯罪につき裁判權を有するもので、被告たるべき者の種類は陸軍（及び海軍）軍法會議法第一條に於て列記しあるが、更にその第六



條に於て

『軍法會議ハ戰時事變ニ際シ軍ノ安寧ヲ保持スル爲必要アルトキハ第一條ニ記載シタル以外ノ者ニ對シ犯罪ニ付裁判權ヲ行フコトヲ得』

と規定し、特定の場合に於て軍人軍屬以外の常人に對する裁判權あることが示されてある。特に陸軍軍法會議法の第十三條に於て、

『軍法會議、獨立師團軍法會議、又ハ獨立混成旅團軍法會議ハ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス

一 (略す)

二 (略す)

三 作戰地域ニ在ル第六條記載ノ者ニ對スル被告事件』

と規定してある。故に本件を以て上海派遣軍法會議の管轄に屬せしめたる根據は、前掲の陸軍軍法會議法第六條及び第十三條第三號の規定にありしならんと思ふ。

蓋し本件を軍法會議の管轄と爲すには、右の兩條よりして二つの條件が必要である。即ち(一)戰時事變に際し軍の安寧を保持するための必要あること、(二)被告が作戰地域に在る者なることである。その(一)に就ては、今次上海の交戦は一の『事變』なること論なく、而して軍の安寧を

保持するため必要なる否とは一に軍法會議の主觀的裁量に依りて決すべきで、随つて軍法會議がこの犯罪を同會議に於て管轄することを以て軍の安寧保持上必要なりと判断すれば、右の第一條件は具備せられたものと云ふに妨げない。

次は(二)の『作戰地域』である。著者の本件裁判管轄に關する疑義は主として此に出發するのであるから、先づ國際法上及び國內法上のこの文字の意義範圍を少しく詳細に説いて見たい。

戰時公法上交戦に關する特定區域を言ひ表はす語には三つある。一は戰地 (Region of war) 二は作戰地 (Theatre of war) 三は戰場 (Battle field) である。戰地は交戦國が敵對行爲を準備し且實行し得る所の水陸及び空面で、別語にて云へば、交戦國双方の全領土、全領水、及び全領空、竝に公海その外無主の土地及びその上空である。(尤も交戦國の領土でも、例へば租借地の如き、中立國の委任統治に屬する地域の如き、その他交戦國の自發的に又は中立國との協定に於て特に除外したる特定地域の如きは別である)。作戰地は交戦國が作戰を遂行し又は遂行する所と豫想せらるゝ地域である。而して戰場とは交戦國の軍隊が現に戦闘を爲しつゝある地點である。(一九〇七年の陸戰法規慣例規則第三十九條及び同年の『陸戰ノ場合ニ於ケル中立國及中立人ノ權利義務ニ關スル條約』第十一條にある『戰地』は、原文は *théâtre de la guerre* であるから、宜しく『作



戦地』と官譯すべきものである。)

我が陸軍では戦地を『戦争ノ實施セラルル地域ニシテ、其ノ範圍ハ政略及地理關係、兩國軍ノ作戰目的等ニ依リテ定マルモノトス』、作戦地を『戦地ノ一部分ニシテ彼我兩軍作戰スル所ヲ謂フ、兩軍中ニ數軍アリテ各異ナル地域ニテ作戰スルトキハ作戦地ノ數モ亦之ニ應ズ』、又戦場を『作戦地ノ一部ニシテ兩軍或ハ其ノ一部ノ現ニ戦闘動作ヲ交フル地及已ニ交ヘタル地ヲ謂ヒ、將來交フベキ地ハ將來ノ戦場ト謂フ』と解シ(陸軍大學校將校集會所版『戰術研究ノ參考』第四二〇頁以下)、又『作戦地境』なるものを『各軍又ハ各軍内ノ各戰略單位ノ作戰スル地域(此地域ニハ作戦地帯ト兵站管區トアリ)ニシテ、高級指揮官ノ命令ニ依リ其境界ヲ定メラル、モノトス』と解する(同上第四二六頁)。何をか戰略單位と爲すかと云へば、『統御、經理、衛生ノ各機關ヲ備ヘ數日間獨立シテ作戰シ得ル諸兵聯合ノ建制部隊ニシテ、其ノ進退ニ關シテハ日々其ノ長ノ直接命令ニ依リテ之ヲ行ヒ得ベキ最大單位ヲ謂フ』とある(同上第四二八頁)。この外別に『戰鬥地域』の語もありて、これは『攻撃ニ於テ其ノ動作ヲ整齊ナラシメンガ爲メ豫メ各部隊ニ配當スル地域ニシテ、通常歩兵大隊ニ之ヲ示スモノトス』と解されてある(同上第四四四頁)。

そこで陸軍軍法會議法第十三條に於ける『作戦地域』とは、以上各種の交戦特定地域中の孰れ

に該當すべきものなるやの問題であるが、先づ以て知らねばならぬことは、軍法會議の管轄權は如何にその地域を廣意に解するにもせよ、實際問題としては、戦地にありても占領地と作戦地と戦場の三者以外にはその管轄權の及ぶのが考へられぬことである。戦地にして全然敵軍の權力の實在する所には、軍法會議の管轄權を及ぼさしめんとしても事實不可能であり、又それに想像し得られない。故に軍法會議の支配する戦地は、自然に占領地と作戦地と戦場の三者孰れかに限局されるのである。

然らば本件犯罪の行はれたる地點(第十三條『作戦地域ニ在ル』の『在ル』は語義聊か曖昧であるが、これは被告の現に犯罪を行つた地と解釋するの外あるまい)なる虹口公園はその孰れに該當するかと見るに、それが我軍の占領地に非ざるは論を俟たない。なぜならば、占領地なるものは軍の權力の樹立を條件とする。軍の權力の一作用は必要に應じ土地の現行法令を改廢し、軍律を以て之に代ゆるにある。然るに共同租界の一地區(嚴正に云へば本來の租界に準じて取扱はれつゝある租界延長道路區域)に對し、軍の權力の斯かる作用は之を認むるに由ないからである。占領軍は従前の官憲に代つて占領地の行政に當るものであるが、我軍は租界の一部に於て未だ會て斯かる位地に立たず、又特殊の場合の外之に立つを得ない。故に租界の關する限りは、そ



ここに占領といふ法的觀念を認むるの餘地は無い。

然らば虹口公園は謂ゆる作戦地であるかと問ふに、これ亦その然るを認め得られない。租界の中立性なるものが一の擬制に過ぎないで現實でないことは別章に之を述べた。けれども、これは特定期の中立化なるものを嚴格なる法律眼から見ての論である。租界の中立は法律的には之を肯定すべき論據が乏しいけれども、傳統的には歐米人の固き一の信念である。随つて外交的には、能ふ限り之を尊重するのが得策であり、又我國は——少なくとも帝國海軍は——事變の發端よりして之を尊重するの方針を執つて來た。若し之を尊重せず、租界を作戦地として取扱ふの見解であつたならば、開北の敵を掃蕩するに何もあれほどの苦心は要らない。租界を作戦地とせざることは租界當局者及び關係各國政府の當初よりの切なる希望であつたのみならず、英國政府は一月三十日在東京同國大使をして芳澤外相に對し、日本の共同租界を作戦の根據地に使用するなきやう警告せしめたるに、同外相は租界を之に使用せざるべきことを確言した。同日在米帝國大使も米國國務長官に對し、日本は飽くまで上海共同租界に於ける外國人の生命及び財産上の權利を尊重すべきものなることを確言した。これ等の確言は租界を作戦地と視ることとは到底兩立しない。租界を以て作戦地なりと爲すの見解は、たとひそれが租界の一部分たる虹口公園のみに係るにも

せよ、政府の當初よりの方針に背馳するものたるを否み得ない。

更に又、同公園が現に戰鬪動作を交ふる所の謂ゆる「戰場」に非ざることとは事實の明瞭に立證する所で、之に就ては何等説明を加ふるの要もない。

斯く論じ來ると、本件兇行の地點を謂ゆる「作戦地域」として陸軍軍法會議法第十三條第三號に依り同會議の管轄とすることには疑惑なきを得ない。犯人は如何に情に於て憎むべく、誅してその肉を啖ふも慊らざる者ならんが、犯罪の性質に於ては領事裁判施行地域に於て帝國臣民に依りて行はれたる尋常の謀殺罪で、随つて在上海帝國總領事に於て豫審を行ひたる上長崎地方裁判所の管轄に移すべきものではあるまいか。著者の右の疑惑を披陳する、敢て毫末も陸軍法務當局の措置を非議咎彈するの意に出づるのではない。本件に關する法務當局の苦慮は著者十二分に諒察する。たゞ法の一學徒として、疑義は疑義として率直に之を述ぶるのが學に忠なる所以と信じて之を指摘して見たに過ぎない。昔は明治二十四年の大津事件に際し、行政當局者は犯人を憎惡するの餘り、法を枉げて被告を處斷せんとし、法律神聖論者の勵聲疾呼に由り僅に汚點を我國の司法史上に留むるに至らずして濟んだ。彼れと是れとは或は一律に論じ難き點あらんも、司直の任に當るものは一切の疑惑を排するに足るべき確たる法的論據の上に理由を基礎づけることが最



も望ましく。

#### 第四項 辛うじて調印、啞然たる撤兵

妥協漸く成る

去程に、過ぐる三月二十五日より日支兩國外關係代表者間に開始せられたる停戦協定交渉は、爾來幾たびか決裂の危機に瀕し、殊に支那が徒らに國際聯盟に縋れる事情ともなり、四月九日の本會議及び同十四日の小委員會を最後として無期停頓の状態に陥つたが、その間にありて裏面の折衝は何程づゝか進捗し、殊に聯盟の態度も全然支那の希望通りには進展しないので、支那側も前に戻りて協定未了事項の内交渉に應じ、又我方も四月二十九日の爆彈事件に拘らず交渉續行の方針に出で、乃ち未了の蘇州河以南及び浦東に於ける支那軍駐屯地問題も大體解決の曙光を見ゆるに至つた。そこで五月二日英國總領事館に於て日支外關係國武官相會して小委員會を開き、討議の末に(一)浦東は現下實際に於て支那兵駐屯せず、依て將來も原狀の儘とすること、(二)蘇州河以南には若干の支那兵あるも、これは現在兵數の儘として將來増兵せず、且日支双方共一切兵の移動を行はざることの妥結を得、この結果は本會議に報告せらるゝことゝなつた。

本會議は翌三日開會の豫定であつた所、同日午前、支那代表の外交部次長郭泰祺は自邸來訪の

學生を交へたる聯合救國會員四五十名の暴行を受け、負傷するの不幸ありしと、又我方にありても東京よりの回訓遲着のため、同日豫定の本會議は頓挫した。けれども必要なる豫議はその間に進行し、總て妥結を得たので、愈々五日午前十時を期し本會議を開いて協定に調印することゝなつた。

#### 協定調印

五日豫期の如く協定正本の調印が行はれた。席上之に調印せる者、我方にありては島田第三艦隊參謀長、田代上海派遣軍參謀長、支那側にありては戴戟及び黃強、外に英米伊の三國公使。終つて正本は病床の植田師團長、重光公使、郭外交部次長、及び佛國公使に移され、彼等の調印を了した。重光公使の調印に就ては、荒木陸軍大臣は六月六日の衆議院豫算委員會に於て『是ハ軍司令官ノ停戦協定委員ノ中ニ、詰リ外務大臣ノ承認ヲ得テ委員トシテ參加致シテ調印ヲ致シテ居ルノデアリマシテ、公使トシテノ調印デハナイノデアリマス』と説明した。

#### 協定正文

##### 第一條

日本國及中國ノ當局ハ既ニ戰鬪中止ヲ命令シタルニ依リ、昭和七年五月五日ヨリ停戦力確定セラルコト合意セラル。雙方ノ軍ハ其ノ統制ノ及フ限り一切ノ且有ラユル形式ノ敵對行爲ヲ上

第四項 辛うじて調印、啞然たる撤兵



海ノ周圍ニ於テ停止スヘシ。停戰ニ關シ疑ヲ生スルトキハ、右ニ關スル事態ハ參加友好國ノ代表者ニ依リ確メラルヘシ。

第二條

中國軍隊ハ本協定ニ依リ取扱ハルル地域ニ於ケル正常状態ノ回復後ニ於テ追テ取極アル迄其ノ現駐地點ニ止マルヘシ。前記地點ハ本協定第一附屬書ニ掲記セラル。

第三條

日本國軍隊ハ昭和七年一月二十八日ノ事件前ニ於ケルカ如ク共同租界及虹口方面ニ於ケル租界外擴張道路ニ撤收スヘシ。尤モ收容セラルヘキ日本國軍隊ノ數ニ鑑ミ、若干ハ前記地域ノ附近ノ地方ニ當分ノ間駐屯セシメラルヘキモノトス。前記地方ハ本協定第二附屬書ニ掲記セラル。

第四條

相互ノ撤收ヲ認證スル爲參加友好國ヲ代表スル委員ヲ含ム共同委員會ヲ設置スヘシ。右委員會ハ又撤收日本國軍ヨリ交代中國警察ヘノ引繼ノ取運ニ協力スヘク、右中國警察ハ日本國軍ノ撤收スルトキ直ニ引繼ヲ受クヘシ。右委員會ノ構成及手續ハ本協定第三附屬書ノ定ムル通ナルヘシ。

第五條

本協定ハ其ノ署名ノ日ヨリ實施セラルヘシ。  
本協定ハ日本語、中國語及英吉利語ヲ以テ作成セラル。意義ニ關スル疑又ハ日本語、中國語及英吉利語ノ本文ノ間ニ意義ノ相違アルトキハ英吉利語ノ本文ニ據ルヘシ。

昭和七年五月五日上海ニ於テ之ヲ作成ス。

(日本國及中國代表 署名)

同席者トシテ

昭和七年三月四日ノ國際聯盟總會決議ニ從ヒ商議ニ助力スル友好國代表者

(外國外交代表者 署名)

第一附屬書

本協定第二條ニ定ムル中國軍隊ノ地點左ノ如シ。

附屬縮尺十五萬分ノ一郵政地圖上海地方參照

安亭村ノ正南方蘇州河上ノ一點ヨリ北方安亭村ノ直ク東方ノ「クリーク」ノ西岸ニ沿ヒ望  
仙橋ニ至リ、次テ北方ニ「クリーク」ヲ越エ沙頭ノ東方四キロメートルノ一點ニ至リ、次

第四項 辛うじて調印、啞然たる撤兵



テ北西方楊子江上ノ潯浦口ニ至リ、且之ヲ含ム。

右ニ關シ疑ヲ生スルトキハ、問題ノ地點ハ共同委員會ノ請求ニ依リ共同委員會ノ委員タル參加友好國ノ代表者ニ依リ確メラルヘシ。

第二附屬書

本協定第三條ニ定ムル地方左ノ如シ。

前記地方ハ甲、乙、丙、及丁ト標記セル附屬地圖ニ區劃セラル。右ハ第一、第二、第三、及第四地域トシテ引用ス。

第一地域ハ甲地圖ニ示サル。(一)本地域ハ吳淞鎮ヲ除外スルコト、(二)日本國側ハ淞滬鐵道又ハ其ノ工場ノ運用ニ干涉セサルヘキコト合意セラル。

第二地域ハ乙地圖ニ示サル。國際競馬場ノ北東方約一哩ニ當ル中國人墓地ハ日本國軍隊ニ依リ使用セラルヘキ地域ヨリ除外セラルルコト合意セラル。

第三地域ハ丙地圖ニ示サル。本地域ハ曹家宅村及三友織布工場ヲ除外スルコト合意セラル。

第四地域ハ丁地圖ニ示サル。使用セラルヘキ地域ハ日本人墓地及之ニ至ル東方通路ヲ含ムコト合意セラル。

右ニ關シ疑ヲ生スルトキハ、問題ノ地方ハ共同委員會ノ請求ニ依リ共同委員會ノ委員タル參加友好國ノ代表者ニ依リ確メラルヘシ。

右ニ示サル地方ヘノ日本國軍隊ノ撤收ハ本協定ノ實施ヨリ一週間以内ニ開始セラルヘク、且撤收開始ヨリ四週間内ニ完了セラルヘシ。

第四條ニ依リ設置セラルヘキ共同委員會ハ撤收ノ際引揚ケ得サル患者又ハ傷病動物ノ看護及其ノ後ノ引揚ニ付必要ナル措置ヲ講スヘシ。右患者又ハ傷病動物ハ必要ナル衛生人員ト共ニ之ヲ其ノ現在地點ニ殘置スルコトヲ得。中國當局ハ右ニ對シ保護ヲ與フヘシ。

第三附屬書

共同委員會ハ十二名ノ委員、即チ日本國及中國ノ政府並ニ三月四日ノ國際聯盟總會決議ニ從ヒ商議ニ助力スル友好國ノ代表者タル米國、英國、佛國及伊國ノ中國駐劄外交代表者ノ各ノ代表者タル文官及武官各一名ヲ以テ構成セラルヘシ。共同委員會ノ委員ハ其ノ隨時必要ト認ムル數ノ補助員ヲ委員會ノ決定ニ從ヒ使用スヘシ。手續ニ關スル一切ノ事項ハ委員會ノ裁量ニ委ネラルヘク、委員會ノ決定ハ多數決ニ依リテ爲サルヘク、議長ハ決定投票權ヲ有スヘシ。議長ハ委員會ニ依リ參加友好國ヲ代表スル委員中ヨリ選出セラルヘシ。

第四項 辛うじて調印、啞然たる撤兵



條項の技  
術的批評

一切且凡  
ゆる形式  
の敵對行  
爲の停止  
正常状態  
の回復

撤兵期

共同委員  
會

委員會ハ其ノ決定ニ從ヒ其ノ最良ト認ムル方法ニ依リ本協定第一條、第二條及第三條ノ實行ヲ監視スヘク、且前記三條ノ何レカノ規定ノ實行ノ懈怠ニ對シ注意ヲ喚起スルノ權限ヲ有ス。右協定の第一條にある『一切ノ且有ラユル形式ノ敵對行爲』には、常に正規兵に依る敵對行爲のみならず、便衣隊や義勇團の出没をも許さざるの意であること、停戦會議の當初に於て了解済みとなつた所である。第二條の『正常状態ノ回復』(英文では *reestablishment of normal conditions*) の正常とは妙な文字であるが、これは排日運動の終熄をも意味せしむる積りで、特にこの字を用ひたものと聞く。けれども *normal* の一字にて果してそこ迄を期待せしむるだけの力あるや(文字の疑義は英文に據りて決すとある)、後日の議論の種たらずんば仕合である。

第三條の日本軍隊の撤收は、當時の豫想では五月十一日までに前線よりのそれを開始し、之を開北、江灣、引翔、吳淞の四ヶ所に集結せしめ、四週間に撤收を完了し、爾後は謂ゆる『當分』の間そこに駐屯し、その撤退期は謂ゆる自主的判斷にて我國獨自に之を決するの建前である。けれども我國は程なく、迅雷耳を掩ふに暇なき急速度を以て全部の撤兵を決行したことに後述する如くである。

第四條の共同委員會は、協定調印に次で日支及び英米佛伊の各國公使館附武官一名宛及び各總

領事とで組織せられた。けれども既に全部の撤兵が決行されたる以上は、事實殆んど告朔の餼羊に過ぎざるものと化した。

撤兵區域  
の治安維  
持

日本軍隊撤退區域の治安維持に關しては、支那政府の一方的聲明として左の意味が議事録に留められた。即ち『一般事態を平靜にし且事件の影響を受けたる地域の安定及び正常状態の速なる回復を確保する目的を以て、中國政府は上海租界附近の撤兵地域に於ける平和及び秩序維持のため自ら進んで直ちに特別警察隊を組織し、右警察隊の指導監督として専門家を招聘するの意向あることを茲に表示す。上海に於ける停戦協定取極に従ひ撤收日本軍より引繼ぐ中國警察は、前掲特別警察隊を以て之に充當すべきものとす』といふのである。

協定の効  
力發生期

第五條に『本協定ハ其ノ署名ノ日ヨリ實施セラルベシ』とある。元來戰時公法上の慣例としては、停戦規約に於てその効力發生の時期を規定するのには、常に日のみならず時間をも正確に規定するのが多くの場合に見る所で、且それが望ましとしてある。時間の規定なき場合に於て、例へば五月五日より停戦を實施すとあらば、多數學者は五日の午前零時に始まると説くも、中には五日の午後十二時に始まると説くのもありて、議論の生ずる餘地があり、又例へば停戦の満了期を掲げて假に十二月三十一日までと記した場合に、その三十一日が期限内に含まるか否かも、



日の計算方の慣例の異なる國々の間には時として議論生ぜぬとも限らない。旁々停戦規約には、效力發生及び満了に關し成るべくは時間をも明規するに若くはない。けれども本停戦協定は、既に事實成立つてある所の停戦を文書に記して確むるといふに過ぎず、名は停戦協定でも實は軍事の關する限りの講和條約と擇ぶなきもので、或期限の満了すると共に、若くは他日の圓卓會議の不調となると共に、戰鬪が再開せらるゝといふが如きことは殆んど豫想して居らぬものであるから、その效力發生に必しも時間までを記するに及ばずと視るのも一論で、或は本協定に依りて事實的の平和回復の意を内外に示すには、時間明掲の如き角立つたことは爲さぬ方が却つて可いかも知れない。

政治的成  
果

協定條項を一瞥するに尙ほ批評すべき餘地ないが、技術的批評は徒らに煩であるから深く觸れずとし、更に政治的見地からその成果を一言批判すれば。

支那の損  
得

先づ支那側の損得を見るに、先づ以て支那軍は正常状態回復後に於て追て取極あるまで、即ち他日圓卓會議でも開かれて別種の協定が成立するの日まで、本協定の第一附屬書に掲記せらるゝ現駐地點より一步も踏出づるを得ないと規定されたことは、その踏出づることの必要があるや否やは別とし、兎に角自國領土内に於ける自國軍隊の移動權に對し一の拘束を受けたのであるか

ら、謂らゆる面子の上からは一の屈辱と云へば云へやう。随つてこの一事は、支那の損益勘定の上にて明かに借方に屬する。次に支那側にては當初日本軍の無條件撤退を要求固執したものである。然るに撤退期は協定に掲げらるゝことなく、日本独自の判斷にて行はるといふことになつたのである。故にこれは明かに支那側の讓歩で、これ亦一の借方勘定である。

然るに他方に於て、事變の根因たる排日運動の取締といふことに關しては、既に二月十八日に植田師團長が十九路軍司令蔡廷鍇に向つて發したる支那軍撤退に關する要求中にも特に一項目として掲げられたことであり、又三月三日日支戰鬪の事實的終結となると共に、重光公使が日本側の『戰鬪行爲即時中止の基礎條件』として上海邦字新聞紙上に公表したる四ヶ條の前文に『上海附近の治安恢復のためには一切の反日運動の終熄を見ること肝要にして、右は一月二十八日上海吳市長より村井總領事に對し既に約束せる所なり。依て日本側に於ては、停戦に關する協議を開始するに當りては、一切の反日運動の有效確實なる禁止を實行せられんことを併せて要求すると勿論なりとす』と強調し、更に又停戦會議開催に關する三月十四日の英國總領事館に於ける非公式的豫議に於て、支那は自發的聲明を以て排日貨運動の取締に關する一月二十八日の上海市長の帝國總領事宛回答を確認するといふ覺書案の一ヶ條も出來たのである。然るに同月十七日のチ



ユネーヴ十九國委員會に於て支那代表が強く之を反撃するに及び、帝國代表は本問題は敢て停戦の條件とせず、他日の圓卓會議に之を譲るも可なりといふやうな意味を聲明したこと前項に述べた如くである。随つて本協定に於ては、僅に「正常状態ノ回復」なる曖昧な文字を謳へる外、排日貨問題には全然觸るゝ所なく、停戦協定を以て純乎たる軍事的事項に止めしめんと支那の主張が完全に通つたことは、支那とし大なる成功と認めねばなるまい。

大體に於て日本の勝星

けれども之を大體に就て云へば、本協定に由る勝星は何程か多く我國の側にある。その主たる收獲は、前にも述べた支那軍をして正常状態回復後に於て追て取極ある迄現駐地點より進出せしめざることである。上海の治安を脅威するものは實に支那軍の上海近接地の駐屯である。それを支那自身の領土でありながら、追て取極ある迄致し申さずと約束せしめたのは、一の成功たるに相違ない。又日本軍撤退地に於て治安の任に當るべき支那の警察も、尋常の無規律無節制のそれとせず、特別警察隊を組織し且その指導監督として専門家を招聘するの意向なることを支那をして聲明せしめたのも、これ亦一の成功に屬する。更に又一切の敵對行爲の停止、支那軍の不進行及び日本軍の撤收に關し、その實行を監視し且その實行の懈怠に對し注意を喚起——誰に向つて喚起するのか、懈怠國に對してか國際聯盟に對してか、文字聊か曖昧の嫌あるも——するの權限

を有する共同委員會の設置は、事通じて日支双方に係るものではあるけれども、實際の必要性は日本側に在らずして支那側に在るのだから、我方には利ありて害なく、随つてこれも亦成功の一に算し得られる。

兩國のた  
め慶福に  
値す

要するに本協定は、時局の收拾上當然速に成立せしめざる可らざる當然のものであるが、幾多の困難なる事情を迎へて波瀾重疊、幾たびか停頓に停頓を重ね、しかも辛うじて遂に妥結を見るに至つたのは、日支兩國のために慶福するに値すること論を俟たない。その此に至れる功績は、兩國を代表せる直接の折衝者その人々の上に認むべきこと論なきも、同時に國際聯盟の依託の下に行動せる友國代表者の好意的斡旋、殊に英國公使ラムプソンの甚大の努力を看却するを得ない。彼は交渉の難關に逢着する毎に展開の道を考案し、日支双方を一步は一步より相近づかしめた。一方には國際聯盟の態度を緩和せしむるに必要な妥協案を案出して四月十九日の決議中の第十一條を日本の容諾し得るまでの形式に修正せしめ、他方には之に依りて無期休會に陥れる上海會議を再開せしむべく荊棘を切開いたのは一に彼で、彼なかりせば停戦協定の成立は、よしんば不可能とは云はざるも、或は尙ほ遷延したかも知れず、而して遷延又遷延の間には、支那政情の變轉で或はその成立が遂に絶望に陥つたかも知れない。彼の熱心なる努力が如何なる動機に發

英國公使  
ラムプソ  
ンの努力



したかは問ふを須むない。彼は一國の外交代表者である。外交代表者は自國及び自國民の利益を第一若くは專一に商量するのが當然で、それを兎や角批評するは批評する方が間違ひである。けれども彼の好意ある斡旋にて日支兩國能く所期の目的を達成し得たとすれば、それだけで大に彼の勞劬を多とすべきである。彼は上海戦の大詰に於て、確に舞臺を飾れる一名優であつた。

さるにても停戦協定の結果として、我軍は調印の日より一週間以内に前線よりの撤收を開始し、四週間以内に閩北、江灣、引翔、吳淞への集結を完了すべきが、斯く集結せられたる軍隊は、蓋し少なくとも半歳内外は當該地域に駐屯するべしと内外殆んど擧げて想像した。又その位の期間の駐屯には何人も怪まず、寧ろ當然視した。又軍に於ても、少なくとも數ヶ月の駐屯を豫想したに相違あるまい。著者は五月二日か三日なりしかと覺ゆ、吳淞より江灣方面にドライブせる途次、我が陸軍の手にて新に施設中の諸般の防禦工事や、橋梁の修理や、軍用電柱の架設工合を目撃し、相當の期間腰を据ゆる決心ならめと想像した。これは著者のみの想像でなく、上海の内外人共に蓋し同様に抱けるものであつたに相違ない。

然るに政府は本協定の成立後一週日を出でざるに『停戦協定の運用及び上海地方平靜確立に關する關係友好國代表の活躍に信賴し、上海派遣軍の全兵力を内地に歸還待機せしめ、上海附近今

内外多くは當分の駐兵を期待した

急速の撤兵

後の形勢推移を靜觀』することに決定し、五月十一日上奏裁可を経て發令せられたる旨同日陸軍省から發表があつた。同時に荒木陸軍大臣は都下諸新聞紙に於てその理由を聲明したるが、この聲明は先づ停戦協定の成立を見るまでの経緯を略叙し、次に

『思ふに右協定は日支兩軍の停戦を規定するに止まり、上海地方の平靜確立に關する恒久的施設を含まざるものなるも、然も該協定に依れば、支那軍は上海より一定距離を隔つる現地位に止まるのみならず、その統制の及ぶ限り一切の且有ゆる形式の敵對行爲を上海の周圍に於て停止すべく、且之に關し疑を生ずる場合に於ては、之に關する事態は英、米、佛、伊四國代表者に依りて確めらるゝものなるを以て、支那側にして能く本協定を遵守し、參加友好國代表にして本協定に關する職能を完全に遂行するに於ては、差當り上海附近に於て支那軍隊に依る治安の攪亂を避け得べく、况や上海に關係を有する列國は停戦協定の成立に引繼ぎ圓卓會議を開催し、上海附近の平靜維持に關する方法を確立するものたるに於てをや。是を以て帝國陸軍は暫く今回成立せる停戦協定の運用及び上海地方平靜確立に關する關係友好國代表の活動に信賴してその全兵力を内地に歸還待機せしめ、上海附近今後の形勢推移を靜觀せしめらるゝに至れり。』



内外之を  
如何に見

とある。即ち要は全幅の信頼を英米佛伊の四國代表の對支監視の上に置いた結果と讀まれる。この急速撤兵の支那及び列國に與へたる影響に就ては、人々或はその見を異にするであらう。或は之に依り甚大の好感を彼等に與へたと見るのも一觀察であり、或は支那に侮慢の念を促すものと見、將た或は斯く急速に撤兵する位ならば何で撤兵期の折衝に於てあれほどの骨折りを吾々にやらしたか、日本の言行には信を置けず、といふ悪感を關係諸國に與へたと見るのも亦一の見方であらう。荒木陸相は六月六日の衆議院豫算委員會に於て、松本忠雄君の質問に對する答辯中に『陸軍ノ執リマシタコトガ上海ノ事態ヲ良好ナラシムルニ、國際關係ニ於テ一番良イ機宜ノ處置デアルト信ジマシテ、アノ處置ヲ執ツタノデアリマス：：決シテアノ結果ガ支那ニ惡影響ヲ及ボシタト云フヤフナコトハ毫末モ認メテ居リマセヌ、寧ロ或一面ニ於テハ好イ感想ヲ列國ナドニ與ヘテ居ルヤウニ考ヘテ居リマス』と樂觀したが、多數者はこの見方に同するやうである。

されど荒木陸相は前掲の撤兵理由聲明中に於て『支那側にして能く本協定を遵守し、参加友好國代表にして本協定に關する職責を完全に遂行するに於ては、差當り上海附近に於て支那軍隊に依る治安攪亂を避け得べく、況や上海に關係を有する列國は停戦協定の成立に引續き圓卓會議を開催し、上海附近の平靜維持に關する方法を確立するものたるに於てをや』と云へるが、支那側

支那は協  
定を遵守  
するであ  
らうか

共同委員  
會の職責  
遂行の程  
度は如何

圓卓會議  
の開催は  
當てにし  
得るか

非常警備  
の全部撤  
去

は果して能く本協定を遵守して協定所規の現位地より一步も踏み出でぬであらうか、何等かの形か名義に依る兵の相當數を何等かの口實に於て、協定の文字又は精神を無視して近く再び上海附近に集結せしむることないであらうか。あつた場合に、謂ゆる共同委員會は果して協定所規の職責を完全に遂行するのであらうか。共同委員會も協定調印の當座こそ熱あらんも、日子の経過と共にそれが冷へ、進んで憎まれツ子になるよりも退いて深入りせず、支那側の協定實行の懈怠に對し注意は喚起するにしても、結局は微溫的といふことになりはしまいか。別して圓卓會議は、果して豫想する如くに開催の可能性があるのであらうか。これ等の點に於て陸相の所見或は聊か樂觀に過ぎはせぬかと恐れる。協定成立後その日尙ほ淺き今日、この評或は早計に失するやも測り難いが、少なくとも圓卓會議に關しては、爾後の情勢はまさしく吾々をしてさう思はしめずには措かない。これは尙ほ次章に於て述べることにする。

兎に角我方は爾來迅速に撤兵に着手し、開北の鐵道線路以南は五月十六日陸戰隊より之を支那公安局に引渡し、上海派遣軍は五月三十一日を以て上海及びその附近よりその全兵力の引揚げを完了し、次で共同租界は六月十三日を以て去一月二十八日午後に宣布したる戒嚴令を解除し、我が陸戰隊も、爾後唯一の殘駐地區たりし日本人墓地及び六三園附近一帶の地より七月十七日全部



撤収を了して事變前の警備状態に復し、將た又過去三ヶ月半に亘り租界街衢の角々に立ちてその任務に當り來れる租界義勇隊及び各國兵の非常警備も、是に前後して撤去せられた。

## 第十章 上海の將來

上海を如何にすれば可いか

今次上海戦の始末に鑑み、將來各國民の生命財産の安全を計り、商工業の殷盛を維持増進し、動亂重ねて上海附近に起るが如き場合にも災禍の波及を受くることなからしむるには、上海を如何にすれば可いか、とは期せずして上海在留識者間に於ける一の緊切なる公開問題となつた。

過去數年來の宿題

上海の將來如何といふことは、支那の輓近の租界回收熱に直面して實は過去數年間、上海の有力なる外人間の宿題であつた。租界回收なるものは、民國十三年（一九二四年）の一月、共產國民兩黨の合同以來、例の三民主義、特にその中の民族主義に基き、不平等條約撤廢の急呼と共に支那國民の對外政策の一標語となつた。而して彼等は租界回收の口舌の上に於て、將た外交手段に於て、一舉成功し得ずんば、武力に訴へてもその目的を達せんと敦囑いひまいた。民國十六年（一九二七年）孫傳芳軍が江西にて敗績し、國民軍が大舉滬上に迫るや、上海租界の運命は將に漢口の舊英租界のそれと同じ危険に曝された。若し當時英國にして一萬八千の大兵を上海に急派し、その危険を救ふことなかつたならば、上海租界は咄嗟支那の武力手段で奪回せられて了つたかも知れぬのである。



英人の惱める當面の問題

上海在留の外人殊に英國人は苦き經驗を嘗めた。しかも彼等は、租界を飽くまで租界として維持することに依りて過去八十年の勢力の一角を支へんと要望しながら、租界は元々永遠に維持せらるべき性質のものに非ざるを感知する。否、現状の儘にては、支那國民の輓近の抱負の前に到底時代錯誤の一遺制と化し去るべきを理解する。今日租界の在住者は什が九まで支那人であり、納税額も支那人の方が多く、實際の利害關係者も支那人を冠位に推すべきに於て、租界設定の當初の精神や支那人の租界殺到の歴史が何であらうと、右の現在事實は牢として動かざるものであるから、好むも好まざるも租界は早晚支那人の手に回收せらるべき趨勢の下にありて、今はたゞ双方歩み合ひの過渡行程にあるものといふことをも能く辨知する。そこで、この相反撥する要望と趨勢を如何に調和せしむべきかは、こゝ兩三年來上海の各國人、殊に心ある英人の痛く腦漿を糜する當面の公開問題となつた。乃ちこの問題を解決すべき一の基礎案を立てんがため、英國の法曹界に名ある南阿の判事フヘータム (Richard Feetham) は、特に上海共同租界當局者の

フヘータムに研究を囑す

『本工部局は租界改造の鋭激なる問題に直面し、茲に何等從來の行掛や偏見に囚はれず、且法律的の經驗に兼ねるに自治的及び政治的のそれを以てする一顧問の即時の援助を緊切に必要とす。：：貴政府〔南阿政府〕は極東の諸爭議より最も隔絶の地に位するが故に、支那の複雑な

る對外關係の中心の錯節を解くことに於て右の援助を供與するに就て至便の位地にあり。本工部局參事會は米英日支の諸員を含む所の全會一致を以て、茲に謹んで貴下を招請して遲滯なき一臂の力を藉らんことを乞ふ。』

との懇望に出でたる南阿首相仲介の委囑に應じ、一九三〇年(昭和五年)一月の初め上海に着し、爾來滯在一ヶ年半に亙る研究の末、三冊の浩澁なる報告書を以て租界參事會議長に復命する所あつた。

その委囑を見るまでの経緯

租界當局者がフヘータムに右の委囑を爲すに至るまでの経緯には、英國の輓近の對上海策——若くは廣く對支政策——の變遷の一端を物語つて多少の興味あるものがある。英國の上海に於ける位地は、一九二五年(大正十四年)の五卅事件、同二七年(昭和二年)の漢口及び鎮江還附等に依り次第に逆勢となるに連れ、上海在留の英國人にして心ある者は極東に於ける英國の位置の前途を憂へ、現地の實情を本國に訴ふべく代表者を選んで倫敦に派遣することにし、労働黨の方面に縁故あり且時の首相マクドナルドとも相識れるダヴィッドソン (Hunley Davidson) をその選に當てた。彼は倫敦に著して朝野の有力者に相會し、具さに上海事情を述べて意見を交換したるが、孰れも上海を重要視すれど、さりとて格別の具體的妙案も無く、結局は上海の問題を現地に於て



徹底的に研究する委員會でも作つて見てはどうか、といふやうな意見が政府筋から出た。けれども委員會案には、その實現を期し難き何か事情があつたやうである。折から我が京都に太平洋問題調査會——俗にいふ太平洋會議——の第三回大會ありて、英國の代表員中にはヘイルシウム、カーチス等の有力者もあつた。これ等諸氏が途次上海を過ぎたる折、租界の有志者は相迎へ、租界の將來に就て深く意見を交換した。その結果が即ち南阿のフヒータム判事を一ケ年間招聘し、之に問題の根本的研究を委ねるといふことになつたのである。

## フヒータム報告

フヒータムの在滬一年有半の綿密なる調査の末に成れる老犬の報告書は、上海の過去及び現在に就て周到の記事を載する外、その將來に關し幾多の勸告案をも具したる一の權威ある文獻である。その勸告案は篇中の隨處に散見して簡単に捉へ難い嫌ひあるが、約するに要旨は左の數點にある。

## その勸告案の要旨

一。租界の回収は終局に於ては合理的であり必要でもあるけれども、今日は早計で、他日(一)支那の内政が改善せられ、内亂や地方的擾亂に對する租界防衛の心配の種が無くなり、(二)支那に法治政治の思想が發達し、眞個に憲政が確立し、權利の保護、司法の獨立等の保障が實現し、(三)地方自治政が中央政府又は特權的朋黨の干渉より離れて確然獨立し、(四)租界

在住支那人が市行政の運用に熟して相當成功の見込を呈する、といふ時に至りて始めて租界還附のことにて談すべく、その時機の到達するまでは、租界は一面支那人との協力を一層増進し、且彼等の地方自治の訓練に向つて道を開くために相當の更正を租界の構成上加へつゝ、他面大體に於て現状を維持すべきこと。

二。租界行政の現在の缺陷を補正するためには、(一)外國人と支那人間及び租界を構成する諸國民の代表者間に於ける國際的協力の基礎を擴張且鞏固にし、且この目的のために適當の憲法的機關を考案すべく、且(二)租界工部局の權能を明確にし、依つて以て權限爭議の原因を除去し、併せて工部局と支那官憲間の協力を容易ならしむること。

三。延長道路區域の行政に關しては、當分は方面に依りて或は租界、或は支那の管轄といふが如くに共立主義を認め、漸を追ふて之を單一機關に移すこと。

その他尙ほ各種問題に對する各種の勸告事項あるも、多岐に亘るから略するとし、要するに一言にして云へば、それ等勸告の基礎は矢張り租界の還附問題の將來と、且現在の市政機關に支那人を如何にヨリ多く参加せしむることに依りて彼等の抱負を満足せしむべきかにありて、廣き上海の將來といふことには深く觸れてない。又その觸れてないのが彼の受囑の調査範圍に於て當然で



支那側及び歐米人は如何に見る

フヒータム勸告は支那側に如何に受けられたかといふに、租界の行政參與者及び租界に營業する有力者間には、大體に於て今日これ以上を望むに難しと見る風であるが、租界回收熱に浮かさるゝ青年論客は勿論之に満足しない。輕佻躁急の論客のみならず、有識階級の輩にして之に對し不滿の聲を放つものもある。昨秋上海にて開催の太平洋問題調査會第四回大會に於て『上海の將來』は討議の一題目に上程せられ、その際上海の麥倫兩級中學 (Medhurst College) の校長夏晉麟君 (支那代員中にありて相應に學識あり、比較的能く事理を解する一人であつた) は、一夕『フヒータム報告と上海の將來』と題する講演に於て該報告中の不満足と認むる諸點を指摘し、大に支那のために氣焰を吐いたものである。けれども租界の有力者、殊に英米人の間にありては、概してフヒータムの勸告諸項目を穩健且適切のものと見たるやうで、隨つて上海の將來は、大體之に則りて改善の道を講ぜんとするに傾いて居つた。

今日はヨリ根本的の改造案を要求す

然るに今次の上海戦の一結果として、上海の將來は最早や單なる租界の將來でなく、租界のみの改造問題でなく、ヨリ大なる視角から考ふべき租界内外を含める大上海の問題となつた。支那の租界回收論そのものには理に於て肯定すべき點あるにもせよ、その論を操る支那國民の增長慢

非武装地帯と自由市案

非武装地帯案の煙の出所

心には誰とて同情しない。その增長慢心を今次皇軍は或程度に挫摧した。如何に事變の發端に於て我軍の行動に批評を挾んだ上海在留外國人ととも、この結果に對しては異口同音に之を禮讚し、少なくとも肚の中では痛快視する。殊に租界が有りたればこそ、彼等の生命財産の大部分の安固は保たれたといふ動かすべからざる事實の前に、乃ち遠き將來のことはイザ知らず、こゝ當分租界の返還などは到底問題にならずとは、期せずして相一致する所感となつた。そこで問題は、租界を内包的に觀たる上海の將來ではなくして、租界を外延的に考ふべきそれに進化した。この見地に於て、今次上海戦の展開に伴ひ、二三の日本人を含める上海の有力なる外國人間には、折に觸れて種々意見の交換が行はれた。而してその大體の歸結として多少具體的に案出せらるゝに至りたるものは、上海の周圍の特定地域を非武装地帯とすること、上海を國際的自由市とするこゝと等の諸案がある。非武装地帯案も自由市案も、言はゞ一の姉妹案と見ても可い。

非武装地帯案は上海戦の勃發後間もなく既に世間の話題に上つたもので、一説には霞ヶ關情報部がバロン デッセイ的に流布して見たのが基で、その反響が大體善かつた所から、芳澤前外相より關係列國政府に向つて探りを入れて見たものとある。列國政府が之に對し如何なる意向を示したかは不明なるも、當時外務省案——勿論非公式的のものであらうが——として傳へられたる

同案の骨子



その骨子は、共同租界の一地點、例へば上海海關を中心に二十哩乃至三十哩の半徑の圈内を以て非武装地帯とし、その地帯中共同租界及び佛國租界の行政は現状の儘とし、その以外の地域に於ては、行政權は依然支那に屬せしむるも、支那の軍隊は此に入るを許さず、治安の維持は支那の警察機關のみを以て之に當らしめる、といふにあるやうである。

上海有志  
委員會起  
草の自由  
市案

次には上海自由市案である。上海を一の自由市にしてはどうかといふ意見は今に始まつたものでなく、既に今より七十年前なる一八六二年の頃にも租界の二三者に依りて唱へられたものである。當年の提案は極めて粗笨なもので、格別具體的問題に發展しなかつた。然るに最近に至り、この問題は上海の前途を憂ふる有力者の間に稍々眞劍的に考慮せらるゝに至つた。上海をして支那軍閥の侵略より免れしめ、又支那と外國との間に事ある場合に上海を禍亂の外に立たしめてその繁榮を損ふことなく、依つて以て上海の經濟的位置に動搖を與ふることなからしめ、又裁判機關を特設して上海に眞個司法權の獨立を期するには、上海自由市を建設するの外に他途なし、といふ論は急に高まつた。そこで去三月に入り、上海在留の日英米獨佛伊露葡等十ヶ國の有志者は右研究のため二十名の委員を擧げ、更にその中に小委員會を設け、密かに——支那側の感情を考慮して——自由市案を練り、成案を得て折柄上海に立寄れる國際聯盟調査委員一行にも之を内示

傳へらる  
るその内  
容

し、調査委員よりはデュネーヴの聯盟事務局に參考として移牒せられたと聞及んだ。その成案の内容は報道區々で、正確には判知し得ないが、大體左の輪廓を有するものゝやうである。

- 一。地域 共同租界、佛國租界、上海市政府管轄地、及び附近の水面を包含せしめ、之を上海特別區とし、別に上海を中心とする徑二十哩以上の地域を附屬保護區とする。
- 二。行政 租界及び上海市の行政は之を上海特別區の Municipal Council (工部局の稱は事實に於て適切でないから、假に之を自由市行政理事會と譯する) の支配に移す。自由市行政理事會は支那政府及び諸外國政府よりの委任の形式に於て行政に當る。自由市行政理事會は何れの國の支配を受くることなく、且その組織に關し或一國の絶對多數を許さない。
- 三。統治機關 統治の主腦は海牙國際司法裁判所の任命する總督とし、その任期を四ヶ年とする。自由市には別に行政委員及び立法議會を設く。行政委員は(一)上海市、(二)共同租界工部局、(三)佛國租界工部局、(四)上海總商會、(五)共同租界華人納稅者會、(六)上海在留外國人、以上の諸團體より選出し、外に支那政府代表者一名之に加はる。立法機關は二十名にて組織し、一半は支那人、他の一半は日英米佛各二名宛、比較的最大の貿易を有する他の二



外國人中より各一名宛とする。

四。統治委任期間 三十ヶ年とし、満期に先だつ五ヶ年前に別段の取消なきときは更に自動的に十ヶ年延長する。

五。住民の國籍 自由市内にありては支那人たる住民は支那の國籍を失ひ、新に自由市の市民となる。

六。防備 自由市の防備は支那人及び外國人にて編成する憲兵之に當り、軍隊は置かず、且何れの國も自由市内に兵力を使用するを許さない。支那及び諸外國の駐屯兵は撤退せしめる。

七。司法 自由市には獨立の司法裁判所を設置する。外國の支那に於て有する領事裁判權は本地域内に於ては之を認めない。

八。財政 自由市は收稅權及び公債發行權を有する。支那政府は自由市内に於て國稅を徵收するを得。(この末段の一項或は自由市は支那政府に對し特定の貢金を納付すといふ風にも傳へられてある。)

九。支那の管理事項 自由市内に於ける支那國營鐵道、稅關、郵便電信、及びラヂオは支那政府自ら之を管理する。

但し郵便電信に就ては支那政府は檢閱權を有せず。その他支那政府は自由市の同意する特定官廳を設置することを得。

一〇。對外關係 自由市は支那政府の同意あるに非ずんば他國と國際條約を締結することを得ない。

多少の誤聞あるかも知れぬが、概略以上がその骨子であるやうに承知する。

この自由市案には上海の有力者間に主義上大分賛成者があるやうで、五月十三日開催の英國居留民大會に於てたしか本案支持の決議があり、又六月一日、上海外國人商業會議所聯合會會長より領事團首席に對し本案の實現方に關する努力を公然請求する所あつたやに報ぜられた。

以上考案の自由市は、支那政府及び外國政府よりの委任の形式に於て統治を行ふもので、その主腦たる總督は海牙國際司法裁判所の任命といふことに立案されてあるが、是とは別に、上海を國際聯盟從屬の一市國とするといふ一私案もある。即ち上海及びその附近地の北は吳淞、南は龍華に至る地域並に西方の相應地域を加へたる一帯の地をば、之を各國民の前に均しく公開市場と爲すの條件の下に、永遠に國際聯盟に租賃し、その統治を聯盟に委任し、聯盟從屬の一市國と爲すべしといふ案で、これは二月十七日の *The North China Daily News* 所載の F. S. の名の寄

國際聯盟  
從屬の一  
市國案



書に見た所のものである。この案の骨子は、右の如く上海の統治を聯盟に委任し、聯盟加入國及び米國は協同して上海の獨立を保障し、その維持を誓約する。聯盟はその代理官として上海總督及び財務總監を任命する。その任命には國籍の如何を問はない。その職務權限、俸給、任期、その他の細項は聯盟に於て適當に之を立案する。總督の下には行政理事會 (Municipal Council) を設ける。但し領事團の監督は受けない。理事會員は甲乙兩種とし、甲は支那及び各現在條約國が各一名宛を任命するものとし、乙は國籍の如何に拘らず納稅者之を選擧する。但し一國籍の者二名以上は選擧するを得ない。甲乙兩種の理事會員の權利は均等とする。

斯くして上海をば、その國際聯盟に從屬するといふ以外には國際團に於て政治的完體エンチチキを有する一の市國とし、恰も中世のゼノア若くはヴェニス、今日のダンチヒ市の如きものとする。上海市國民は他の獨立國民と同一の權利を有すべく、而して外國人にして本國の國籍を離脱したる上は、上海市國民の權利を之に承認する。

稅關は上海市國その獨自のものを有すとすべく、關稅收入の一部は之を支那政府に貢納する。その他必要なる租稅は納稅者の同意と國際聯盟又は上海總督の認可を経て之を徵收するに妨げな

5。

上海市國には上海市國理事會及び國際聯盟の指揮を受くべき國際軍隊を設け、警察は理事國のみの指揮の下に立つ。軍隊の兵士及び將校並に警察吏員は國籍の如何を問はず之を任用すべく、要は或一國に偏重するの嫌を能ふ限り避ける。而して凡そ外國の軍隊は、國際聯盟の同意あるに非ざる限り上海市國に上陸するを許さない。

又司法機關も特有の制を設ける。司法機關は三級制とする。司法吏員には國籍を問はず練達の士を之に任ずる。支那人も勿論拒まない。但し或一國の國籍者二名以上を任用せずとする。裁判所は大體範を埃及の國際裁判所に取るが可い。

以上が同紙の寄書欄に表はれたる國際聯盟從屬の上海市國案の要領である。これ等の諸案は、政治的及び技術的に見て尙ほ洗練を要すべき點あらんが、大體の趣旨としては孰れも理想的の方案であるに相違ない。先づ以て無武裝地帶案の如き、上海租界の安全を期するには、支那として上海の周圍少なくとも二十哩の地帯に於て一切の武裝を撤去せしめ、且軍隊を一切駐屯することなからしめ、依つて以て支那の軍權相互間並に支那兵と外國兵の萬一の衝突の機會を豫め妨遮するの制を立つることが最も有效的であること論を俟たぬから、確に理想的の方案とも云へる。

孰れも理想的の方案であるに相違ない



支那に於ける無武裝地帯の例

特定の地域を條約にて無武裝地帯と爲すの例は東西古今を通じて多々あるが、支那に就ては過去に少なくも二つありて、今にその效力を有して居る。一は一八九四年（光緒二十年、明治二十七年）の緬甸及び西藏に關する英支條約で、之に依り英支兩國は該兩地の境界各十哩以内に砲臺又は永久的兵營を築設又は維持せず、兵の屯所も秩序維持に必要な衛兵駐屯所に限るといふことを相約した（第七條第二項）。二は明治三十四年の北清事變善後の最終議定書及び同三十五年七月十二日付の天津還附に關する日支交換公文に依り、支那は太沽砲臺及び北京海濱間の自由交通を阻礙することあるべき各砲臺を削平すること、支那は白河口、秦王島、及び山海關に何等海防的設備を爲さざること、且天津を距る二十支里（大約七哩、十一杆）以内に支那軍隊を接近せしめ又は駐留せしめざることを約した。緬甸西藏境界の無武裝の約束は相互的であるが、北支那の右地方のそれは支那の一方的義務である。當年のこれ等禁止的約定は、移して之を今日の上海に適用するに格別背理の點あるを覺えない。近くは今より七年前、上海附近に於ける齊燮元と盧永祥の角逐に際し、租界が中立の尊重を兩軍及び北京政府に要求したる折、同政府は上海附近の武裝を撤去する一助として江南機器局を閉鎖して之を民間に拂下ぐることを命を軍部に下したことがある（民國十四年、一九二五年、一月十五日）。これは當時種々の事情から實行せられなかつた

が、今日は同機器局の諸設備は大部分杭州に移されて、事實閉鎖も同様と承知する。吳淞や獅子林の砲臺も、これ亦今回我軍のために既に削平せられた。故に將來之を復活せざること約せしむれば足るのである。残るは軍隊の駐屯であるが、今次調印の日支停戰協定に於て、支那軍隊は追て取極あるまで現駐地點に止まるべきこととなつた。即ち追ての日支交渉に於て何分の取極あるまでは、現地點以東は支那軍隊の關する限り無武裝地帯である。故に手續としては、將來之を確定的に無武裝地帯と爲さしむれば足りるのである。

上海の周圍を無武裝地帯とするの案に就て北清事變善後協定の天津の例を援引すれば、支那は或は今さらそんな時代錯誤的協定に逆轉するを得ずとて反對するかも知れない。けれども支那に於ける列國居留民の生命財産の不安固といふ點に於ては、三十年前も今日も依然變る所が無いから、そは一向時代錯誤でなく、隨つて天津に於ける當年の該協定の必要は、上海に於ける今日の矢張り一必要と見るに何等誤まる所もあるまい。支那は或は又無武裝地帯を以て國家の主權に對する制限として之を不快視し、之に反對するかも知れない。けれども、これは思はざるの甚しきものである。勿論國家主權に對する制限と云へば、如何なる條約上の約束にても、主權に對する多少の制限ならざるはなく、之を不快なり不都合なりと論ぜば、一切の國際約束は全く能きぬこ

無武裝地帯の設定は時代錯誤でない



となる。斯かる極端論は暫く措き、假に無武装地帯が出来ても、その地域の行政権は依然支那に專屬する限り、必しも主權侵害として憤慨するにも當らない。

支那としても利ありのみならず上海の周圍を無武装地帯とすることは、支那自身に取りても些害なくして巨益がある。無武装地帯は譬へば平時の永世中立地帯で、永世中立地帯は戦時の無武装地帯である。故に上海周圍を無武装地帯とすれば、恰も平時之を永世中立地帯としたると同様で、住民その安寧靜謐に浴し得るのみならず、無武装條約に於て戦時之を中立地とすることを兼ね約すること例へばアーランド島の無武装に關する一九二一年十月の關係列國間の條約の如くにすれば、該地帯の安寧靜謐は平時戦時を通じ愈々以て確保せらるゝ理である。殊に斯く爲し置くに於ては、一朝事あるに方り、先づ兵を此に進入せしめた國が侵略者として國際輿論の咎彈を受くるの必然なること恰も歐洲大戰に於ける獨逸の如くであるから、外敵の侵入を懸念する支那としては、それだけ列國の同情を繋ぐの素地を豫め作る譯で、甚大の利こそあれ何等損なき理である。

司法關係  
から見た  
る自由市  
案の利益

次には上海の自由市案であるが、抑も上海の重要性は、同地を中心として列國の現に有する經濟力そのものにあること論ないけれども、別にその經濟力を維持増進する所以の各國民の生命財産の安全が、少なくとも上海に於て十二分に保障せらるべきことにある。治外法權は支那に於て、

好むも好まざるも早晚撤廢せらるゝものと見ねばならぬ。その撤廢が如何なる條件に於て實現せらるべきかは別論とし、孰れにしても撤廢の曉に於て、支那の司法制度の現狀に極度の不安を感じる支那在留の邦人及び外國人は、支那内地は已むなしとし、少なくとも上海に於ては、之が安全の保障を要求せざるを得ない。

支那司法制度の不備不完全は今さら絮説を俟たずして餘りに明々白々である。支那にては外國人の被告たる訴訟事件は治外法權に依りて當然當該領事官の管轄に屬すること勿論なるも、別に上海にては、租界内に於ける支那人犯罪者の處罰のため、又外國人の原告たる訴訟を審理するため、一八六四年以來會審衙門なるものが上海に特設されてあつた。この會審衙門は一九二六年（昭和元年、民國十五年）末日限り廢せられ、新設の上海地方法院が之に代つたが、これも一九三〇年（昭和五年、民國十九年）三月末日限り廢止となり、新に租界内に上海特別地方法院と江蘇高等法院第二分院が設置せられた。これ等の更正は孰れも支那司法制度の上に於ける多少の進歩を外國側に於て承認したる結果に相違ないが、しかも支那の司法上に多少の進歩の認むべきものありとせば、それは専ら形式上の制度そのものに止まり、司法の運用に到りては依然舊套を脱しない、依然軍權、黨幹部、行政部、その他外界の勢力に左右せられ、最も大切な司法權の獨



立なるものは今日尙ほ毫も見ざる能はずといふも過言でない。故を以て排日運動の取締に就ても、支那司法部は曾て當然の職責を盡さず、又盡さんとしても、外界からの干涉壓迫で到底それが能きない。抗日團體が日貨需要者に對して不法の監禁を行ひ、私刑を加ふるあるも、終始手を拱いて何等措置する所なかつた。今次の事變は、極言すれば排日運動に對する支那司法部の曠職實に之が原因たり、少なくとも重なる原因たりとも云ひ得られる。故に司法の完全且公平なる運用といふ點から見ても、自由市案は之を歓迎するに相當の理由がある。殊に英國は曩に治外法權撤去に關する支那との内交渉に於て、上海の半徑十六哩一帯を向ふ十年間治外法權留存區域とするの對案を提出したるやに當時報ぜられた。支那の司法制度に不信を抱く英國としては、無論自由市案に反對すべき理由を有しまい。

支那人と  
ても反對  
すべき理  
由なし

以上は主として上海居留の本邦人及び外國人より殊に司法關係から見たる要望であるが、支那人とても同様の見地に於て之に反對すべき理由はあるまい。否、事實支那人とても、從來租界に依りて一般商賈は支那官憲の誅求より免れ、亡命政客は身の安全を計り、要するに租界あるが故に彼等生命財産の安固を期し得られたる次第であるから、租界を内容的にも外延的にも一層擴大したものである所の一大自由市は、支那の不安の政情に對する一種有力なる庇護所として、之

に反對すべき理由は無い筈である。

然るに主  
權侵害を  
理由に反  
對す

然るに上述の上海自由市案が世に洩るゝや、支那側には猛烈なる反對論が起つた。反對の理由は、要するに本案は支那の主權を侵害するものといふにある。支那は往年獨逸その他の若干租界は勿論、漢口、九江、鎮江の英國租界をも力づくにて回收し、輒近上海の共同租界及び佛國租界までも回收せんと敦囑き來つたのであるから、閘北、江灣、吳淞、浦東、その他上海市政府の管轄地を含む所の上海自由市案には勿論のこと、共同租界及び佛租界のみを境域とする所の自由市案にても、亦領土主權の見地から反對する。その反對は心底からの反對であるか、將た内心はその實現を希望しつゝ表面たゞ民衆に阿ねりて反對するのであるかは暫く問はずとし、兎に角支那側にありては、少なくとも進んで之を歓迎せざることだけは、明かに事實として肯定せざるを得ない。

米國政府  
筋の反對

しかも反對は嘗て支那側の聲であるのみならず、米國政府筋の如きも亦本案を以て、支那の領土的及び行政的保全の尊重を相約したる一九二二年の華府會議議定の九國條約の文字及び精神に反するものとして之に反對する由に報ぜられた。自由市案は事實に於て上海に一小共和國を建設することに歸着するものであるから、支那現在の領土的及び行政的保全を相約する九國條約に牴



觸すること、尙ほ滿洲國の獨立が一寸同條約に牴觸するかの如くに見ゆるのと異ならない。

九國條約  
の精神

けれども九國條約の支那の領土的及び行政的保全を相約したる抑もの精神は、或國が侵略的意圖を以て支那の領土を蠶食せんとするが如きを豫防するにありて、滿洲が自發的に獨立したり、上海が支那及び關係諸國間の合意にて獨立の一自由市を設定したりするのまでを禁遏するのは、決してその精神ではないのである。若し事の善惡に拘らず、支那の領土及び行政は如何なる場合にても現状を長へに維持せしめざる可らずといふのが九國條約の精神であるとしたならば、該條約は場合に依りては國際政治の進運に益よりも害を齎すものとなる。有害の條約は一刻も速に之を改廢するに若くはない。勿論著者は名を事態の變遷に藉りて漫に現存條約の效力を非認せんとするの弊——この弊は殊に支那の態度の上に多く見る所である——を大に忌み、謂ゆる *Rebus sic stantibus* の法語の濫用を強く戒むるに於て人後に落ちざる者である。けれども之を忌み之を戒むるのは、一國が己れの主觀的判斷にて事態變遷の名の下に勝手に儼たる條約を引裂くの弊に對してである。若し夫れ眞個事態の變遷に鑑みて特定條約の改廢を發議し、合意の上にて之が實行を計るのは全然別で、これは寸毫も妨げあることでない。九國條約が果して國際政治の進運を阻害するものであるならば、關係各國は相當手續に依り之を時運の趨勢に順應せしむるやうに更正

することを提議するの權利あり且義務ありと云ふべきである。九國條約に領土的及び行政的保全の條文あるの故を以て、その故のみを以て、之を楯に上海自由市案を許すべからざるものと爲すのは、畢竟は獨り條文の文字のみに拘泥する三百的の偏屈論である。苟も條約の存續する限りは當該規定を尊重すべきは勿論であるけれども、活きた國際政治を取扱ふには、更に一段の高所から事態を洞察し、條約の法律性と時運の政治性とを識別し、その調和を計ることに向つて努力するの必要である。

のみならず米國としては、その現に上海に有する緊切の利害關係からも、徒らに條文に拘泥して將來永遠の利害を忘るゝが如きことあるべからざる筈である。抑も英國が上海に於て重要な利害關係を有する國であることは、過去の歴史も現在の事實も之を證して餘りあるが、米國も今日その潜在的利害關係に於て必しも英國に劣らない。支那に在留する米國人は今日大約一萬二千人で、その中の駐劄陸海軍人約二千を控除し、餘の一半即ち五千は或は支那の開港市場に於て、或は内地に於て、宣教師に非ずんば直接間接の教會事業若くは教務の關係者である。支那の傳道及び文化事業に投下せる米國の資本は既に七千萬弗を超ゆと云はれ、直接には生産的投資ではないけれども、支那人の文化を進めることに依りてその生活程度を高め、外國品殊に米國品に對する

米國の上  
海及び附  
近地に有  
する利益



嗜好需要を促す所から、宣教師等も亦市場の開拓者として、その投資必しも悉く不生産的のものではない。それはそれとし、支那在留米國人の他の約五千は各種の商工業者で、その中の三千有餘が上海にあり（一九三〇年末の調査では、上海の共同租界、延長道路區域、及び佛租界居住の米國人三千一百四十九名とある）、その商社商店数は二百五十内外と算する。米國の支那に於ける商工業、諸般の債權、傳道教育等に投下せる總資本額は二億弗内外、その中大約一億五千萬弗近くが支那全體、更にその中の三分の二即ち一億近くが上海に於ける投資額と稱する。殊に上海には、米國の石油會社の附屬工場が二十八ヶ所もあり、又米國の資本の多分に投入せる英米煙草會社、その他金融、運輸の諸業に係る幾多の大會社の支店もある。

自由市案  
を當然歡  
迎すべき  
筈

斯の如く米國の上海及び附近地に有する利害關係は相當に大であり、隨つて上海の眞個永遠の平和郷となることは米國として當然望む所であらねばならぬ。乃ち上海自由市案は、米國として歓迎すればこそ反對すべき理由は無い筈である。單に九國條約の條文のみの故を以て之に反對するが如きは屑々たる法律屋の業で、政治家の爲すべきことであるまい。

追て開か  
るべき圓  
卓會議の

上海の秩序を回復し將來の平和を固むる所以のこれ等諸方案は、孰れ遠からず開かるべき、又開かざる可らざる、豫定の圓卓會議に於ける重要な議題となるに相違あるまい。圓卓會議に於て

## 討議事項

討議すべき事項は何であるか。三月三日戰鬪の事實的終結となると共に、重光公使は同日日本側の『戰鬪行爲即時中止の基礎條件』として四ヶ條の意向を上海邦字新聞紙上に公表し、その第二に於て『戰鬪行爲中止期間内に上海に於て日支間に圓卓會議を催す。右會議に於ては次項に掲ぐる條件に基き日支兩軍の撤退に關する方法、並に上海及び其の附近の平靜回復、上海共同租界及び佛租界の保護、並に此等地方の在住外國人の生命財産及び利益保護に關する手段に關し協定に關する目的を以て討議を行ふものとす』と記した。これは勿論政府の承認を経て公表したものに相違あるまい。即ち圓卓會議の討議事項に關する政府の意向は、上海の將來に亘る極めて廣汎なる諸般の事項にまで及ぼすにあつたものと解し得るのである。

圓卓會議  
開催に關  
する支那  
の態度

爾來支那側にては、圓卓會議の開催に向應する色が無い。聞く所に依れば、國民政府の最高外交機關たる外交委員會にては、去五月二十一日蔣介石、汪兆銘、蔣作賓、王正廷、羅文幹等參席して圓卓會議開催に關し凝議したる末、日本が滿洲より撤兵せざる限りは該會議の開催を應諾せざること、又たとひ之を開催するにしても、上海自由都市案その他上海事件善後の政治的協定案の上程には反對すること、に決定した由である。一説には、必しも滿洲撤兵とはいはず、要するに滿洲問題を併せて討議することを條件として圓卓會議開催に關する日本の希望に應ずべしと



いへる決議であつたともある。孰れにしても、滿洲問題を上海事件に結付けて列國の前に日本の不法行動なるものを強く映寫せしめんとするのは、支那の上海戦の當初以來の方針であり、今にこの方針より離れざること疑ふの餘地なき所で、右決議の内容も大體に於て誤りなく傳へられたものであらう。

支那側の  
大誤解

けれども、この點に於ては支那側に大誤解のあることを指摘せねばならぬ。

二月廿九日  
日聯盟理事會の決議

抑も圓卓會議の開催は、元々特に我國の希望に基いて起つた問題でもなければ、滿洲問題に何等交渉を有つものでもない。圓卓會議なるものは去二月二十九日の國際聯盟理事會の決議に發程し、それを日支兩國政府が受諾したといふ來歴のものである。即ち同日の聯盟理事會に於ては、議長は英米その他關係國政府の同意を得たと稱する左の上海事件解決に關する一提案を讀上げ、その受諾方を日支兩國政府に慫慂した。

一及び二。(上海に於ける日支戦闘の中止、和平手段の發見、その遂行方法の探究等の必要を説き、この目的のためにする理事會招集の次第を述べ。)

三。提案左の如し

(一)事件の決定的終局を齎すため、速に上海に於て日支兩國政府代表及び上記諸國政府代表よ

り成る一會議を成立せしむべし。

(二)該會議は次の基礎の上に行はるべきものとす。(イ)日本は何等政治的又は領土的企圖を有せず、且上海に日本租界を設定し又は日本の獨占的利益を増進するの意思なきこと。(ロ)支那は共同租界及び佛租界の地域及び住民を危險より防護すべき取極に依り、租界の安全及び保全が維持せられざる可らずとする基礎の上に右會議に参加すること。

(三)本會議の開催は勿論敵對行爲停止に關する地方的諸取極を爲すことを條件とす。理事會は右取極の速なる成立を期待し、且上海に代表者を有する他の主要諸國の陸海軍人及び文官たる當局が右取極を確實にするため能ふ限りの援助を與ふべきことを提議す。

(四)本提案は從來國際聯盟又は各國が日支事件に關して取れる立場を何等阻害し又は制限することなきを前提とし、上海地方に於ける速なる和平確立を目的とするものにして、議長は自身及び同僚の名に於て、日支兩國並に敵對行動の停止及び平和回復の共同目的のため地方的地位上特殊の貢獻を爲し得る上記諸國の參加協力を要望す。

之に對し我が代表は本國政府への請訓を留保して承諾し、政府は之を追認した。支那も之を受諾し、聯盟に對し左の通告を爲した。



支那の受  
諾條件

『既に聲明したる主義を基礎とする停戦にして受諾且實行せらるゝに於ては、支那政府は共同租界及び佛國租界の安全は上海の内外の平和の維持に必要なを認め、上海に於ける一會議〔圓卓會議〕に参加するの用意あり、但し該會議は上海の平和回復に關することのみに係ること、且支那の何れの地方に於ける日支紛争より生ずる所の一切の問題は、支那が聯盟に向つて要求したる手續に従つて解決せらるべきことの了解の下に開催せらるべきものとす。…該會議への参加は、參加諸政府間に於て討議事項に關して爲さるべき取極の如何に由るべきこと勿論とす。』(If the Armistice based on the principles already announced were accepted and carried out, the Chinese Government is prepared to participate at a Conference in Shanghai, recognizing that the safety of the International Settlement and the French Concession is essential to the maintenance of peace in and around Shanghai, and on the understanding that the Conference is concerned only with the restoration of peace in Shanghai, and that all questions arising out of the Sino-Japanese conflict in any part of China will be settled in accordance with the procedure invoked by China before the League. . . It is of course understood that participation at the Conference is subject to agreement between the participating Governments as to its agenda.)

故に支那は圓卓會議開催のことを受諾するに方り、(一)上海の内外の平和維持の必要を特に前提としたること、随つて(二)圓卓會議にて討議すべき平和回復に關する事項は皆に停戦そのものゝみならず、上海を將來眞の平和都市とするに就てのそれに及ぶべきものなること、(三)滿洲問題の解決は國際聯盟に委ね、圓卓會議の問題とせざるべきは支那自身の了解として申出でたるものなること、以上は右の受諾通告文の上から疑ふの餘地なきものである。されば支那は、參加諸國間に於て取極むべき討議事項の如何に依りては會議参加を辭することあるべきを後段に於て謳へるも、前段の三點は支那より進んで會議参加の條件として言明したるものとして動かさず、又支那として動かし得ない。

國際聯盟理事會の二月二十九日の決議は、單に停戦會議の開催を勸告したのではなくして、それと共に更に一步進み、右の(三)の(ロ)にある通り、租界及び住民を危険より防護すべき取極(arrangements)に依り、租界の安全及び保全が維持せられざる可らずとする基礎の上に一會議を開き、支那を之に参加せしむることを提議したものである。聯盟の決議の一半である停戦のことは、五月五日の停戦協定の成立に依りて實現せられた。剩さへ我國は、關係列國の豫期せざりし迅速さを以て撤兵を決行した。停戦協定に規定したる所は眞個に停戦に關することのみで、右の

支那は圓  
卓會議に  
當然應ず  
べきもの



(ロ)にあるが如き租界及び住民を危険より防護すべき取極に關しては、毫も觸れてない。のみならず、その第二條には、『中國軍隊ハ本協定ニ依リ取扱ハルル地域ニ於ケル正常状態ノ回復後ニ於テ追テ取極アル迄其ノ現駐地點ニ止マルベシ』とありて、即ち追テの取極あることを當然豫想したものである。故に右の(ロ)にいへる目的を以て更に一會議——圓卓會議なるもの——を開催することは、聯盟の決議の要求したる當然の順序と云はねばならぬ。而してこの圓卓會議は『上海の平和回復に關することのみを討議すること』の了解の下に開催せらるべきもので、この了解は實に支那が右の開催を應諾するに方りて自身發意したものである。然るに支那は、今日に至り之を滿洲問題に結付けんとする。若しそれが支那の當初からの方針であるが故とするならば、支那は聯盟を欺いたものである。若し聯盟を欺いたに非ずとするならば、支那の今日の態度はまさしく自家撞着である。聯盟理事會の二月二十九日の決議は、専ら上海問題のみを對象としての上のことであつた。それを今日支那が滿洲問題に結付け、それができねば圓卓會議の開催に應ぜずといふが如きは、甚しき背信的態度といふの外ない。

圓卓會議  
促進に關  
し内交渉

芳澤外相は五月十三日在東京英米佛伊の四國大使を交々引見し、帝國政府の上海派遣軍を全部撤退せしむるに至れる事情を説明すると共に、政府の停戰協定調印のみを以て満足するものに非

ざることを語り、上海の恒久的安全確保のため速に圓卓會議の開催を實現せしむるに就て四國政府の外交的斡旋を得たき希望を陳述したること翌日の都下諸新聞紙に見えた。しかも日ならずして犬養首相は兎手に仆れ、芳澤君も挂冠の已むなきに至つた。後繼の齋藤内閣の外相内田伯は就任以來滿洲國承認問題に追はるゝがためか、爾來上海圓卓會議問題に關し格別措辦する所ありしを聞かない。

在上海諸  
外人の諸  
圓卓會議  
促進運動

他方上海にありては、在留外人殊に英人間に於て圓卓會議促進運動は漸次高まり、各國商業會議所は六月一日領事團に向つて關係各國政府の同會議開催の努力方を要請する所あつた。英國下院にては六月八日之に關する質問答辯があり、保守黨のミルン(Sir J. S. Milne)は『上海の英米佛伊蘭の五國及び聯合の各商業會議所の裏書したる圓卓會議開催促進の意見書が既に在本地英國總領事に提出せられたる事實に鑑み、外務大臣には速にその開催を實現せしむることに就て在上海各國同僚と商議すべく同總領事に訓令するに意あるや』と問ひ、又同黨のケイン(R. H. Caine)も『上海の諸懸案を解決せしむるの目的を以て速に圓卓會議を開催すべしと要請せる在上海英國居留民大會の稟申を外務大臣には考量せられたるや、又諸懸案にして速に解決せらるゝなくんば一九二七年及び一九三二年の擾亂は再演せらるゝの危険なきを保せざるに鑑み、外務大臣には斯

之に關し  
英國下院  
に於ける  
質問答辯



かる圓卓會議を促進せしむるに就て何等措置する所ありしや、ありしとせば如何なる措置なりしや」と質した。

外務次官エデンは之に答へて曰く、「上海の意見書は未だ本政府に附議せられてあらず、圓卓會議案に關する現在の位地は左の如く、即ち去五月二十六日本院に於てモルガン・デヨーンズ君に對して爲したる答辯中に云へる機密の交渉は今尙ほ進行中にあり」と。而して右の交渉とは何れのそれを意味するやとの質問に對し、次官は「日本政府に依りて發議せられたる所の機密交渉なり」と答へ、又保守黨のキルクパトリック (W. M. Kirkpatrick) の「假に圓卓會議にして開催せらるゝとならば、外務大臣にはフヘータム報告をば支那人及び外國人双方に對し公平なる一の政治的解決案として之を討議の基礎に採擇せらるゝに意ありや」と問へるに、次官は「本件は全然機密交渉の範圍に屬し、自分は之に就て何等言明を爲す能はず、諸君には關係の諸事實は總て考量に加へらるべきことに安意せられて可なり」と答辯するに止めた。


故に圓卓會議問題は、目下の處我が政府よりの發意に由る機密の交渉が英國その他關係諸國政府との間に今尙ほ懸案中と見るの外ない。それが今後如何に發展すべきかは、局外者として何とも豫言するを得ない。けれども喉元過ぐれば暑さを忘るで、關係諸國政府も上海戰に直面して將

歴史は反  
覆せずと  
保證し得  
ない

來の安寧靜謐を確保するの緊切なる所以を目前に痛感する間こそ圓卓會議開催に熱あらんも、事變の一段落後日子の経過すると共に乘氣も薄らぎ、必しも之を不急の冗事とまでは見ざるにもせよ、ヨリ急務とする諸般の外交案件にヨリ多く力を注ぎ、自然圓卓會議問題に油が乗らぬといふことは想像し得べく、随つてその實現性は、一日遅るれば一日遠くなるものと見ねばなるまい。しかも他方にありては、排日は排日運動にて飯を喰ふ謂ゆる排日屋の減滅せざる限り、皇軍が一時十九路軍を敲き潰した位で決して杜絶せらるべき筈なきこと炳乎として疑を容れない。上海戰は漫に再演すべきに非ざること論なく、再度の衝突の如きは飽くまで避くるを望ましとするが、假に所期の圓卓會議にして結局お流れとなり、而して排日運動依然終熄せずとあらば、歴史は斷じて反覆せずとは誰しも保證し得ない。

— 終 —





Faint, illegible text visible on the left page, likely bleed-through from the reverse side of the page.



Rousseau (敵性).....265  
 掠奪.....278-9, 365-7  
 薩哈噠.....122  
 最惠國條款.....15  
 蔡廷鍇.....87, 108-111, 394, 489  
 齋藤内閣.....525  
 櫻田門外不祥事件.....8  
 作戰地の意義.....475 以下  
 鮫島大佐.....36-7  
 三民主義.....497  
 三義里.....37, 385  
 山東問題.....4  
 三友實業社.....9, 10, 483  
 佐藤大使.....58, 427 以下  
 青帮.....113-4, 124, 418  
 齊燮元.....195, 510  
 盛宣懷.....326  
 西太后.....102  
 青島戰.....116, 361  
 赤十字條約.....277, 331-3  
 戰地の意義.....475  
 占據と占領.....407  
 先施公司.....93  
 上海毎日新聞.....16  
 上海日報.....5  
 Sherman 將軍.....274  
 重光公使.....432, 463-5, 481, 519  
 島田少將.....54, 56, 242, 432, 481  
 四明公所.....392

下ノ關砲擊.....95  
 鹽澤少將.....15-7, 24-7, 32-4, 36, 43, 314, 397  
 白川大將.....402-3, 420, 429, 431, 463-5  
 蔣時叙(牧師).....127-9  
 蔣介石.....18-20, 83, 108-112, 399, 402, 519  
 蔣光鼎.....108-111, 420, 431  
 蔣作賓.....519  
 蔣鼎文.....402  
 淞滬鐵道.....342以下, 484  
 商務印書館.....312-7, 346-8, 388  
 商船學校.....350  
 小刀團.....92  
 Short 米飛行將校.....137, 141, 295  
 Shotwell, J. T.....48  
 Simon 英外相.....222, 365  
 Simpson, J. H.....330  
 Slotnarin, Prof.....349  
 孫傳芳.....497  
 孫科.....19, 399  
 孫子.....123  
 Spaight, Prof.....77, 142  
 Stimson 米長官.....68, 71, 73  
 Stockholm 空戰法規案.....300  
 Strassburg 寺院砲擊.....262, 317  
 Sudan.....142  
 Suez 運河中立.....194  
 水雷敷設條約(1907).....246

水災避難民收容所.....329-333, 350  
 水産學校.....349-350  
 立作太郎博士.....80, 248  
 戴戟.....108-111, 432, 481  
 太平洋問題調査會.....47, 500, 502  
 太平賊の亂.....92, 156, 171, 186  
 谷亞細亞局長.....362  
 田代少將.....394, 432, 481  
 辰丸事件.....3  
 停戰の語義.....421  
 敵性.....264  
 天津條約(明治十七年).....229  
 ——還附公文(明治卅五年) 510  
 西藏.....510  
 友野民團書記長.....463-6  
 東郷元帥.....116  
 Tübingen.....144  
 内田外相.....525

植田師團長.....74, 87, 319-400, 432, 463-5, 481, 489  
 植松少將.....412, 467  
 Unwin, F. S.....195  
 Versailles 平和條約.....139, 260  
 Waldeck 青島總督.....116  
 Waldersee 元帥.....360  
 Williams, Sir J. F.....268  
 Woodhead.....42, 313, 471  
 山岸軍醫大尉.....417  
 袁世凱.....228  
 芳澤前外相.....46, 48, 62, 152-3, 397, 429, 478, 503, 524  
 郵便貯金の押收.....259  
 財産の語.....257-8  
 ——の區別.....258以下



神尾大將(青島役).....115	顧祝同.....20
間牒.....123, 125, 187	胡適.....349
觀象臺(北京).....260	Kriegsraison.....248-252, 282
夏晉麟.....502	空閑大隊.....401
加藤定吉大將(青島役).....115	區壽年.....110-1, 391
加藤隆義少將.....294	九國條約.....515-7
河端行政委員會長.....463-6	共產黨.....400
京衛軍.....107-112	強襲の語.....270, 275
京濱鐵道(日本).....325	休戰の語.....420-1
刑事訴訟法(支那).....5	
Kelly 英提督.....422, 446	Lampson 公使.....328, 426, 491
Kent (英艦).....422, 446-7	Lansbury, G. ....220
暨南大學.....350	Lawrence(戰爭の定義).....80
Kirkpatrick, W. M. ....526	Lespés 佛提督.....98
Kitchener 將軍.....142	Lex talionis.....90
胡漢民.....18	李鴻章.....102
黑海の中立.....194	倫敦宣言.....255
國際航空條約.....238, 240	——タイムス.....45, 222, 302
國際司法裁判所289, 364, 451, 505-7	Longwy 要塞.....145
虎門寨.....188	Louvain 大學破壞.....262
滬甯鐵道.....241, 321以下	
小西榮吉氏.....17	Macdonogh 中將.....283
攻撃の語.....270	Mandjur (露艦).....232
黃浦江.....231-3	滿洲事件.....1, 2, 519-524
紅幫.....114, 418	松平大使.....447
黃海の戰.....190	松本忠雄氏.....362, 494
虹口公園.....30, 36, 462以下	Menam の平時封鎖.....378
黃強.....111, 432, 481	Mexico の.....378, 384
江南機器局.....510-1	Metz の役.....121
湖州會館.....314	Millard, T. F. ....227, 469

Millot 將軍.....96	王震.....180-185
Milne, J. S. ....525	汪兆銘.....519
民兵.....114	汪精衛.....399
水上師.....9, 10, 22	王正廷.....519
Moellenhof 中佐.....137-8	大島公使.....228-9
Moltke 元帥.....254	大津事件(明治廿四年).....479
Montenegro.....246-7	大山元帥.....191
毛維壽.....111, 391	Oppenheim
Moore (平時封鎖).....376	非常收用權.....356
Muddy Flat の役.....94, 104	交戦法規適用.....105
村井總領事.....8-18, 21-34, 42, 91,	港前水雷敷設.....293
131, 180, 242, 289,	戰爭の定義.....80
330, 394, 397, 463-5	Othmer, Dr. ....349
陸奥宗光(上海中立).....189	
	Paris 宣言(1856).....375
長岡大使.....454	Parkes 公使.....187
南阿の役.....121	Patenotre 公使.....100, 189
南北戰爭.....274, 376	Piraeus (平時封鎖).....380
Négrier 將軍.....101	Pratt 米提督.....380
紐育タイムス.....45, 49, 71	
日獨戰爭.....228	羅文幹.....519
日清戰爭.....189-191	Rebus sic stantibus.....516
乃木大將.....116, 332	Rheims 砲撃.....262-3, 317
野村中將.....54, 56, 127, 130, 242,	Ringwalt 副領事.....53
311, 337, 389, 391, 396,	林森.....19
404, 416, 420, 463-6	旅順.....99, 116
North China D. N. ....138, 507	劉銘傳.....98
	廬永祥.....195, 510
Omdurman の役.....142	露支事件(1929).....103
大井艦.....233	勞働大學.....313, 315, 350



Chaux-de-Fond 爆撃 ..... 310  
 治外法權 ..... 212, 469, 512  
 China Press ..... 149  
 沈光漢 ..... 111, 391  
 陳其美 ..... 194-5  
 陳銘樞 ..... 107-8  
 陳濟棠 ..... 108  
 陳誠 ..... 402  
 陳友仁 ..... 19, 399  
 趙觀濤 ..... 402  
 張之洞 ..... 102  
 張祥麟 ..... 444  
 Christian Science Monitor ..... 41, 56  
 中國民報 ..... 8-12  
 Cobbett (平時封鎖) ..... 375  
 Corfu 砲擊 ..... 102  
 Courbet 提督 ..... 97-8, 101, 378  
 Crete 封鎖 ..... 382  
 Cuba ..... 122  
 Czecho Slovakia ..... 348  
 第九師團 ..... 217以下, 391以下  
 Danzig 市 ..... 508  
 Davidson, H. .... 499  
 Defence Creek ..... 93  
 Democracy ..... 39  
 獨逸陸戰戰時慣例 ..... 249  
 ——總領事館 ..... 233  
 Don Pacifico 事件 ..... 380  
 Dupleix (佛艦) ..... 213

Eden 英外務次官 ..... 526  
 永安紗廠 ..... 242, 308-9  
 英國陸戰法規 ..... 273, 275  
 ——敵國通商法 ..... 351  
 英支條約(1894) ..... 510  
 衛藤隅二氏 ..... 16  
 Embargo ..... 380, 384-5  
 Fantôme (英商船) ..... 380  
 Fauchille, P. .... 237-8, 276  
 Feetham 判事 ..... 493-9  
 Feetham 報告 ..... 158, 204, 208, 210, 500, 526  
 Ferry 佛首相 ..... 97-101, 381  
 Fessenden (租界中立) ..... 200  
 Franc-tireurs ..... 120  
 Fremantle 中將 ..... 191  
 普佛戰爭 ..... 213  
 福建 ..... 98  
 佛國艦隊臺灣封鎖 ..... 99, 378-381  
 ——海戰法規 ..... 255  
 福島大將 ..... 360  
 復旦大學 ..... 313, 315  
 俘虜 ..... 125, 473  
 佛清戰爭 ..... 96-101, 105, 185-7, 378-381  
 顏惠慶 ..... 57-60, 74, 81, 426以下, 444, 447 以下

Garner, J. W. .... 143, 146, 228, 277, 306  
 希土戰爭 ..... 140  
 義和團事變 ..... 2, 102, 104, 178, 260, 360, 510  
 Genève 軍縮會議 ..... 306  
 ——條約(赤十字を見よ)  
 伍朝樞 ..... 19  
 吳大鈞 ..... 340  
 吳鐵城 ..... 8-18, 21-7, 42, 91, 182, 218, 289, 394, 399, 428  
 Grosvoit (露艦) ..... 232  
 Guam 防備制限 ..... 69, 73  
 軍事的目標 ..... 275, 304  
 軍律 ..... 409-410  
 八字橋の戦 ..... 329, 392  
 Hailsham, Visc't ..... 500  
 Hall  
 徵發と砲撃 ..... 291  
 戦利品 ..... 278  
 戦争の定義 ..... 80  
 范其務 ..... 394  
 Hart, Robert ..... 100  
 Heidelberg 決議 ..... 377, 381  
 平時封鎖 ..... 88, 99, 104, 373以下  
 Hertha(獨艦) ..... 213  
 非常收用權 ..... 352以下  
 非戦闘員の語 ..... 115, 307  
 Hogan (平時封鎖) ..... 376, 384

保險と賠償 ..... 369  
 Holland, T. E.  
 平時封鎖 ..... 373, 378, 383  
 休戦 ..... 420  
 Holtzendorf ..... 249  
 Hood 將軍 ..... 274  
 Hoover 大統領 ..... 70  
 Hyman ..... 447以下, 452, 455, 461  
 尹奉吉 ..... 462以下  
 犬養前首相 ..... 525  
 伊國海戰法規 ..... 255  
 ——航空機初利用 ..... 297  
 岩井勇氏 ..... 16  
 出雲艦 ..... 180, 215, 416  
 Jackson 大佐 ..... 305  
 Jacquinet, Father ..... 389-390  
 Japan Advertiser ..... 153  
 自動觸發水雷 ..... 292, 309  
 自衛權と財産加害 ..... 362以下  
 仁川中立問題 ..... 229  
 Jones, M. .... 526  
 十九國繼續委員會 427, 448以下  
 十九路軍 ..... 18, 74, 107-113, 124, 389, 391 以下  
 海戰法規(我國の) ..... 255-6, 384  
 會審衙門 ..... 513  
 郭泰祺 ..... 429以下, 480-1

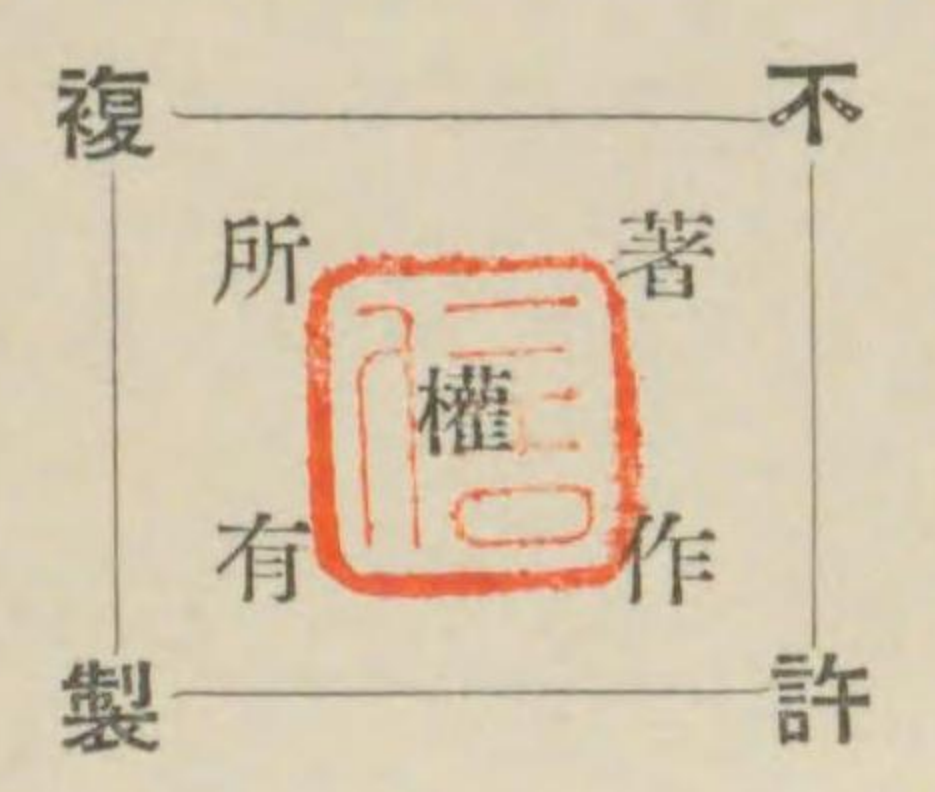


# 索引

Alphabet 順

Aaland 島の中立	194, 512	米國兵警備區域	20, 242
Abbot 教授	40	—海戰法規	255, 368
安達峯一郎博士	59	—陸戰法規	275
Alcock 英領事	92	—上海投資額	214, 518
Angary, Right of	352 以下	—敵國通商法	351
荒木陸相	481, 493-5	米西戰爭	140
Ardagh 將軍	144	Bell 少佐	389
有賀長雄博士	192	Bellot 戰時規則	283-9
Askold (露艦)	232	Benes 案	456
Asquith	262	Bil'ot	101
Astor House Hotel	181	Birma	510
麥倫兩級中學	502	Birt, Prof.	349
Baldwin	220	Bismarck	332, 353
萬壽山砲擊	262	Boncour 議長	423, 447
萬國國際法協會		Bonfils (宣戰)	77
防守都市	271	Borah, W. E.	68
平時封鎖	377	紡績業 (在上海本邦)	15, 344
非常收用權	554-5	Brussels 會議 (1874)	118-9
宣戰手續	77-8	Bume, Dr.	148-150
私有財產	283	廟行鎮	40 以下
Barclay, Sir T.	306	Caine, R. H.	525
Bayard (佛艦)	380	Campbell, J. D.	100-1

昭和七年九月十五日  
昭和七年九月十八日  
發行



發行者兼  
印刷者  
印刷所

上海戰と國際法  
定價金參圓

信夫淳平  
東京府豊多摩郡下落合一三二一  
中川二郎  
東京市芝區南佐久間町一ノ七  
研文社印刷所  
東京市芝區南佐久間町一ノ七


發賣所

東京市日本橋區通二丁目  
振替口座東京第五番

丸善株式會社

支店及出張所  
東京(神田、三田、早稲田、丸ビル)、横濱、大阪  
神戸、京都、福岡、名古屋、仙臺、札幌、京城

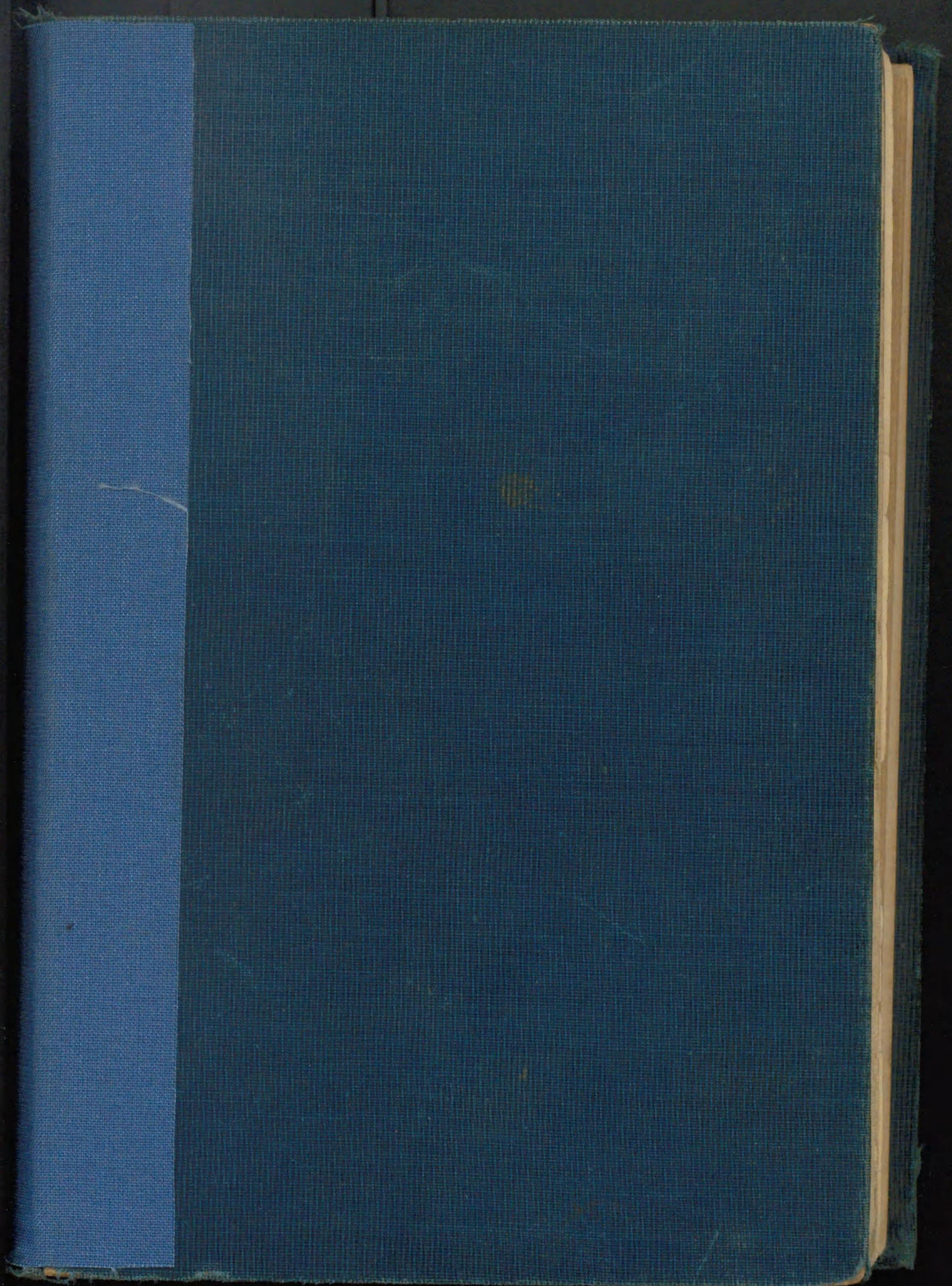












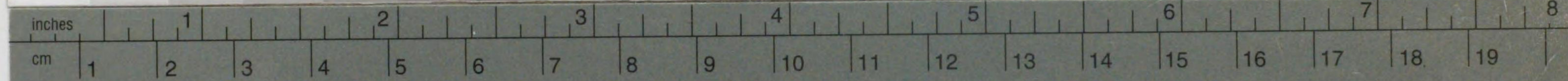


# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

**A** 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

